

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2026年4月
(第2回訂正分)

株式会社バトonz

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等
の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年4月13日に関東財務局長に
提出し、2026年4月14日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年3月17日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年4月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集310,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し451,800株（引受人の買取引受による売出し352,500株・オーバーアロットメントによる売出し99,300株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2026年4月13日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

3 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し99,300株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

2【募集の方法】

2026年4月13日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定された引受価額（607.20円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（660円）で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「99,975,000」を「94,116,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「99,975,000」を「94,116,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

（注）5の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「660」に訂正
「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「607.20」に訂正
「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「303.60」に訂正
「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき660」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。
公募増資等の価格の決定にあたりましては、630円以上660円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数310,000株、引受人の買取引受による売出し352,500株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限99,300株(以下総称して「公開株式数」という。)を目的に需要の申告を受け付けました。その結果、
①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。
が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき660円と決定いたしました。
なお、引受価額は1株につき607.20円と決定いたしました。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額(535.50円)と発行価格等決定日に決定した発行価格(660円)及び引受価額(607.20円)とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 2026年3月17日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき303.60円と決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき607.20円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は新株式払込金として、2026年4月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき607.20円)を払込むことといたします。
- 3 引受け手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき52.80円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- 1 上記引受人と2026年4月13日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「199,950,000」を「188,232,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「192,950,000」を「181,232,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、2026年4月2日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額181,232千円及び「1 新規発行株式」の（注）4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限59,294千円については、ソフトウェア開発投資及び本社移転に係る設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には以下のとおりであります。

1. ソフトウェア開発投資

M&AプロセスにおけるDX化及びAI実装を通じた一層の業務効率化を図るとともに、M&A支援機関向けに提供するソフトウェアサービスの機能強化を含む顧客サービス強化を目的として、ソフトウェア開発投資として2027年3月期に150,000千円を充当する予定であります。

ソフトウェア開発については、主として自社開発を想定しており、AIを活用したM&A候補企業の事前調査、秘密保持契約締結後に共有される売り案件情報を取りまとめた企業概要書（IM：インフォメーション・メモランダム）作成、M&A候補企業のリスト作成等の業務プロセスを自動化する機能開発を予定しております。

2. 本社オフィス移転に係る設備資金

今後の事業拡大及び人員増加に対応するための執務スペース確保、ならびに採用力強化を目的とした本社オフィスに係る設備投資資金（敷金差入保証金等）として2027年3月期に上記1.の残額を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

発行価格等決定日（2026年4月13日）に決定された引受価額（607.20円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格660円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「227,362,500」を「232,650,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「227,362,500」を「232,650,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 4 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し99,300株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。

- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

（注）4、5の全文削除及び6、7の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「660」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「607.20」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき660」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

<欄外注記の訂正>

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 大和証券株式会社 352,500株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき52.80円）の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「64,048,500」を「65,538,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「64,048,500」を「65,538,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**行われる大和証券株式会社による売出しであります。

5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

（注）5の全文削除及び6の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「660」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき660」に訂正

<欄外注記の訂正>

1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、2026年4月13日において決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月17日及び2026年4月2日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 99,300株
募集株式の払込金額	1株につき535.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>（注）</u>
払込期日	2026年5月20日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都中央区日本橋本石町一丁目3番2号 株式会社三菱UFJ銀行 日本橋支店

（注） 割当価格は、2026年4月13日に607.20円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2026年5月15日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（99,300株）を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

（省略）

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目の日（2026年10月17日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち18,300株について売付けることを引受人に要請し、引受人は当社の要請に基づき親引けを実施します。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

(3) 親引けしようとする株券等の数

引受人は、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による新株式発行数及び引受人の買取引受による売出株式数のうち18,300株を売付けいたします。

(8) 発行条件に関する事項

発行条件は、仮条件等における需要状況等を勘案した結果決定した募集株式発行等の発行条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

(9) 親引け後の大株主の状況

<欄内の数値の訂正>

「バトンズ社員持株会」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数（株）」の欄：「107,400」を「105,200」に訂正

「バトンズ社員持株会」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「1.97」を「1.93」に訂正

「計」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数（株）」の欄：「4,355,300 (520,000)」を「4,353,100 (520,000)」に訂正

「計」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「79.70 (9.52)」を「79.66 (9.52)」に訂正

<欄外注記の訂正>

2 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年3月17日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による新株式発行、引受人の買取引受けによる売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2026年4月
(第1回訂正分)

株式会社バトonz

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年4月3日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年3月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集310,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し451,800株（引受人の買取引受による売出し352,500株・オーバーアロットメントによる売出し99,300株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、2026年4月2日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 目論見書の電子交付」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

3 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2026年3月17日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(注) 3の全文削除及び4、5、6の番号変更

2【募集の方法】

2026年4月13日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2026年4月2日開催の取締役会において決定された払込金額（535.50円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「173,910,000」を「166,005,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「102,300,000」を「99,975,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「173,910,000」を「166,005,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「102,300,000」を「99,975,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件（630円～660円）の平均価格（645円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 仮条件（630円～660円）の平均価格（645円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は199,950,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「535.50」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は630円以上660円以下の価格といたします。
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日（2026年4月13日）に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額（535.50円）と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 8 引受価額が発行価額（535.50円）を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「大和証券株式会社277,000、株式会社SBI証券6,600、楽天証券株式会社6,600、マネックス証券株式会社3,300、松井証券株式会社3,300、岡三証券株式会社3,300、あかつき証券株式会社3,300、東洋証券株式会社3,300、水戸証券株式会社3,300」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 1 上記引受人と発行価格等決定日(2026年4月13日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
 - 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。
- (注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「204,600,000」を「199,950,000」に訂正
「差引手取概算額(円)」の欄：「197,600,000」を「192,950,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(630円～660円)の平均価格(645円)を基礎として算出した見込額であります。2026年4月2日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額192,950千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限63,048千円については、ソフトウェア開発投資及び本社移転に係る設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には以下のとおりであります。

1. ソフトウェア開発投資

M&AプロセスにおけるDX化及びAI実装を通じた一層の業務効率化を図るとともに、M&A支援機関向けに提供するソフトウェアサービスの機能強化を含む顧客サービス強化を目的として、ソフトウェア開発投資として2027年3月期に150,000千円を充当する予定であります。

ソフトウェア開発については、主として自社開発を想定しており、AIを活用したM&A候補企業の事前調査、秘密保持契約締結後に共有される売り案件情報を取りまとめた企業概要書(IM：インフォメーション・メモランダム)作成、M&A候補企業のリスト作成等の業務プロセスを自動化する機能開発を予定しております。

2. 本社オフィス移転に係る設備資金

今後の事業拡大及び人員増加に対応するための執務スペース確保、ならびに採用力強化を目的とした本社オフィスに係る設備投資資金(敷金差入保証金等)として2027年3月期に上記1.の残額を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「232,650,000」を「227,362,500」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「232,650,000」を「227,362,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

4 売出価額の総額は、仮条件（630円～660円）の平均価格（645円）で算出した見込額であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「65,538,000」を「64,048,500」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「65,538,000」を「64,048,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

5 売出価額の総額は、仮条件（630円～660円）の平均価格（645円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月17日及び2026年4月2日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 99,300株
募集株式の払込金額	<u>1株につき535.50円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2026年5月20日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都中央区日本橋本石町一丁目3番2号 株式会社三菱UFJ銀行 日本橋支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2026年5月15日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(省略)

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエアオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目の日（2026年10月17日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

(省略)

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち20,500株を上限として売付けることを引受人に要請しております。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け予定先の概要

① 名称	バトンズ社員持株会	
② 本店所在地	東京都中央区築地三丁目12番5号	
③ 代表者の役職・氏名	理事長 宮原 弘樹	
④ 当社との関係	資本関係	親引け予定先が保有している当社の株式の数：86,900株
	人的関係	該当事項ありません。
	取引関係	該当事項ありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項ありません。

(2) 親引け予定先の選定理由

当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会を親引け予定先として選定しました。

(3) 親引けしようとする株券等の数

20,500株を上限として、公募増資等の価格等とあわせて発行価格等決定日（2026年4月13日）に決定する予定であります。

(4) 親引け先の株券等の保有方針

長期的に保有する方針であります。

(5) 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況

当社は、払込に要する資金について、当社従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

(6) 親引け予定先の実態

当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

(7) 親引けに係る株券等の譲渡制限

親引け予定先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照ください。

(8) 発行条件に関する事項

発行条件は、仮条件等における需要状況等を勘案した上で決定する募集株式発行等の発行条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

(9) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数の割合（%）	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数 (株)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社日本M&Aセンターホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,400,000	27.16	1,250,000	22.87
神瀬 悠一	埼玉県和光市	1,100,000 (150,000)	21.34 (2.91)	1,000,000 (150,000)	18.30 (2.74)
宮竹 秀太郎	石川県小松市	749,900 (150,000)	14.55 (2.91)	730,000 (150,000)	13.36 (2.74)
XTech2号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目5番20号	365,000	7.08	335,800	6.14
アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合	東京都港区浜松町二丁目2番15号	352,500	6.84	324,300	5.93
DIMENSION2号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	315,000	6.11	289,800	5.30
鈴木 安夫	埼玉県さいたま市浦和区	215,000 (150,000)	4.17 (2.91)	215,000 (150,000)	3.93 (2.74)
バトンズ社員持株会	東京都中央区築地三丁目12番5号	86,900	1.69	107,400	1.97
海山 龍明	＝	73,000 (70,000)	1.42 (1.36)	73,000 (70,000)	1.34 (1.28)
渡部 恒郎	東京都港区	30,000	0.58	30,000	0.55
計	＝	4,687,300 (520,000)	90.93 (10.09)	4,355,300 (520,000)	79.70 (9.52)

(注) 1 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年3月17日現在のものです。

2 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年3月17日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による新株式発行、引受人の買取引受けによる売出し及び親引け（バトンズ社員持株会20,500株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4 () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

(10) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項ありません。

(11) その他参考となる事項

該当事項ありません。

5. 目論見書の電子交付

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、全て電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます(金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項)。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合(企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第6項)は、目論見書の電子交付はできませんが、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ当社普通株式を販売します。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2026年3月



株式会社バトonz

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式173,910千円（見込額）の募集及び株式232,650千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式65,538千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2026年3月17日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社バトonz

東京都中央区築地三丁目12番5号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。なお、「※」を付している用語については「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に用語説明を設け記載しております。

1 経営方針

誰でも、何処でも、簡単に、自由に、 M&Aが出来る社会を実現する

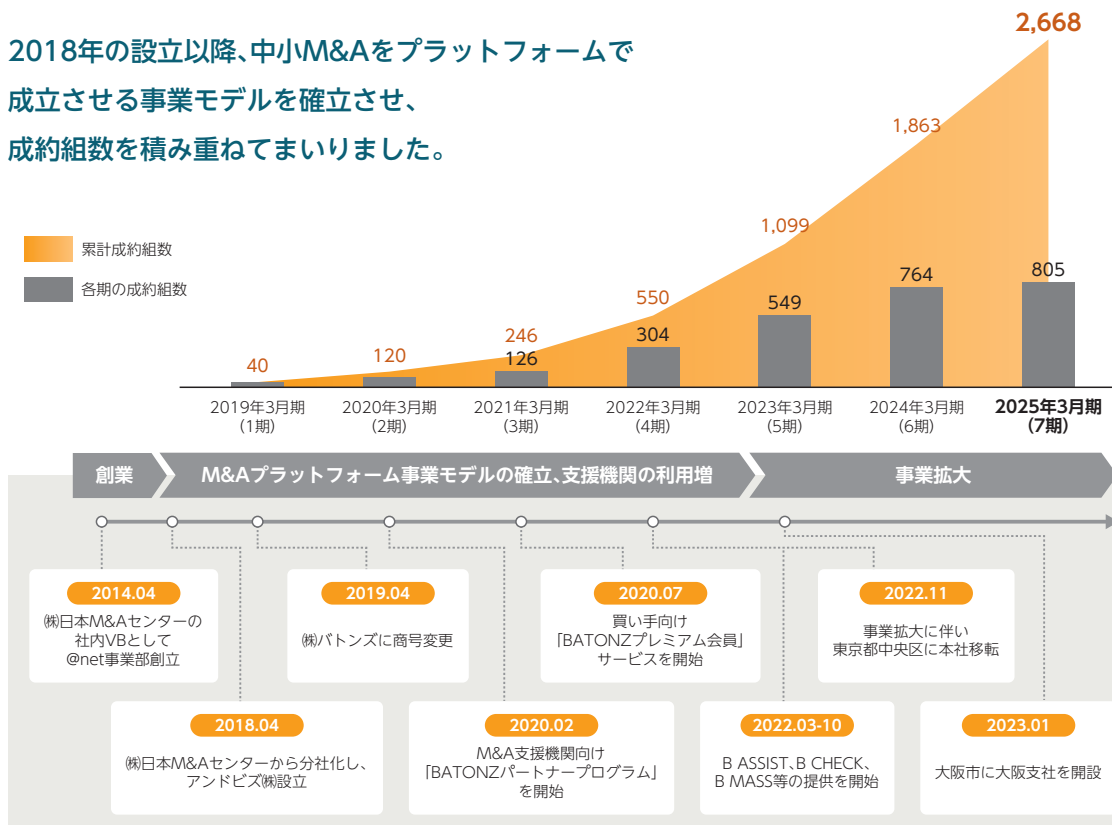
*Realizing a society where Anyone, Anywhere,
Easily and Freely, can do M&A.*

M&Aがこれまで一部の経営者だけに限定されていた現状を打破し、多くの企業や事業を次世代へと繋ぐことを使命としております。

私たちは、「経営者の成功を『全力で応援する』」、「『成約できる環境』を創り続ける」という2つのミッションのもと、M&Aの専門知識とテクノロジーを融合させたM&Aプラットフォームを提供するとともに、DX化により品質と生産性を高めた人的サポートも大切にしながら、誰もが安心してM&Aを活用できる環境を創出してまいります。

2 沿革

2018年の設立以降、中小M&Aをプラットフォームで
成立させる事業モデルを確立させ、
成約組数を積み重ねてまいりました。



3 事業の内容

当社は、「誰でも、何処でも、簡単に、自由に、M&Aが出来る社会を実現する」をビジョンとして掲げ、地方の小規模事業者様を含む全国の事業承継課題等の解決に貢献したいという想いで、インターネットを利用したM&AマッチングのためのM&Aプラットフォーム「BATONZ」の企画・制作・運営を行っております。

これまでM&Aは一部の限られた経営者のみが選択できる経営手段でありましたが、日本国内における後継者問題が大きな課題となる中、多くの価値ある事業を次世代に繋げるべく、中小企業等に対してM&Aの敷居を下げ、M&Aを身近な経営手段とする社会の実現に取り組んでおります。

当社は、インターネットを活用したM&Aプラットフォーム*1「BATONZ」の企画・制作・運営を主軸とする「M&Aテクノロジー事業」を展開しており、主要サービスとして「①M&Aプラットフォーム」「②M&A SaaS*2」の2つを展開しております。

なお、当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。

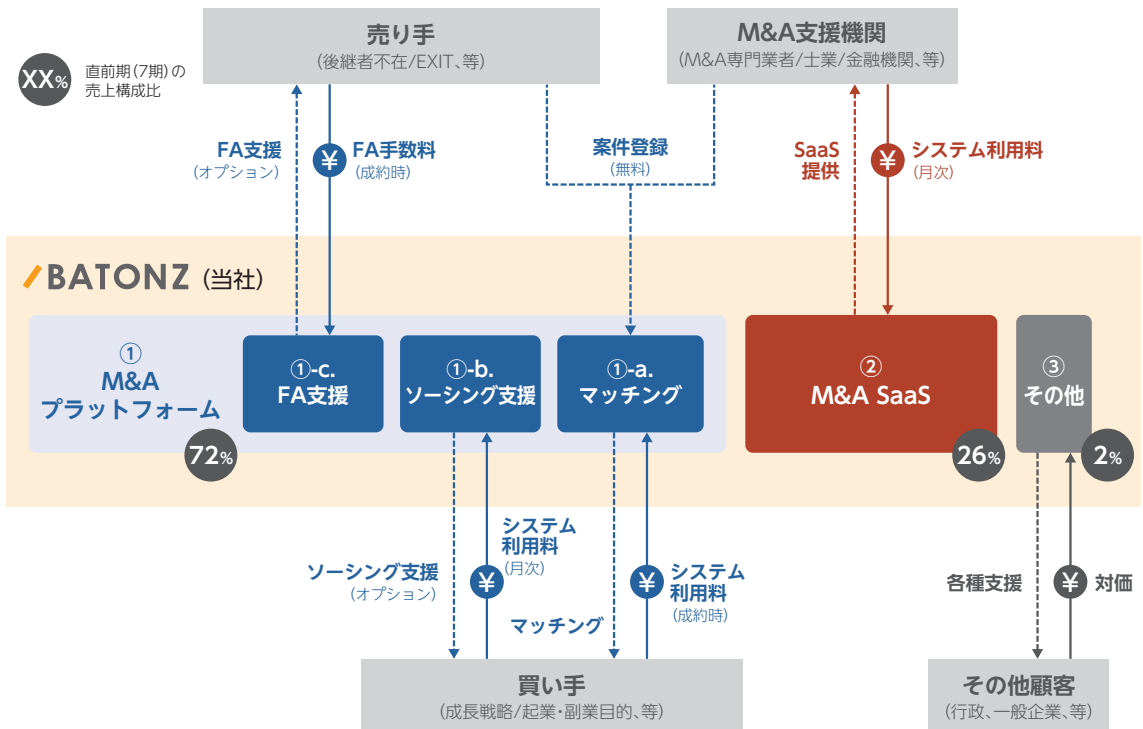
M&Aテクノロジー事業について

当社はM&Aを行う売り手と買い手に加えてM&A支援機関*3（M&A専門業者*4・士業等専門家*5・金融機関等）の三者が利用するM&Aプラットフォーム「BATONZ」を運営しております。

従来、M&Aの仲介業務*6/FA業務*7というM&Aアドバイザー業務*8に携わるM&A支援機関は、売り手と買い手の個別案件の成約を主な目的としておりましたが、「BATONZ」はM&Aにおけるマッチングの「場」を提供することを目的としており、Eコマースの出現による流通革命と同様に、インターネットを活用したM&A市場の見える化を推進し、効率的なダイレクトマッチングの仕組みを構築しております。

事業系統図

M&Aテクノロジー事業として①M&Aプラットフォーム ②M&A SaaSの2サービスを展開



① M&Aプラットフォーム

全国全業種の売り手/買い手が多数集うM&Aプラットフォーム



Key Features & Figures^{※1}

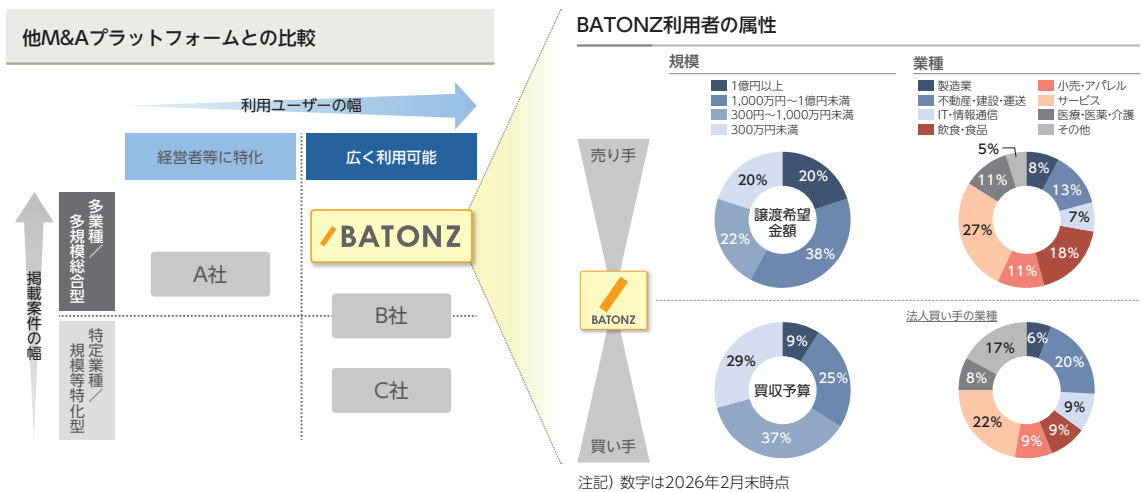


- ✓ 売り手は、無料で案件を登録し、買い手を募ることができます。また、**有料オプションにて、M&Aプロセスの支援 (FA支援)**を受けることができます。
- ✓ 買い手は、業種/エリア/規模等の様々な条件からニーズに合致した案件を探し、交渉ができます。また、**有料オプションにて、案件のソーシング支援**を受けることができます。

※1 注記) 数字は2026年2月末時点。MAUは2月月間のアクティブユーザー数。

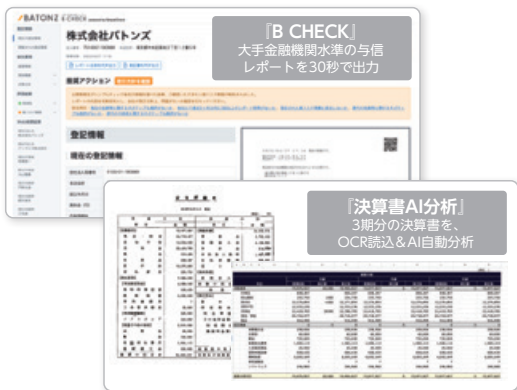
① M&Aプラットフォーム・競合サービスとの比較

多様な業種/規模の案件ニーズに対応した、「総合型」かつ「オープン」なプラットフォームが特徴



② M&A SaaS

M&A支援機関の専門業務を効率化/DX化するM&A SaaS



Key Features & Figures^{※1}



- ✓ **大手支援機関から地域の中小支援機関まで幅広い支援機関が利用**しています (M&A専門業者 (仲介/FA)、土業等専門家 (公認会計士/税理士/中小企業診断士/弁護士等)、金融機関)
- ✓ 与信審査・決算書OCR (光学的文字認識)・M&A候補企業リスト自動作成等、**M&A専門業務を効率化/DX化する機能・ツール群をオンラインで提供**しています
- ✓ なお、一部の大手M&A支援機関向けには、個別のシステム連携や業務サポート/モニタリング支援等を行うことで、より高付加価値のサービスも提供しています

※1 注記) 数字は2026年2月末時点。解約率は2025年4月から2026年2月までに解約した会員数の合計値を、同期間の月次累積会員数の合計値で除した値

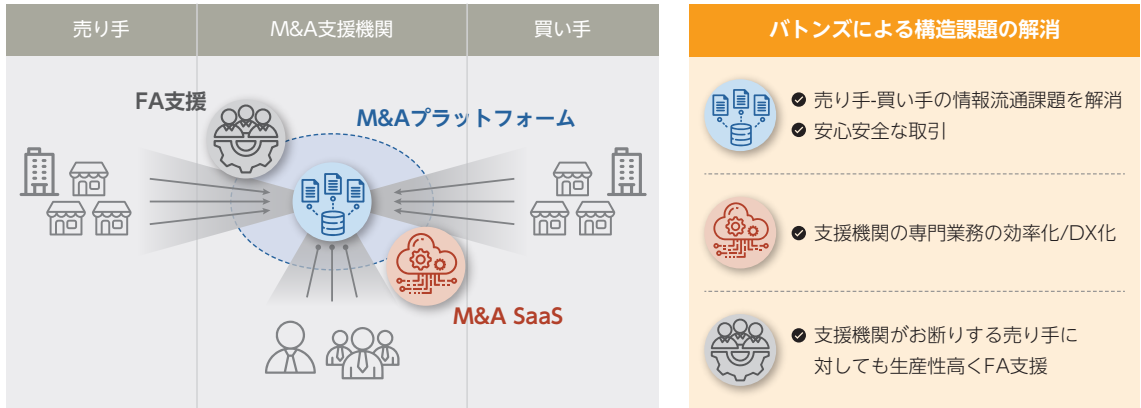
4 市場環境

従来の中小M&A市場は、以下の3つの構造的な課題から、特に小規模な事業者を中心にM&A成立及びそれらに対する仲介ビジネス成立が困難な状態でありました。

- a 売り手要因: M&Aに対する認知不足、不安感の高さ、相談先の少なさから、結果的に売り案件が顕在化しづらい
- b 買い手要因: 売り案件の発掘手段が限られており、アプローチしづらい
- c M&A支援機関要因: マッチング及び仲介業務に工数がかかる中で、十分な手数料が得られず採算が合わない

Structural Barriers: 構造的な成立課題への対応

当社では、情報流通課題をプラットフォームで、生産性課題をM&A SaaSとFA支援で解消し、小規模M&Aも含めた中小M&A市場全体を支援できるビジネスモデルとしている



中規模以上のM&Aに加え、小規模M&Aも支援が可能

Supported by Government: 国策による後押し

事業承継&スタートアップ育成観点で、国も中小M&Aを大きく後押し

日本の課題	事業承継課題	スタートアップ育成課題
政府の方針/ 支援策※1	127万社 (3社に1社) が後継者不在	Exitの8割がIPO (米国は8割がM&A)
	2019 第三者承継支援総合パッケージ	2015 産業競争力強化法 (株式対価M&Aの株式譲渡益の課税繰延、等)
	2020 中小M&Aガイドライン	2020 オープンイノベーション促進税制
	2021 中小M&A推進計画、支援機関登録制度、経営資源集約化税制	2022 新しい資本主義ブランドデザイン及び実行計画
	2022 中小PMIガイドライン	2022 スタートアップ育成5か年計画 (資金供給の強化と出口戦略の多様化、等)
	2024 中堅・中小グループ化税制	2023 実行計画の改訂 (M&Aを促進するためのIFRSの任意適用の拡大、等)
	10年で60万社のM&Aという政策目標を策定、各種の支援策を整備	オープンイノベーションや出口戦略の多様化に向け、M&Aの環境整備がテーマに

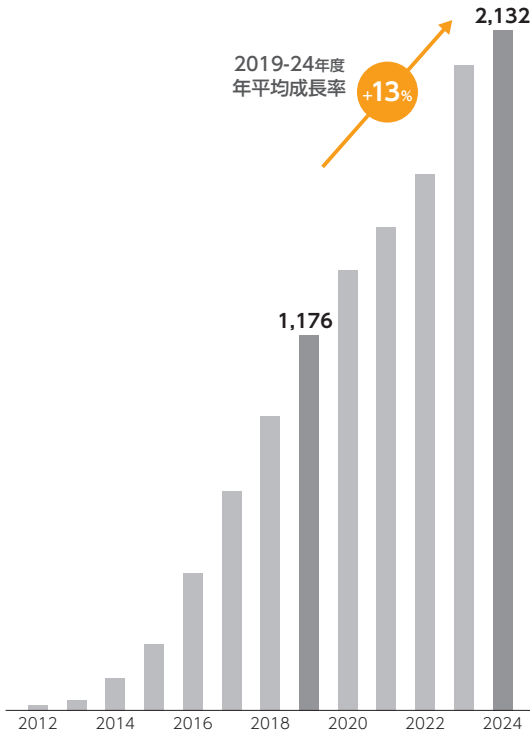
※1 出所) 中小企業庁「中小企業・小規模事業者におけるM&Aの現状と課題」および日本取締役協会「コーポレートガバナンスVol.13 (2023年8月号)」

Stable Growth:市場の継続的な成長

中小M&A市場は過去から2桁成長:前述の追い風もあり、今後も継続的な成長が見込まれる

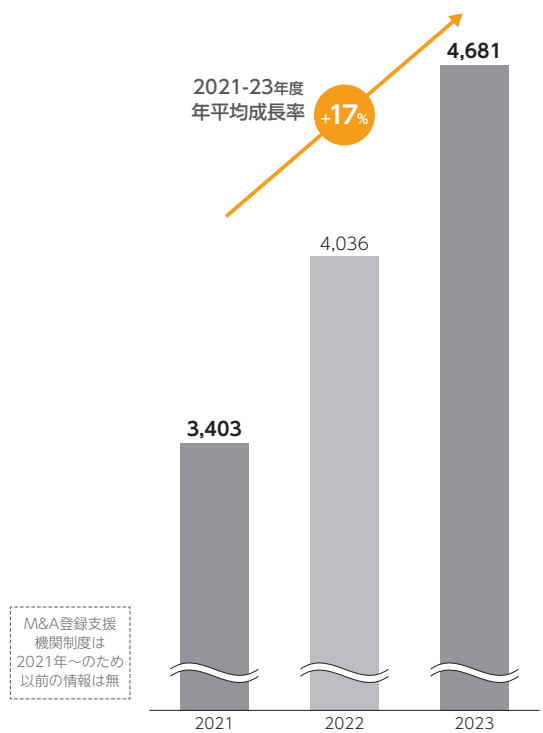
事業承継・引継ぎ支援センターの成約数^{※1}

(単位:件)



民間M&A支援機関における成約数^{※2}

(単位:件)



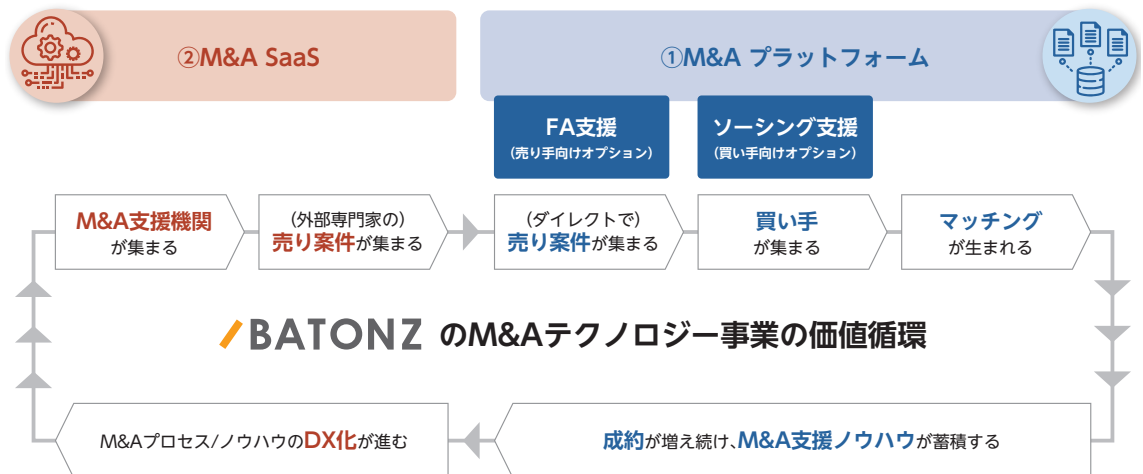
※1 出所) 独立行政法人中小企業基盤整備機構「令和6年度に認定支援機関等が実施した事業承継・引継ぎ支援事業に関する事業評価報告書」

※2 出所) 中小企業庁「中小M&A市場の改革に向けた方向性について」

5 競争優位

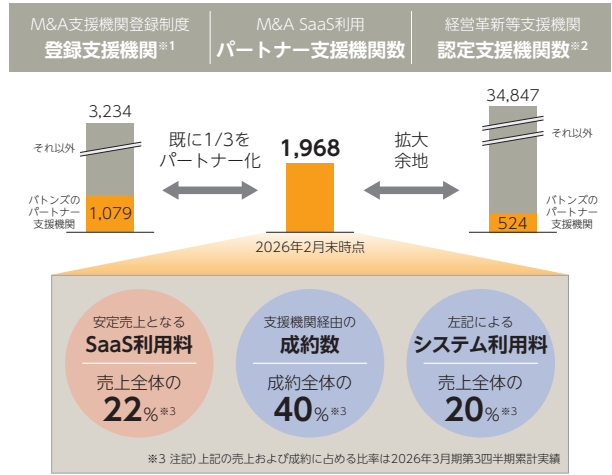
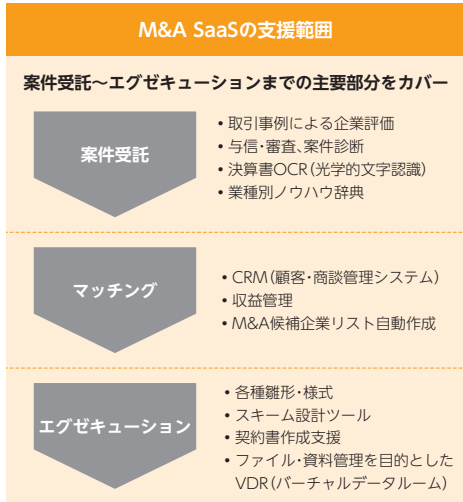
事業全体で好循環を生む構造

各サービスの価値が好循環することで、プラットフォーム利用が活性化し、成約が増え続け、より大きな事業価値を形成できる構造を構築



M&A SaaSによる業務支援

M&A支援機関の専門業務を効率化する各種機能提供により、多くの支援機関の業務を支援
 安定的なリカーリング売上に加えて、多くの案件流通(=プラットフォーム売上)に繋げている



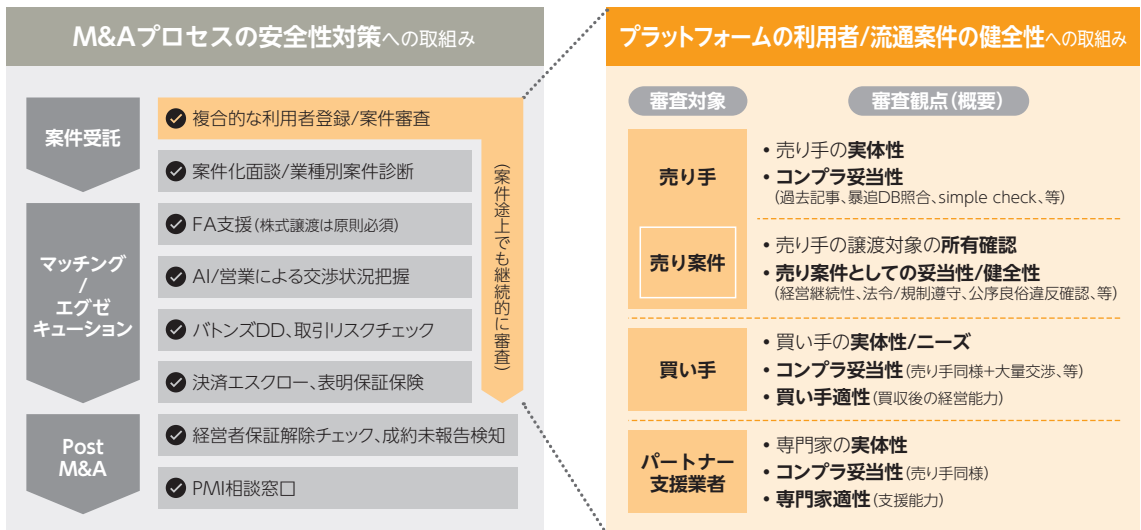
※1 出所)中小企業庁 M&A支援登録制度 登録支援機関データベースより、2026年2月末時点の登録社数
 ※2 出所)中小企業庁 認定経営革新等支援機関より、2026年2月末時点の登録社数

M&Aプラットフォームの安全性/健全性向上に向けた取組み

当社は国のガイドライン遵守に加え、独自の安心安全対策を実施

不審な利用者の排除と 安全性・健全性の担保	M&Aプロセスを通じた サポートサービスの提供	M&A業界全体の 安全意識向上のための働きかけ
<ol style="list-style-type: none"> 複合的な利用登録審査 信用に疑義のある買い手の検出 債務超過案件の買収希望者に対する審査強化 モニタリング機能の強化 	<ol style="list-style-type: none"> 経営者保証への対応 買い手の財務状態審査の強化 株式譲渡案件のサポート強化 各種契約書ひな形の提供 取引リスクチェック体制 	<ol style="list-style-type: none"> 支援機関との情報共有強化 M&A支援機関協会との連携強化 社内教育・研修の充実 外部向けセミナー・周知活動の展開 トラブル防止のための取り組み周知

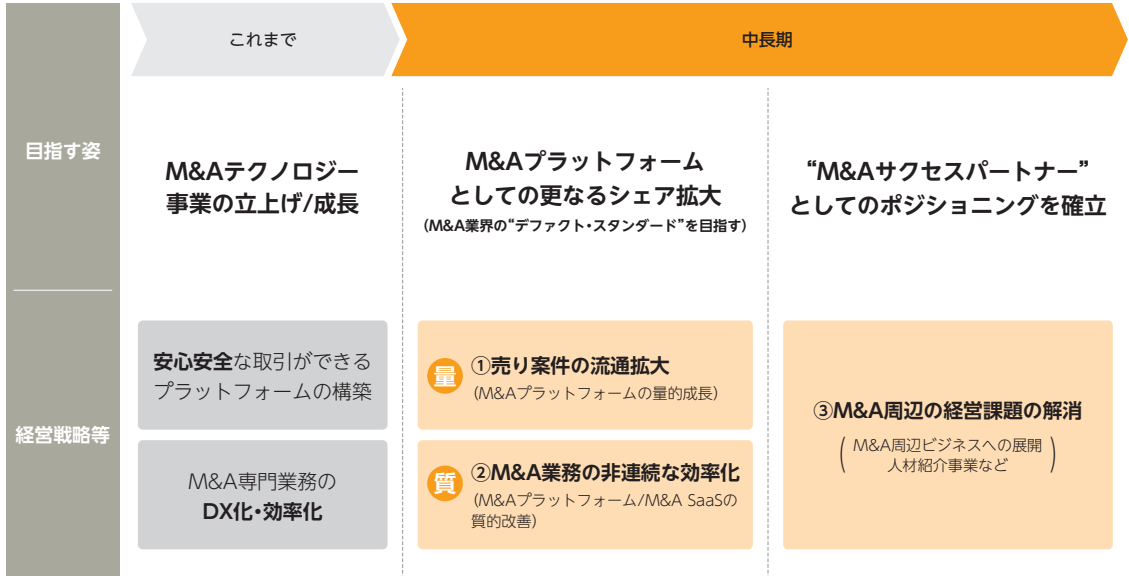
取引リスク低減/安全性確保に向けたM&Aプロセス全体の支援と、プラットフォームの健全性・安全性確保に向けた利用者/案件審査に注力



6 経営戦略等

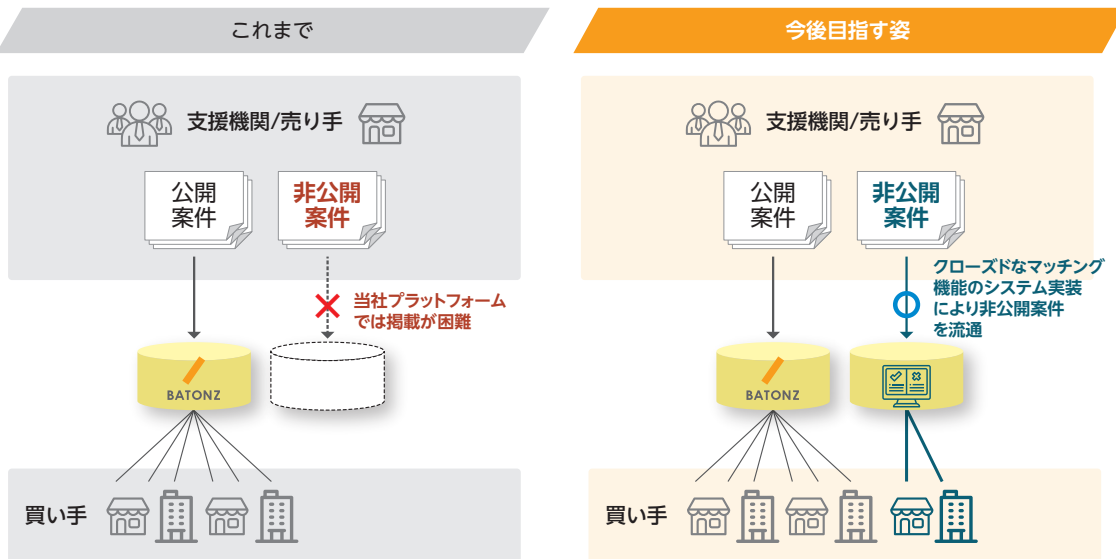
当社は、これまで安心安全な取引ができるM&Aプラットフォームの構築、及びM&A専門業務のDX化・効率化に資するM&A SaaSの開発に注力することで、M&Aテクノロジー事業の立上げから成長に取り組んでまいりました。

今後、短中期的にはM&Aプラットフォームとしての更なるシェア拡大を進め、「M&A業界におけるデファクト・スタンダード」となることを目指します。また長期的に経営者会員基盤やM&A前後の接点を基礎としたM&A周辺ビジネスへの展開を行ってまいります。



量 ①売り案件の流通拡大 (M&Aプラットフォームの量的成長)

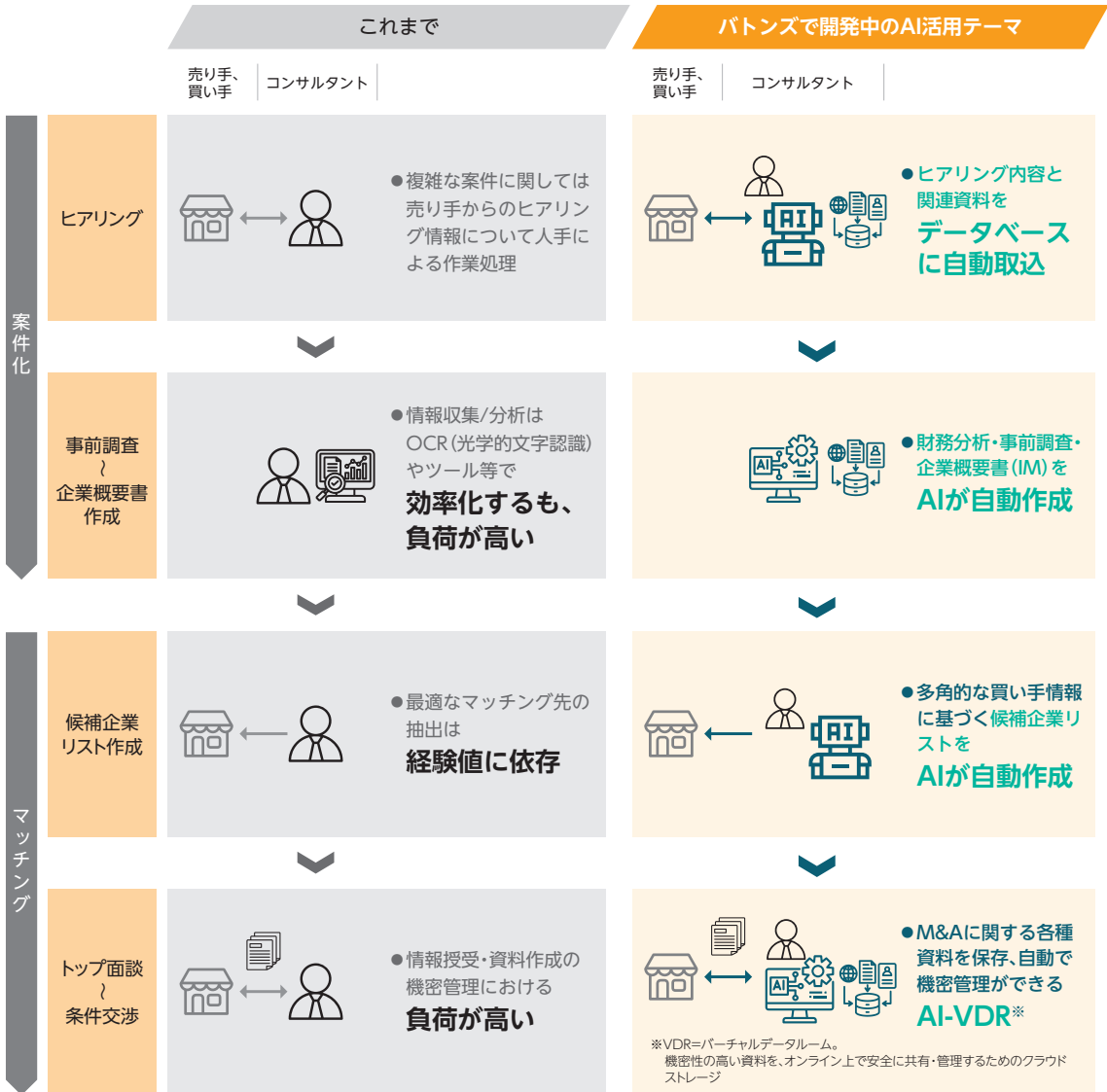
オープンプラットフォーム上での取り扱いが困難な非公開案件に対して、クローズドなマッチング機能を実装することにより、非公開案件の取り扱いが可能となり、売り手・買い手双方にとって利便性を高め、M&Aプラットフォーム上での案件流通・成約数の最大化を目指します。



案件流通・成約数の最大化を目指す

② M&A業務の非連続な効率化(M&Aプラットフォーム/M&A SaaSの質的な改善)

M&A支援業務の中で、業務効率化のニーズが高い「案件化」及び「マッチング」業務に対して、AI活用を進めることで、M&A SaaSの価値向上や、FA業務の生産性改善を図ります。



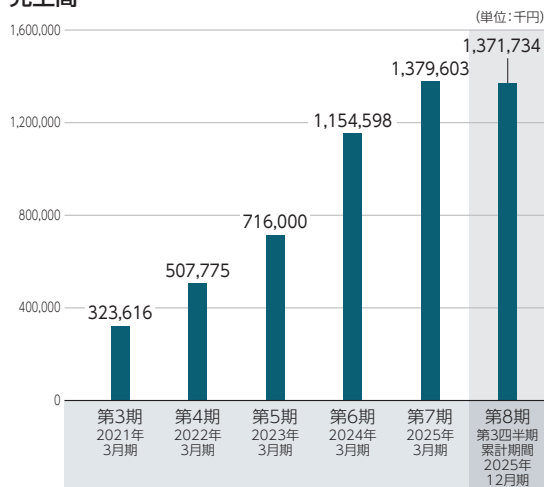
③ M&A周辺の経営課題の解消

M&Aの前後には、人材リソース、資金ニーズ等の様々な経営ニーズが発生します。M&Aニーズを持つ多くの売り手／買い手企業との接点を持つ当社はこれらの経営ニーズをキャッチし、自社若しくは提携先企業等と連携しながら、経営支援を行ってまいります。

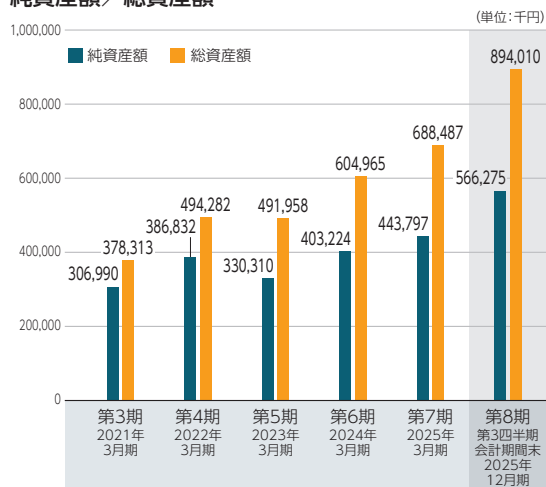
具体的には、2025年11月には事業パートナーとの提携によりM&A前後のCXO人材や成長推進人材を紹介する人材紹介事業をリリースしております。これらの経営支援ソリューションを開発／展開していくことで、M&Aを起点としたビジネス全体のサクセスパートナーとしてのポジショニング確立を目指していきます。

7 業績等の推移

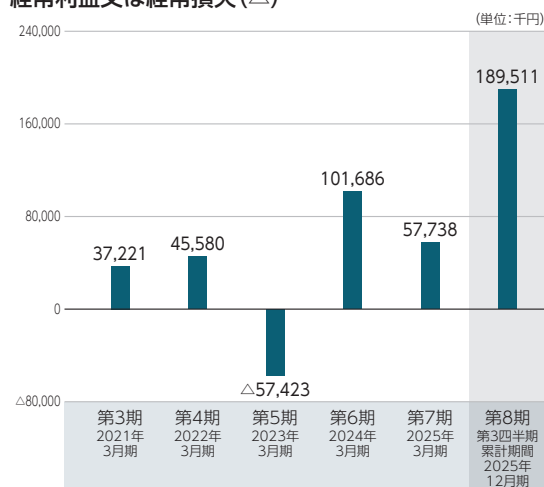
売上高



純資産額／総資産額



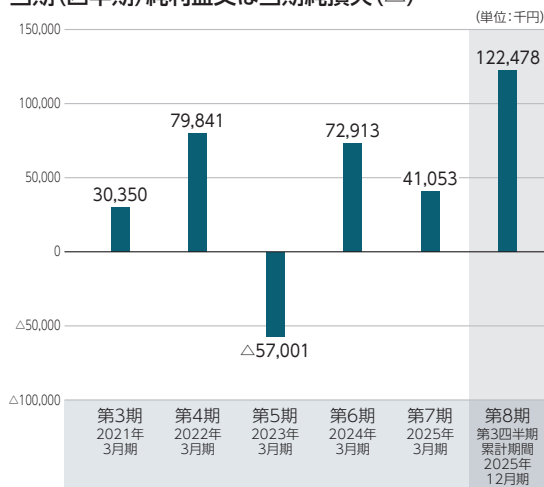
経常利益又は経常損失(△)



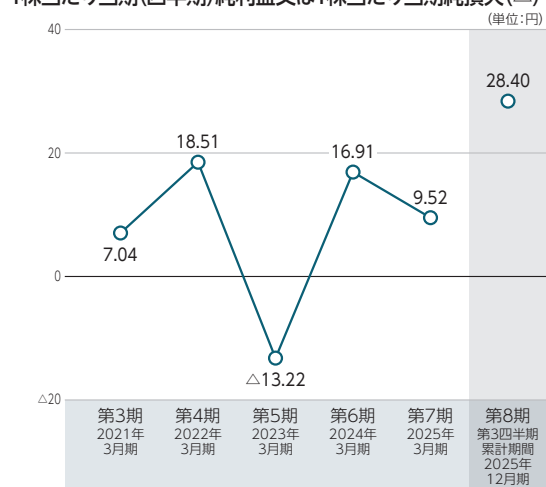
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 当社は、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	23
5. 従業員の状況	24
第2 事業の状況	25
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	25
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	33
3. 事業等のリスク	34
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	41
5. 重要な契約等	46
6. 研究開発活動	46
第3 設備の状況	47
1. 設備投資等の概要	47
2. 主要な設備の状況	47
3. 設備の新設、除却等の計画	48
第4 提出会社の状況	49
1. 株式等の状況	49
2. 自己株式の取得等の状況	59
3. 配当政策	59
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	60

第5	経理の状況	71
1.	財務諸表等	72
(1)	財務諸表	72
(2)	主な資産及び負債の内容	104
(3)	その他	106
第6	提出会社の株式事務の概要	112
第7	提出会社の参考情報	113
1.	提出会社の親会社等の情報	113
2.	その他の参考情報	113
第四部	株式公開情報	114
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	114
第2	第三者割当等の概況	118
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	118
2.	取得者の概況	119
3.	取得者の株式等の移動状況	120
第3	株主の状況	121
	[監査報告書]	124

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月17日
【会社名】	株式会社バトンズ
【英訳名】	Batonz. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 神瀬 悠一
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地三丁目12番5号
【電話番号】	03-6773-5004 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 木村 博史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地三丁目12番5号
【電話番号】	03-6773-5004 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 木村 博史
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 173,910,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 232,650,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 65,538,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	310,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）1 2026年3月17日開催の取締役会決議によっております。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 発行数については、2026年4月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2026年3月17日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2【募集の方法】

2026年4月13日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2026年4月2日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	310,000	173,910,000	102,300,000
計（総発行株式）	310,000	173,910,000	102,300,000

- （注）
- 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 - 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 - 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 - 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（660円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
 - 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（660円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は204,600,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2026年4月14日(火) 至 2026年4月17日(金)	未定 (注) 4	2026年4月20日(月)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2026年4月2日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日(2026年4月13日)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 2026年4月2日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2026年3月17日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2026年4月21日(火)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。

当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込み在先立ち、2026年4月6日(月)から2026年4月10日(金)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋本石町一丁目3番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2026年4月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
水戸証券株式会社	東京都文京区小石川一丁目1番1号		
計	—		

(注) 1 引受株式数は、2026年4月2日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格等決定日(2026年4月13日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
204,600,000	7,000,000	197,600,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(660円)を基礎として算出した見込額であります。2026年4月2日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額197,600千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限64,538千円については、ソフトウェア開発投資及び本社移転に係る設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には以下のとおりであります。

1. ソフトウェア開発投資

M&AプロセスにおけるDX化及びAI実装を通じた一層の業務効率化を図るとともに、M&A支援機関向けに提供するソフトウェアサービスの機能強化を含む顧客サービス強化を目的として、ソフトウェア開発投資として2027年3月期に150,000千円を充当する予定であります。

ソフトウェア開発については、主として自社開発を想定しており、AIを活用したM&A候補企業の事前調査、秘密保持契約締結後に共有される売り案件情報を取りまとめた企業概要書(IM:インフォメーション・メモランダム)作成、M&A候補企業のリスト作成等の業務プロセスを自動化する機能開発を予定しております。

2. 本社オフィス移転に係る設備資金

今後の事業拡大及び人員増加に対応するための執務スペース確保、ならびに採用力強化を目的とした本社オフィスに係る設備投資資金(敷金差入保証金等)として2027年3月期に上記1.の残額を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

発行価格等決定日（2026年4月13日）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格。発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	352,500	232,650,000	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 株式会社日本M&Aセンターホールディングス 150,000株 埼玉県和光市 神瀬 悠一 100,000株
				東京都中央区八重洲一丁目5番20号 XTech 2号投資事業有限責任組合 29,200株
東京都港区浜松町二丁目2番15号 アニマルスピリッツ 1号投資事業有限責任組合 28,200株				
			東京都港区虎ノ門五丁目9番1号 DIMENSION 2号投資事業有限責任組合 25,200株 石川県小松市 宮竹 秀太郎 19,900株	
計(総売出株式)	—	352,500	232,650,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（660円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2026年 4月14日(火) 至 2026年 4月17日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、発行価格等決定日（2026年4月13日）に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2026年4月21日（火））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	99,300	65,538,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	99,300	65,538,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日（2026年4月21日）から2026年5月15日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（660円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 （注）1	自 2026年 4月14日（火） 至 2026年 4月17日（金）	100	未定 （注）1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2026年4月13日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2026年4月21日（火））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、2026年4月21日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 99,300株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2026年5月20日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都中央区日本橋本石町一丁目3番2号 株式会社三菱UFJ銀行 日本橋支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2026年5月15日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である神瀬悠一、売出人である株式会社日本M&Aセンターホールディングス、XTech 2号投資事業有限責任組合、アニマルスピリッツ 1号投資事業有限責任組合、DIMENSION 2号投資事業有限責任組合及び宮竹秀太郎、並びに当社の株主である鈴木安夫、バトンズ社員持株会、海山龍明、渡部恒郎、林田幸一、朝倉祐介、永田靖子、西村晃、坪昌史、新島史也及び他6名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目の日（2026年10月17日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

加えて、当社の新株予約権を保有する神瀬悠一、宮竹秀太郎及び鈴木安夫は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会社に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち20,500株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

5. 目論見書の電子交付

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、全て電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます（金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項）。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合（企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第7項）は、目論見書の電子交付はできませんが、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ当社普通株式を販売します。

当社は、ペーパーレス化が社会的に浸透しつつある中、環境への負荷の低減のため、目論見書の電子交付が時流に沿った取組みであると考えており、今回目論見書の完全電子化を実施いたします。なお、完全電子化に伴い削減したコストにつきましては、新規事業を含めた中長期的な事業拡大と企業価値向上のための投資に充てさせていただきます。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高	(千円)	323,616	507,775	716,000	1,154,598	1,379,603
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	37,221	45,580	△57,423	101,686	57,738
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	30,350	79,841	△57,001	72,913	41,053
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	275,122	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	43,123	43,123	43,123	43,123	43,123
純資産額	(千円)	306,990	386,832	330,310	403,224	443,797
総資産額	(千円)	378,313	494,282	491,958	604,965	688,487
1株当たり純資産額	(円)	7,118.96	8,970.44	7,648.60	93.39	102.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	703.82	1,851.48	△1,321.84	16.91	9.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	81.15	78.26	67.04	66.57	64.46
自己資本利益率	(%)	9.89	20.64	—	19.91	9.70
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	42,345	145,644
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△50,904	△58,454
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	236,515	323,705
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	21 (4)	33 (4)	59 (4)	78 (4)	100 (9)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第5期については、広告宣伝費等のコストが先行したことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株

式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 第5期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
8. 第3期、第4期及び第5期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目は、記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
10. 主要な経営指標等の推移のうち、第3期、第4期及び第5期は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査を受けておりません。
11. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第4期の期首から適用しており、第4期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
12. 第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
13. 当社は、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
14. 当社は、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
1株当たり純資産額	(円)	71.19	89.70	76.49	93.39	102.91
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	7.04	18.51	△13.22	16.91	9.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は2018年4月5日に株式会社日本M&Aセンターから分社し設立されました。当社は「誰でも、何処でも、簡単に、自由に、M&Aが出来る社会を実現する」をビジョンに掲げ、個人・中小企業がより安全にM&Aを行えるマッチングプラットフォーム（M&Aプラットフォーム）の開発と提供を行っております。

設立以降の当社にかかる経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2018年4月	株式会社日本M&Aセンター（現 株式会社日本M&Aセンターホールディングス）から分社化しアンドビズ株式会社を東京都千代田区に設立*
2018年10月	サービス名を「&Biz（アンドビズ）」から「BATONZ（バトンズ）」としてリニューアル
2019年4月	アンドビズ株式会社から株式会社バトンズへ商号変更
2020年2月	M&A支援機関向け「BATONZパートナープログラム」を開始
2020年7月	買い手向け「BATONZプレミアム会員」サービスを開始
2020年8月	中小M&Aに特化した「バトンズDD（企業調査）」、表明保証保険「M&A Batonz（現M&A BATONZ）」の提供を開始
2021年7月	法人買い手向け「BATONZプレミアムプラス会員」サービスを開始
2022年3月	M&A契約書作成支援システム「B ASSIST」の提供を開始
2022年5月	与信・審査支援システム「B CHECK」の提供を開始
2022年10月	金融機関専用M&A支援システム「B MASS」の提供を開始
2022年11月	事業規模拡大に伴い東京都中央区に本社移転
2023年1月	大阪府大阪市に大阪支社を開設

*) 当社は、2014年4月に株式会社日本M&Aセンターの社内ベンチャーとして開始した「@net事業部」を前身としております。

3【事業の内容】

当社は、「誰でも、何処でも、簡単に、自由に、M&Aが出来る社会を実現する」をビジョンとして掲げ、地方の小規模事業者を含む全国の事業承継課題等の解決に貢献したいという想いで、インターネットを利用したM&AマッチングのためのM&Aプラットフォーム※1「BATONZ」の企画・開発・運営を行っております。

これまでM&Aは一部の限られた経営者のみが選択できる経営手段でありましたが、日本国内における後継者問題が大きな課題となる中、多くの価値ある事業を次世代に繋げるべく、中小企業等に対してM&Aの敷居を下げ、M&Aを身近な経営手段とする社会の実現に取り組んでおります。

当社は、インターネットを活用したM&Aプラットフォーム「BATONZ」の企画・開発・運営を主軸とする「M&Aテクノロジー事業」を展開しており、主要サービスとして「① M&Aプラットフォーム」「② M&A SaaS※2」の2つを展開しております。

なお、当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。

(1) M&Aテクノロジー事業について

当社はM&Aを行う売り手と買い手に加えてM&A支援機関※3（M&A専門業者※4・士業等専門家※5・金融機関等）の三者が利用するM&Aプラットフォーム「BATONZ」を運営しております。

従来、M&Aの仲介業務※6/FA業務※7というM&Aアドバイザー業務※8に携わるM&A支援機関は、売り手と買い手の個別案件の成約を主な目的としておりましたが、「BATONZ」はM&Aにおけるマッチングの「場」を提供することを目的としており、Eコマースの出現による流通革命と同様に、インターネットを活用したM&A市場の見える化を推進し、効率的なダイレクトマッチングの仕組みを構築しております。

(M&Aプラットフォーム「BATONZ」について)

■BATONZの概要

「BATONZ」は、全国全業種の売り手/買い手/M&A支援機関が多数集うM&Aプラットフォームであります。個人から上場企業までの多様なユーザーが利用し、過去の成約価額では最大33億円までの大小様々なM&A案件のマッチング・交渉・成約が行われており、累計成約実績組数は3,315組となっております。

その他、M&Aプラットフォームの規模を示す主要指標として、交渉可能な譲渡希望案件（売り案件）は10,673件となっております。なお、交渉可能案件数10,673件に対し、過去公開された譲渡希望案件の累積数は42,057件となっております。また、買い手ユーザーの累積登録数は303,275人、買い手の月間アクティブユーザー数（MAU/ Monthly Active Users）は20,832人となっております。（数字はいずれも2026年2月末現在）

■売り手/売り案件、買い手の流入経路

売り手及び売り案件の登録経路は、SEO（検索エンジン最適化）を中心として売り手自身が「BATONZ」へ直接流入し案件登録される場合と、M&A支援機関が受託した案件を当該M&A支援機関が登録する場合の大きく2つがあり、案件に占める割合はおおよそ同等比率の構成となっております。一方で買い手の登録経路はSEOを中心とする「BATONZ」への直接流入及び登録が過半を占めております。

■登録～成約までの流れ

「BATONZ」において、会員登録した売り手及びM&A支援機関は、譲渡希望案件を無料で登録することができ、買い手は、会員登録（無料）の上で業種・エリア・規模等の様々な条件から案件を検索することができます。買い手ニーズに合致した案件について、売り手に対する実名開示依頼を行い、これが受諾された場合、秘密保持契約の締結又は差入れを前提としてマッチングが成立し、売り手による実名開示以降、売り手及び買い手の情報収集や条件交渉が行われます。

売り手及び買い手のM&A交渉には大きく以下3つの形態が存在します。

(a) 売り手と買い手が直接交渉を行う形態

（売り手にて直接登録された案件のうち、当社の売り手向け有料オプションが選択されなかった案件）

(b) 当社のM&Aコンサルタントが交渉を支援する形態

（売り手にて直接登録された案件のうち、当社の売り手向け有料オプションが選択された案件）

(c) M&A支援機関が交渉を支援する形態

（M&A支援機関が登録した案件）

当社は、「BATONZ」の運営において、M&Aのソーシング及びマッチングの効率化、M&A成約にかかるサポート、M&A取引及びM&Aプラットフォームの安全性/健全性確保のため、オプションサービスを含む各種施策を実施しております（後述ご参照ください）。

当該事業におけるサービス及び主たる収入は以下のとおりであり、当該サービスをコアとしてM&A支援のDX化・効率化を業界に先駆けて推進しております。

① M&Aプラットフォーム

(a) マッチングサービス

当社が運営するM&Aプラットフォーム「BATONZ」を利用してM&Aが成約した際、前述の3形態のいずれにおいても、買い手より成約価額の2%を成約時にシステム利用料として受領しております。なお、成約価額帯別に成約価額1,000万円未満：35万円、1,000万円以上5,000万円未満：70万円、5,000万円以上：150万円を最低料金として設定しております。

(b) ソーシング支援サービス（買い手向け有料オプション）

買い手に対する有料オプションサービスとして、成約確率・効率の向上を目指した売り案件のソーシング支援を提供しております。顧客ニーズに応じて3サービス（プレミアム会員、プレミアムプラス会員、プレミアムプロ会員）を提供しており、会員種別・プランに応じた月額利用料を受領しております。

(ア) BATONZプレミアム会員：

M&Aで成功するため・失敗しないためのノウハウ等のコンテンツをオンライン上で学べるプラン
（個人・個人事業主 月額4,900円、法人 月額9,800円）

(イ) BATONZプレミアムプラス会員：

M&Aプラットフォーム上で買取ニーズ広告を掲載することで、案件提案を受けやすくなるプラン
（月額29,800円）

(ウ) BATONZプレミアムプロ会員：

M&Aプラットフォーム上で買取ニーズに合致した案件リストを作成し、定期的買い手とのミーティングを通じてソーシング支援を行い、当社にて実名開示依頼を代行し、マッチングを促進するプラン
（月額199,800円）

(c) FA支援サービス（売り手向け有料オプション）

M&Aプラットフォーム上に登録される売り案件に対して、売り手の意向に応じて、当社コンサルタントがディールの要所又はプロセス全体を支援する等、安心安全な成約をサポートしております。当該サポート業務の推進においては、オンライン面談情報からAIを活用して案件情報を生成する等、M&A支援プロセスの型化/DX化を積極的に進め、品質と効率性を両立したサービス提供を実施しております。

基本となる「カウンターサービス」においては、売り案件申込時に売り手と案件化面談（成約できる相場価額の助言、案件情報の整理支援、交渉の進め方の助言等を行う。以下同様）を実施するほか、買い手との交渉中に随時発生する困りごとへの相談対応を実施しております（当該サービスは無料プランとして提供しており、当該サービスにかかる対価の受領はありません）。

また、売り手に対するFA支援サービス（有料オプション）としては、以下の2サービスを提供しております。

(ア) サポートサービス：

カウンターサービスでの案件化面談にて、サポートサービスを受託した場合の提供サービスです。

買い手との初回マッチングやトップ面談は売り手自らが実施し、売り手・買い手双方の契約締結意向が高くなった段階において、売り手側の要請に応じて条件調整や契約書草案の作成等を支援しております。

本サービスは、M&A成約時にて、売り手より成約価額の5%（最低50万円）の手数料を受領いたします。

(イ) プレミアムサポートサービス：

カウンターサービスでの案件化面談にて、プレミアムサポートサービスを受託した場合の提供サービスです。

買い手との初回マッチングやトップ面談から成約まで伴走し、条件調整や契約書草案の作成等を全面的に支援しております。

本サービスは、M&A成約時にて、売り手より成約価額の5%（最低200万円）の手数料を受領いたします。

なお、M&Aの交渉・契約締結にかかる複雑性/各種リスクを考慮し、株式譲渡案件についてはプレミアムサポートサービスでの支援を必須としております。

また、M&A支援機関の持込案件に関しては、当該機関がFA又は仲介者として関与するため、当社はFA支援サービスを提供していません。

サービスにおける提供内容及び料金の一覧は次のとおりであります。

		カウンター	ア) サポート	イ) プレミアムサポート
料金	登録時	無料	無料	無料
	成約時	無料	成約金額の5% (最低50万円)	成約金額の5% (最低200万円)
特徴		システムによるサポート (いつでも相談対応可)	アドバイザーとして要所をサポート (問合せ対応と顔合わせは原則ご自身で対応)	お客様の代わりに全交渉プロセス をトータルサポート(オンライン中心)
情報登録	M&Aの目標設定	●	●	●
	想定売却価格の査定	●	●	●
	バトンスへの情報登録	●	●	●
買い手探し	マッチング	(システムにて実施)	(システムにて実施)	●
	顔合わせ	(相対にて実施)	(相対にて実施)	●
	成約に向けた合意形成	●	●	●
条件調整	基本合意	(相対にて実施)	●	●
	デューデリジェンス	(オプションにて選択可能)	(オプションにて選択可能)	(オプションにて選択可能)
	最終条件交渉	(相対にて実施)	●	●
譲渡	譲渡契約	(雛形提供と無料相談)	● (草案作成)	● (草案作成)
	収納代行(譲渡実行)	●	●	●

なお、2025年3月期における成約組数のうち、FA支援サービスでの成約数は140件となっております。

② M&A SaaS (M&A支援機関向け業務支援SaaS)

大手から中小規模までの幅広いM&A支援機関に対して、M&Aアドバイザー業務にかかるDX化・業務効率化を実現する機能／システムをSaaS (Software as a Service) 形態にてサービス提供しており、導入顧客からプランに応じた月額システム利用料を受領しております。

当社は、M&Aアドバイザー業務等に必要と考えられる各種機能 (与信・審査、企業価値評価、案件診断、決算書OCR (光学的文字認識)、マッチング、CRM (顧客管理システム)・商談管理、各種契約書等雛型・様式、ファイル・資料管理を目的としたVDR (バーチャルデータルーム：機密性の高い資料を、オンライン上で安全に共有・管理するためのクラウドストレージ) 等の計25機能群) を開発し、プログラム及びプランに応じて提供しております。

当社が提供するサービスプログラムは以下のとおりであります。

(a) パートナープログラム (士業等専門家を含む支援専門家向け会員プログラム)

支援専門家向けのM&Aアドバイザー業務にかかるSaaSシステムを提供しております。マッチング支援 (案件探し、案件の買い手探し) を提供価値の中核として、与信・審査支援、業種別M&A辞典、案件のリスク診断機能等の提供も行っております。プランに応じて月額9,800円～79,800円の月額システム利用料を受領しております。*

(ア) 与信・審査支援：

大手金融機関と同水準の調査で、法人番号を持つ全企業の与信レポートが出力可能

(イ) 業種別M&A辞典：

業種別のビジネスモデル／スキーム、頻出論点、経営者の特徴が学べるノウハウ集

(ウ) 案件のリスク診断機能：

業種別に案件の論点・リスク事項の一覧、及び対応方針事例を提供

	Liteプラン ¥ 9,800 (税込10,780)	Standardプラン ¥ 29,800 (税込32,780)	Enterpriseプラン ¥ 79,800 (税込87,780)
概要	譲渡案件の掲載ができる	譲渡案件の受託の進化	マッチングの進化、 ディール業務の生産性UP
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 案件・買いニーズ登録 ✓ M&Aの基礎講座 ✓ 契約書雛形ツール 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 与信審査機能 B CHECK ✓ M&A候補企業リストの自動作成 などM&A業務に特化した CRM (顧客・商談管理システム) ✓ 業種別 M&A辞典 ✓ M&A案件のリスク診断 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 概要書自動作成機能 ✓ 決算書画像データを文字データ に取り込める 決算書OCR ✓ セキュア環境で資料共有 ができる VDR ✓ ノウハウ満載のM&A講座が見放題 ✓ M&A案件のリスク診断が できる 案件診断機能 ✓ 貴社だけの勉強会実施
主な対象 支援専門家	年間受託数約5件以内の企業様 “まずはM&Aを学びたい！”	年間受託数約6件以上の企業様 “もっと受託を増やしたい！”	常時複数件受託されている企業様 “更に業務効率・品質を高めたい！”

※新規ご加入、またはプラン変更後、最低ご利用期間は12か月間となります

*) パートナープログラムについては一部サービス拡充を行い、2026年4月以降のStandardプランは月額49,800円、Enterpriseプランは月額99,800円で提供予定であります。

一部の大手M&A支援機関向けには、個別のシステム連携や業務サポート／モニタリング支援等を行うことで、より高付加価値のサービスも提供しております。

なお、2026年2月末時点におけるサービス提供先となるM&A支援機関は、M&A専門業者が313社、士業等専門家が671社、コンサルティングファームその他の事業会社が833社となっております。

(b) B MASS (金融機関向け業務支援システム)

金融機関向けのM&Aアドバイザー業務支援システムを提供しております。主に顧客管理システムとM&Aマッチング/業務支援システムの提供を行っており、月額29,800円のシステム利用料を受領しております。

なお、2026年2月末時点におけるサービス提供先となる金融機関は151社(無償提供機関含む)となっております。

(ア) 顧客管理システム:

利用行庫専用のM&A情報・顧客管理システム。「BATONZ」との情報連携も可能

(イ) M&Aマッチングシステム:

独自アルゴリズムをもとに買収確度の高い買い手を自動リスト作成、一括出力

(ウ) M&A業務支援システム:

過去の成約事例をもとにした取引事例相場価格の算出、事業者の審査レポートの出力、契約条件に応じた最終契約書の雛型の提供等

上記(a)パートナープログラム 及び (b)B MASSにおける解約率は2.2%(2025年4月から2026年2月までに解約した会員数の合計値を、同期間の月次累積会員数の合計値で除した値)となっております。

③ その他

①M&Aプラットフォーム、②M&A SaaS以外のその他サービスとして、以下のようなサービスを提供しております。

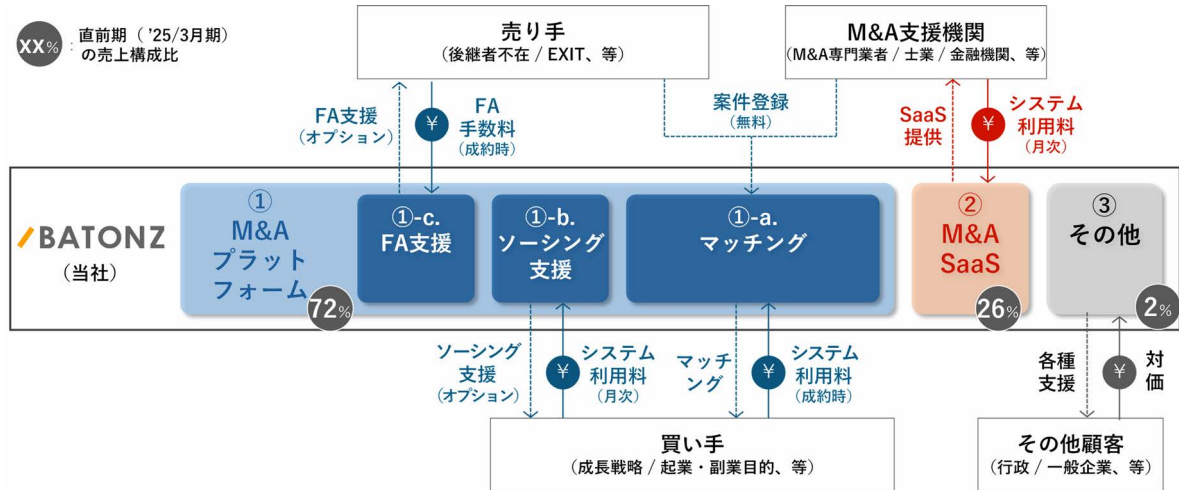
(a) 行政/地方自治体からの受託

(b) M&Aに関する講演、コンサルティング、情報メディアの発刊

(c) M&A周辺ニーズに関する各種サービス(人材紹介事業)

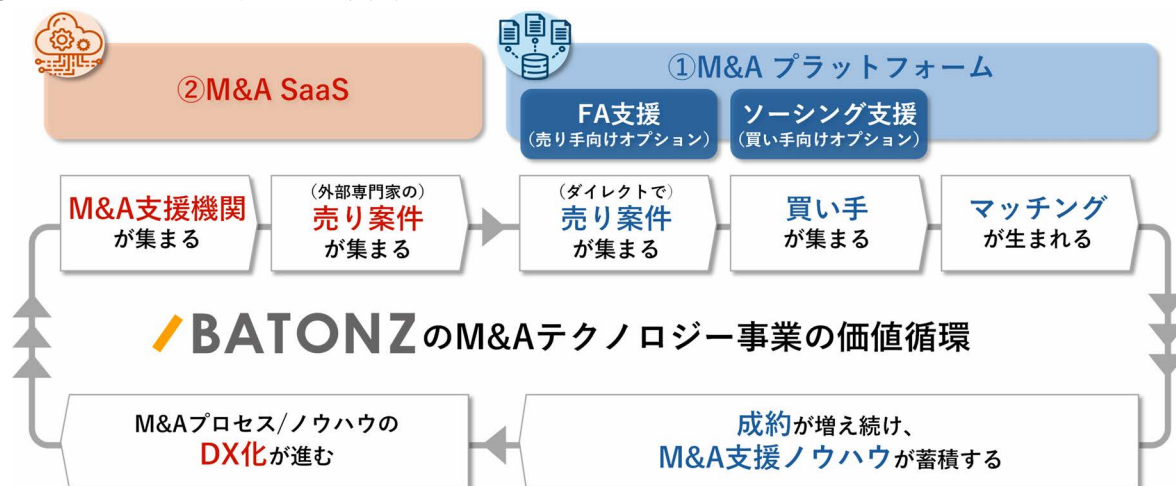
[事業系統図]

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



(2) 当社事業の特徴について

① M&Aテクノロジー事業全体で好循環を生む構造



「BATONZ」は後継者不在やEXIT（会社や事業の売却）を希望する売り手、事業の拡大や起業・副業を目指す買い手、そしてマッチングを担うM&A支援機関が利用するM&Aプラットフォームであります。

当社は設立当初より、M&Aアドバイザー業務を主としない税理士や会計士等の士業等専門家にもM&Aアドバイザー業務を実施してもらいたいという想いから、様々なプロダクトを開発してまいりました。その結果、M&Aの案件受託からマッチング、エグゼキューションにおける主要業務を支援する機能群をM&A SaaSとして提供するに至っております。これにより、多くのM&A支援機関の効率的な業務推進において不可欠なサービスとなることで、安定的なりカーリング売上を確保するとともに、M&A支援機関経由での売り案件流通も拡大しております。

こうして「BATONZ」上に多種多様な売り案件が多く流通することで、様々な会社・事業が譲渡できるという認知が拡がり、ダイレクトでも多くの売り案件が集まってきます。売り案件が多く流通する場には買取ニーズを持つ多くの買い手も集まってきます。多数の売り案件が流通する中で、売り手が安全にM&Aの交渉・契約を進めるためのFA支援と買い手が効率的にM&A案件を探索するためのソーシング支援を有料オプションとして提供することで、より多くのマッチング・成約を創出しております。

また、このFA支援及びソーシング支援は、M&A SaaSとして提供しているM&A関連の各種機能群を活用し、DX化された効率的な業務支援を行っております。多くの売り案件のFA支援によって、さらにM&Aに関する業種別知見、プロセス・ノウハウの蓄積及び体系化やDX化が進むことで、M&A SaaSの機能・提供価値の拡充にも繋がるという好循環が生まれ、事業価値の自律的増大に繋がる構造を構築しております。

② M&A SaaSによるM&A支援機関の利用維持・促進

M&A SaaSでは、M&A支援機関の案件受託からエグゼキューションまでの主要部分をカバーする業務支援機能群を提供しており、当社のパートナーとなっているM&A支援機関数は1,968社となっております。このうち1,079社は中小企業庁のM&A支援機関登録制度における登録支援機関となっており、これは全登録支援機関数3,234社のおおよそ1/3に相当します。（いずれの数字も2026年2月末時点）なお、当社は2026年4月より、M&A支援機関が受託した案件を当該M&A支援機関が「BATONZ」に登録し交渉支援する場合はこのM&A支援機関登録制度への登録を必須とする予定であり、当社のパートナーとなるM&A支援機関における登録支援機関数の比率はさらに向上するものと見込まれます。

これらのM&A支援機関から受領するM&A SaaSのシステム利用料は売上全体の22%を占めるほか、M&A支援機関によって登録された売り案件からの成約は、成約数ベースで全体の40%、システム利用料ベースで売上全体の20%を占める重要なものとなっております。（いずれの比率も2026年3月期第3四半期累計期間実績）

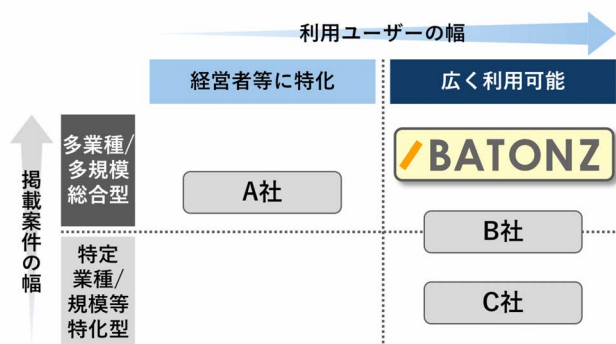
なお、中小企業庁が中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うと認定している経営革新等支援機関の認定支援機関数は34,847社となっておりますが、このうち当社のパートナーとなっているM&A支援機関数は524社（2026年2月末時点）にとどまるため、拡大余地は大きく、今後も継続的に拡大していくことが可能であると認識しております。

③ 広い業種/規模の案件ニーズに対応したオープンプラットフォーム

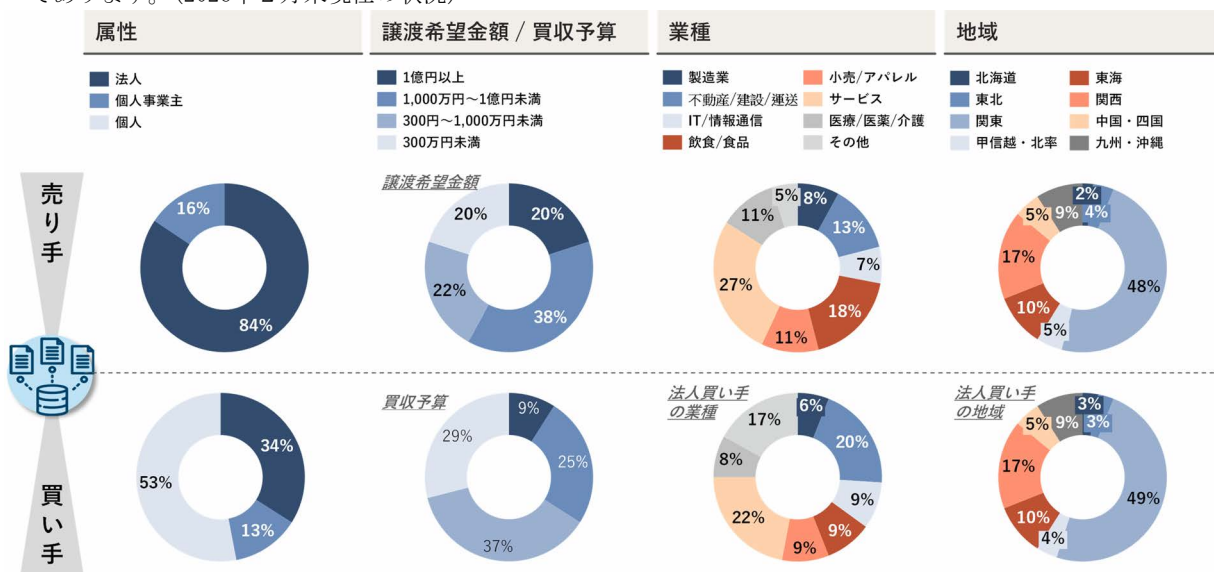
M&Aプラットフォームには特定業種や規模の案件に特化したもの、利用者を法人等に限定したもの等が多数存在します。その中で、当社は上記の当社事業の特徴①/②を背景として、「総合型」（多様な業種及び多規模な売り案件を掲載）かつ「広く利用可能」なオープンプラットフォームとなっております。

（他社のM&Aプラットフォームとの比較イメージは、以下のとおりであります。）

他M&Aプラットフォームとの比較



なお、具体的なプラットフォーム利用者（売り手/買い手）の属性や、業種/地域の多様性の状況は以下のとおりであります。（2026年2月末現在の状況）



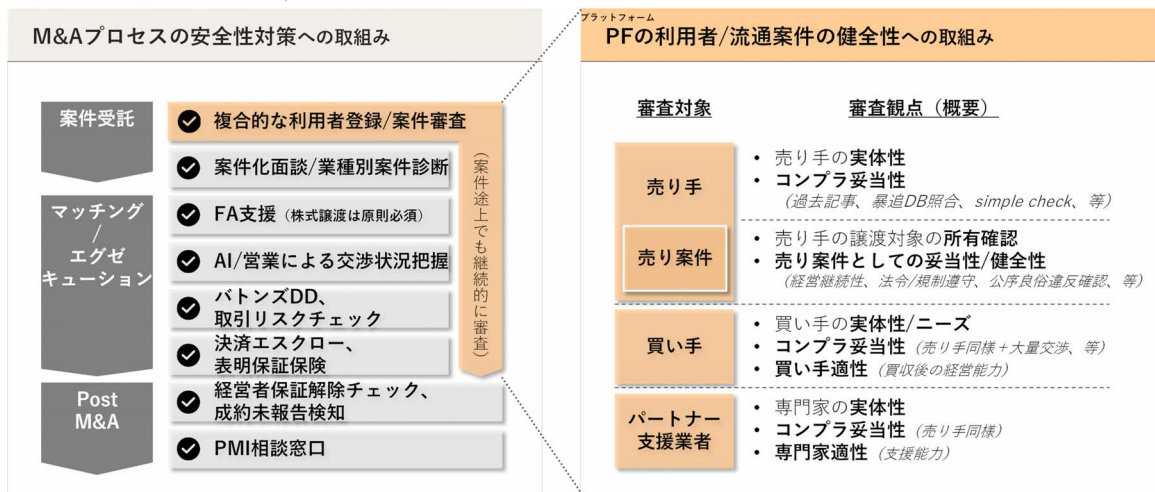
④ M&Aプラットフォームの安全性／健全性向上に向けた様々な取組み

当社ではM&Aプラットフォームの安全性／健全性を高め、安心な取引が実現できる環境を構築することが、利用者からの信頼性向上に繋がり、事業発展に資するものと考えており、国の策定した「中小M&Aガイドライン」の遵守に加え、一般社団法人M&A支援機関協会との連携強化、外部向けセミナー・周知活動の展開及び社内教育・研修の充実等、独自の安心安全対策を実施しております。

不審な利用者の排除と 安全性・健全性の担保	M&Aプロセスを通じた サポートサービスの提供	M&A業界全体の 安全意識向上のための働きかけ
1 複合的な利用登録審査	1 経営者保証への対応	1 支援機関との情報共有強化
2 信用に疑義のある買い手の検出	2 買い手の財務状態審査の強化	2 M&A支援機関協会との連携強化
3 債務超過案件の買収希望者に対する審査強化	3 株式譲渡案件のサポート強化	3 社内教育・研修の充実
4 モニタリング機能の強化	4 各種契約書ひな形の提供	4 外部向けセミナー・周知活動の展開
	5 取引リスクチェック体制	5 トラブル防止のための取り組み周知

「BATONZ」では従前よりM&Aプラットフォームの安全性／健全性向上に向けて様々な取組みを行い、M&Aプラットフォーム利用者の不適切行為の排除、及び交渉／成約状況の把握に努めております。主要な取組み概要は以下のとおりであります。

- (a) 複合的な利用者登録／案件審査
- (b) 案件化面談／業種別案件診断
- (c) コンサルタントによる有料でのFA支援（株式譲渡案件については原則として売り手FA支援が必須）
- (d) システム／AI／営業人員による交渉状況の把握／モニタリング
- (e) バトンズDD※9、取引リスクチェック
- (f) 表明保証保険※10、バトンズ安心決済サービス（エスクロー※11）の推奨
- (g) 成約未報告検知システムの構築、経営者保証解除等のチェック
- (h) PMI※12相談窓口の設置



なお、M&Aプラットフォームでのマッチング及び成約には、当社コンサルタントが交渉プロセス支援を行う場合（FA支援サービス）、M&A支援機関によって支援が行われる場合、売り手買い手が直接交渉を行う場合の3つの形態が存在しております。このうち、当社コンサルタントが交渉プロセス支援を行う場合以外においては、M&Aプラットフォーム利用者の不適切行為を完全には排除しきれない、案件の交渉／成約状況を全て網羅的には把握しきれないとの課題を認識しており、さらなる取組みとして後述の「対処すべき課題」に記載する対応強化策を現在推進しております。

[用語の定義]

本書記載内容に対する理解を容易にするために、また、正しい理解をいただくために、本書で使用する用語の定義と解説を以下に記載しております。

なお、番号は本項「3 事業の内容」の文中において※で示した用語と対応しております。

番号	用語	用語の定義、解説
※1	M&Aプラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上のシステムを活用し、オンラインで譲り渡し側・譲り受け側のマッチングの場を提供するウェブサイト (中小企業庁『中小M&Aガイドライン(第3版)』18頁より引用。なお、本書では「譲り渡し側」を「売り手」、「譲り受け側」を「買い手」と読み替えるものとし、以下同様とする。)
※2	SaaS/ 業務支援SaaS	<ul style="list-style-type: none"> Software as a Serviceの略 インターネットを通じて提供されるソフトウェアサービスの形態 業務支援SaaSとは、利用者の業務プロセスの効率化又は高度化を目的としたSaaS
※3	M&A支援機関	<ul style="list-style-type: none"> M&Aを支援する機関 本書では、特にM&A専門業者・士業等専門家・金融機関等を総称するものとする
※4	M&A専門業者	<ul style="list-style-type: none"> 譲り渡し側・譲り受け側に対するマッチング支援や、中小M&Aの手続進行に関する総合的な支援(以下「マッチング支援等」という。)を専門に行う民間業者であり、主に仲介者・FA(フィナンシャル・アドバイザー)に分類される (中小M&Aガイドライン(第3版)16~17頁より引用)
※5	士業等専門家	<ul style="list-style-type: none"> 公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等の資格を有する専門家 (中小M&Aガイドライン(第3版)17頁より引用)
※6	(M&A) 仲介者 / 仲介業務	<ul style="list-style-type: none"> 仲介者：譲り渡し側・譲り受け側の双方との契約に基づいてマッチング支援等を行う支援機関(譲り渡し側・譲り受け側双方から依頼を受けているため、いずれか一方の利益のみを優先的に取り扱うことはできないものの、双方の意向を一元的に把握し、双方の共通の目的であるM&Aの成立を目指し、助言や調整を行う) 仲介業務：仲介者が譲り渡し側・譲り受け側双方との間で結ぶ契約(仲介契約)に基づく業務 (中小M&Aガイドライン(第3版)17・42頁より引用・一部加工)
※7	FA(フィナンシャル・ アドバイザー) / FA業 務	<ul style="list-style-type: none"> FA：譲り渡し側又は譲り受け側の一方との契約に基づいてマッチング支援等を行う支援機関(一方当事者のみから依頼を受けているため、依頼者の意向を踏まえて、依頼者にとって有利な条件でのM&Aの成立を目指し、助言や調整を行う) FA業務：FAが譲り渡し側・譲り受け側の一方との間で結ぶ契約(FA契約)に基づく業務 (中小M&Aガイドライン(第3版)18・42頁より引用・一部加工)
※8	M&Aアドバイザー業務	<ul style="list-style-type: none"> 「仲介業務」及び「FA業務」の総称
※9	DD (デュー・ディリジェ ンス=Due Diligence)	<ul style="list-style-type: none"> 対象企業である譲り渡し側における各種のリスク等を精査するため、主に譲り受け側がFAや士業等専門家に依頼して実施する調査 (中小M&Aガイドライン(第3版)21頁より引用) ※ 当社では「バトズDD」を提供
※10	表明保証保険	<ul style="list-style-type: none"> 譲り渡し側が、自ら又は譲り渡し側の対象会社に関し一定の事項について、真実・正確であることを表明保証していたにも関わらず表明保証違反があった場合に、それにより譲り渡し側(売主用の表明保証保険の場合)又は譲り受け側(買主用の表明保証保険の場合)が被る損害を填補する保険(表明保証違反に関するリスクを保険会社に引き受けさせることができるため、株式譲渡契約等における表明保証や補償の範囲に関する譲り渡し側・譲り受け側間の交渉が円滑化する場合もある) (中小M&Aガイドライン(第3版)23頁より引用・一部加工) ※ 当社では、中小M&A保険「M&A BATONZ」を提供

番号	用語	用語の定義、解説
※11	エスクロー	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者（金融機関、エスクロー事業者）への預託 ・M&Aにおいては、譲り受け側が買収代金の一部を金融機関等へ預託して支払いを一部保留することが行われる。第三者は譲り渡し側に対し、入金があったことを報告し、譲り渡し側が譲り受け側に事業等を引き渡す。譲り受け側が第三者に事業等の受け取りを報告後、第三者から譲り渡し側に代金が支払われる。取引の信頼性・安全性確保のために採用される。 （中小企業庁「中小M&A専門人材（個人）向け使命、倫理・行動規範、知識スキルマップ」140頁より引用・一部加工） ※ 当社では「バトンズ安心決済サービス」を提供
※12	PMI	<ul style="list-style-type: none"> ・PMI（Post-Merger Integration）とは、クロージング後の一定期間内に行う経営統合作業をいう。 （中小M&Aガイドライン（第3版）21頁より引用）

4 【関係会社の状況】

関係会社は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社日本M&Aセンターホールディングス (注) 1	東京都千代田区	4,045,552	グループ会社の 経営管理等	被所有 32.47	当社との取引関係なし 役員の兼務なし

(注) 1. 株式会社日本M&Aセンターホールディングスは有価証券報告書を提出している会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
126 (9)	34.2	2.6	6,207

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与・各種インセンティブ及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者 (注) 3	
24.0	166.7	81.5	79.8	—	(注) 4

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。なお、過年度に配偶者が出産した従業員が当事業年度に育児休業等を取得することがあるため、男性労働者の育児休業取得率が100%を超えることがあります。
3. 「—」は、対象となる労働者がいないこと、若しくは男性労働者しかいないことを示しております。
4. 労働者の男女の賃金差異について、賃金制度・体系において性別による差異はありません。男女の賃金の差異は主に男女間の管理職比率及び雇用形態の差異によるものとなります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「誰でも、何処でも、簡単に、自由に、M&Aが出来る社会を実現する」をビジョンに掲げ、日本の後継者問題や企業継続の課題解決に取り組んでおり、M&Aがこれまで一部の経営者だけに限定されていた現状を打破し、多くの企業や事業を次世代へと繋ぐことを使命としております。

私たちは、「経営者の成功を『全力で応援する』」、「成約できる環境」を創り続ける」という2つのミッションのもと、M&Aの専門知識とテクノロジーを融合させたM&Aプラットフォームを提供するとともに、DX化により品質と生産性を高めた人的サポートも大切にしながら、誰もが安心してM&Aを活用できる環境を創出してまいります。

(2) 経営環境

当社が対象とする市場は中小企業向けのM&A市場（中小M&A市場）であり、当社は本市場における着目すべきメガトレンドを以下の3つ（3S）と認識しております。

① Structural Barriers（構造的な成立課題）

従来の中小M&A市場は、以下の3つの構造的な課題から、特に小規模な事業者を中心にM&A成立及びそれらに対する仲介ビジネス成立が困難な状態でありました。

(a) 売り手要因 : M&Aに対する認知不足、不安感の高さ、相談先の少なさから、結果的に売り案件が顕在化しづらい

(b) 買い手要因 : 売り案件の発掘手段が限られており、アプローチしづらい

(c) M&A支援機関要因 : マッチング及び仲介業務に工数がかかる中で、十分な手数料が得られず採算が合わない

当社は、売り手及び買い手に対しては、M&Aプラットフォーム運営を通じた情報流通課題の解消を図るとともに、安心安全なM&A取引の実現を推進しております。また、M&A支援機関に対する「M&A SaaS」提供によりM&A支援機関における専門業務のDX化・効率化を後押しするとともに、「FA支援サービス」において他社が対応困難な案件に対しても効率的なM&Aサポートを提供すること等により、生産性課題の解消を推進しており、中規模以上のM&Aのみならず、小規模なM&Aを含めた中小M&A市場の成立及び拡大に貢献しております。

② Supported by Government (国策による後押し)

日本経済においては、中小企業経営者の高齢化に伴い、後継者不在や事業承継問題が深刻化しております(中小企業庁『中小企業白書2024年版』)。政府もこの課題を重視し、M&Aに関する補助金、税制改正、規制緩和等多様な施策を講じており、今後もM&A市場の成長が継続すると見込まれております。

規制面では、経済産業省の方針のもと中小企業庁が『中小M&Aガイドライン』を策定し、これを遵守するM&A支援機関を対象に「M&A支援機関登録制度」を導入する等、業界全体に透明性向上と品質強化を求める動きが加速しております。不動産業界では、宅地建物取引業法(宅建業法)や自主規制団体による規制強化を背景に、業務フローや物件情報の標準化が進み、流通プラットフォームの存在感が高まりました。当社は、M&A業界においても同様の標準化が進むことにより、顧客がM&Aプラットフォームを通じて安心・安全に情報収集できる環境整備が進展していくものと考えております。

また、M&Aプラットフォームにおいては、若手経営者による売却ニーズも増加しつつあり、これは出口戦略の多様化やM&A環境の整備を目指す政府のスタートアップ育成政策とも呼応しております。

日本の課題	事業承継課題	スタートアップ育成課題
政府の方針/ 支援策 ※1	127万社(3社に1社)が後継者不在 <ul style="list-style-type: none"> 2019 第三者承継支援総合パッケージ 2020 中小M&Aガイドライン 2021 中小M&A推進計画、支援機関登録制度、経営資源集約化税制 2022 中小PMIガイドライン 2024 中堅・中小グループ化税制 	Exitの8割がIPO(米国は8割がM&A) <ul style="list-style-type: none"> 2015 産業競争力強化法 (株式対価M&Aの株式譲渡益の課税繰延、等) 2020 オープンイノベーション促進税制 2022 新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2022 スタートアップ育成5か年計画 (資金供給の強化と出口戦略の多様化、等) 2023 実行計画の改訂 (M&Aを促進するためのIFRSの任意適用の拡大、等)
	10年で60万社のM&A という政策目標を策定、 各種の支援策を整備	オープンイノベーションや出口戦略の多様化 に向け、M&Aの環境整備がテーマに

※1 出所) 中小企業庁『中小企業・小規模事業者におけるM&Aの現状と課題』および日本取締役協会『コーポレートガバナンスVol.13(2023年8月号)』

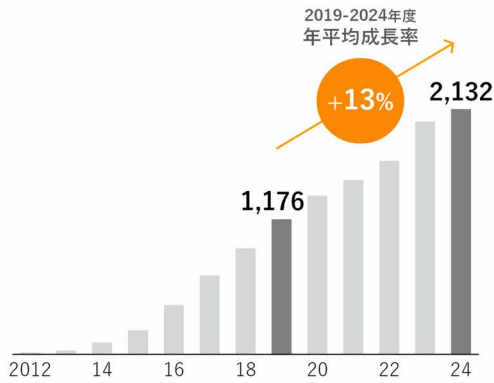
③ Stable Growth (継続的な成長)

以上のように、構造的な成立課題が存在する中でも、その課題をクリアするビジネスモデルの出現、国策による後押し等がなされた結果、中小M&A市場は以下のように成長を続けており、今後も継続的な成長が見込めることが推察されます。

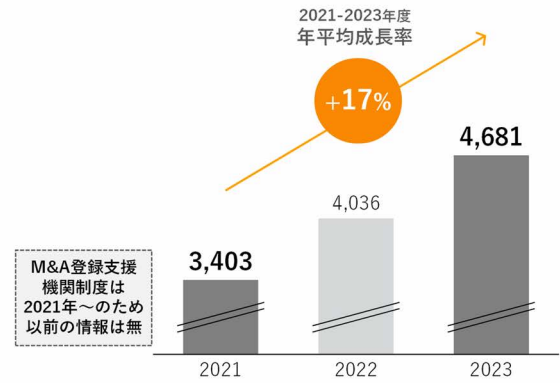
例えば、中小・小規模事業者を対象とした事業承継・引継ぎ支援センターによる成約組数は、2019年度の1,176件から2024年度には2,132件へと、過去5年間の年平均成長率で13%の増加がみられます(独立行政法人中小企業基盤整備機構『令和6年度に認定支援機関等が実施した事業承継・引継ぎ支援事業に関する事業評価報告書』)。

また、M&A支援機関登録制度導入後の民間M&A支援機関における成約組数(譲渡側)は、2021年度3,403件、2022年度4,036件、2023年度4,681件と、過去2年間の年平均成長率で17%の増加がみられます(中小企業庁『中小M&A市場の改革に向けた方向性について』)。

事業承継・引継ぎ支援センターの成約数※1 (単位：件)

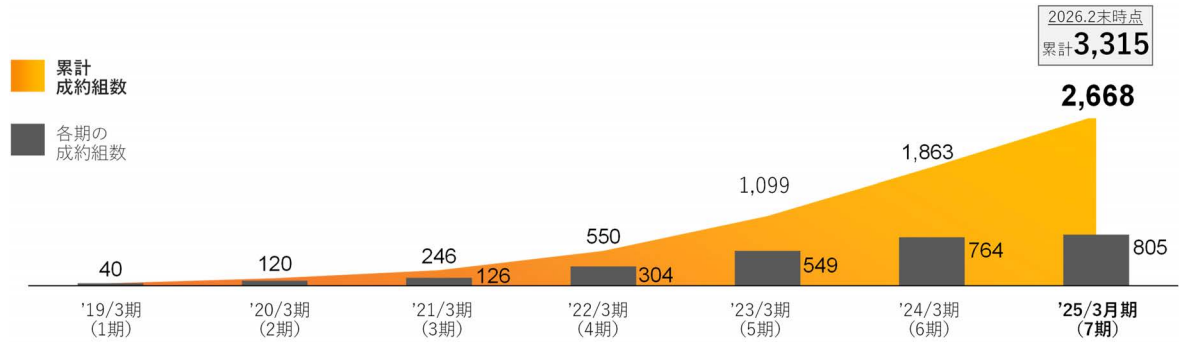


民間M&A支援機関における成約数※2 (単位：件)



※1 出所) 独立行政法人中小企業基盤整備機構『令和6年度に認定支援機関等が実施した事業承継・引継ぎ支援事業に関する事業評価報告書』
 ※2 出所) 中小企業庁『中小M&A市場の改革に向けた方向性について』

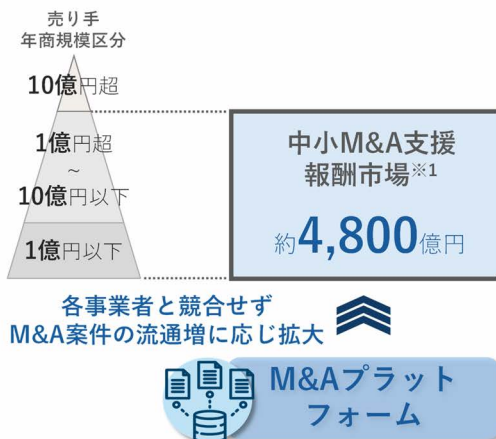
以上のメガトレンドのもと、当社は市場環境に即した中小M&Aを推進するM&Aプラットフォームの事業モデルを確立し、成約組数を着実に積み重ねてまいりました。各期末時点における累計成約組数は下図のとおりです。



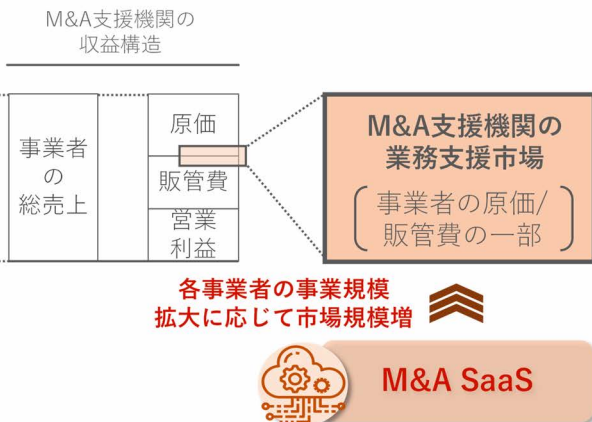
従来のM&A専門業者が人的リソースに依存した案件収集やエグゼキューションを行う労働集約型モデルであるのに対して、当社はマッチングデータベースとM&AプロセスのDX化による非連続な生産性向上を実現し、また、M&Aプラットフォームによるネットワーク効果を活用することで、より多くの事業者に新たなM&A機会を提供しております。

加えて、当社は、M&Aテクノロジー事業の2つのサービスは約4,800億円規模のTAM（潜在市場規模）が存在すると想定しており、それぞれ独自のポジショニングによりアプローチを実施しております。

M&A支援報酬の市場



M&A支援機関の業務支援市場



※1)

・〔①年商区別のM&Aニーズ事業者数〕×〔②平均成約報酬〕で〔③ポテンシャル市場規模〕を算出。
 その後、〔③ポテンシャル市場規模〕÷〔④ポテンシャルの顕在化期間〕で単年度の市場規模を算出

- ① 矢野経済研究所『国内中小企業のポテンシャル市場推計』（2024. 1）。
 - ② 年商1億円超10億円以下の企業のM&A成約報酬は中小企業庁『M&A支援機関登録制度実績報告等について』（2023. 3）から、年商1億円以下の企業のM&A成約報酬は当社の過去実績等から、それぞれ当社が推計/試算したもの。
 - ④ エキテン総研「全国の中小事業者へ事業承継に関する調査」から当社が推計/試算したもの。
- ・ 年商1億円超10億円以下の③=17.0万社×24.5百万円=4.2兆円、年商1億円以下の③=74.4万社×2.4百万円=1.8兆円。計③6兆円÷④10年（毎年一定の市場成長の前提）=2025年のTAMとして4,845億円と推定。外部統計資料及び公表資料をもとに当社が独自に推定したものであり、実際の市場規模とは異なる可能性があります。

(3) 経営戦略等

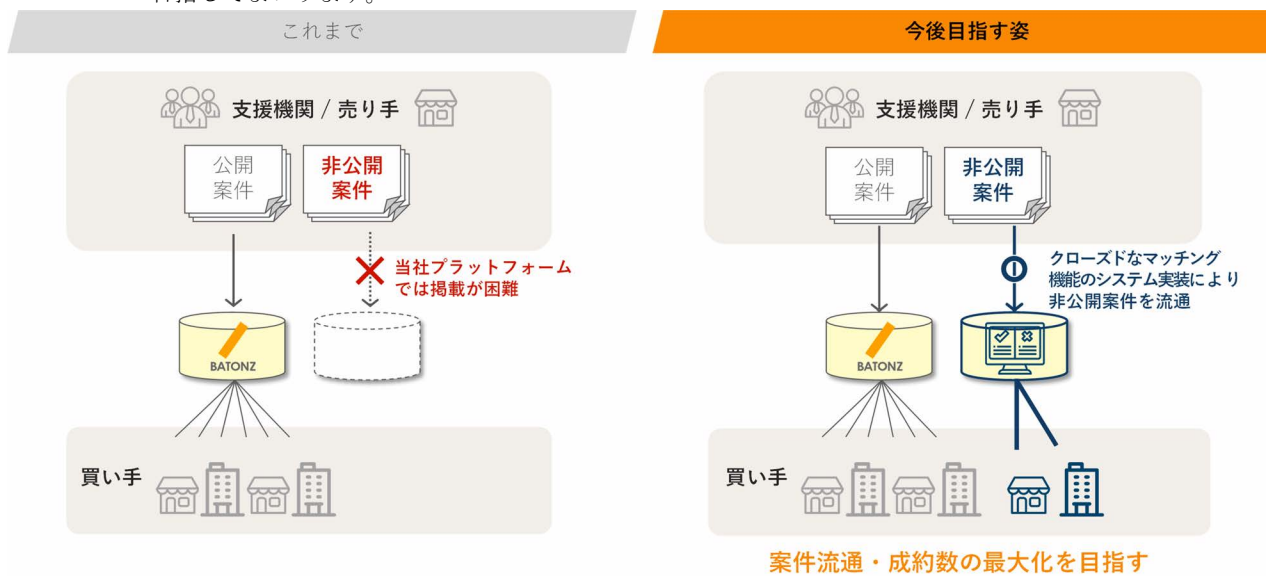
当社は、これまで安心安全な取引ができるM&Aプラットフォームの構築、及びM&A専門業務のDX化・効率化に資するM&A SaaSの開発に注力することで、M&Aテクノロジー事業の立ち上げから成長に取り組んでまいりました。

今後、短中期的にはM&Aプラットフォームとしての更なるシェア拡大を進め、「M&A業界におけるデファクト・スタンダード」となることを目指します。また長期的に経営者会員基盤やM&A前後の接点を基礎としたM&A周辺ビジネスへの展開を行ってまいります。



① 売り案件の流通拡大 (M&Aプラットフォームの量的な成長)

従来、当社では売り手が特定されやすい案件等については、インターネット上での一般公開が難しく、プラットフォーム上で非公開案件として掲載をしない運用としておりました。今後は従来のオープンなプラットフォームとは別にクローズドなマッチング機能を実装することにより、非公開案件の取り扱いが可能となり、売り手・買い手双方にとって利便性を高め、M&Aプラットフォーム上での案件流通・成約数の最大化を目指してまいります。



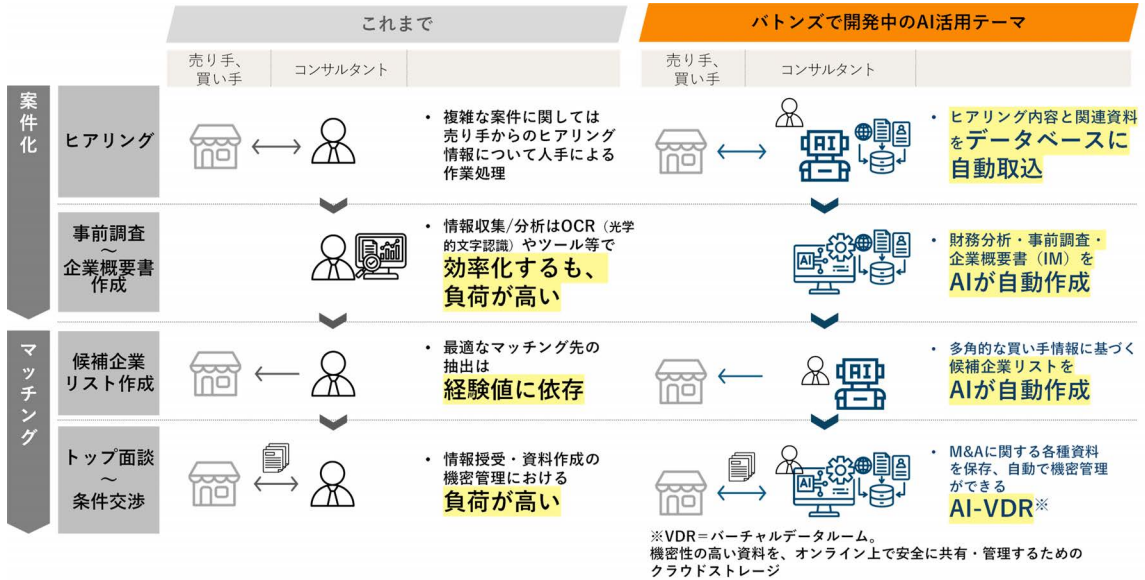
② M&A業務の非連続な効率化 (M&Aプラットフォーム / M&A SaaSの質的な改善)

M&A支援業務の中で、特に業務効率化のニーズが高い領域は、売り案件の「案件化」及び売り手・買い手間の「マッチング」の2つの業務になります。

・案件化：売却準備段階において売り手企業の状況を把握するために行う財務分析・事前調査や、企業概要書（IM）を作成するプロセス

・マッチング：売り手・買い手に双方の相手候補者を広範に抽出するM&A候補企業リスト作成から、トップ面談や条件交渉を経て、最適な相手を一社に絞り込んでいくプロセス

当社は従来、情報収集や分析をOCR（光学的文字認識）や各種ツール活用等による効率化を実施していましたが、複雑な案件に関しては売り手からのヒアリング情報について人手による作業処理が多く残されておりました。また、M&A候補企業リストの作成における最適なマッチング先の抽出はコンサルタントの経験値に依存する部分が大きく、加えて、情報授受や資料作成に伴う機密情報管理の負荷も高い状態にありました。今後は、AIを活用したヒアリング内容や関連資料の自動取込によるデータベース化、財務分析、事前調査、企業概要書（IM）等の自動作成や、多角的な買い手情報に基づくM&A候補企業リストの自動作成、M&Aに関する各種資料の保存及び自動で機密管理ができるVDR（バーチャルデータルーム：機密性の高い資料を、オンライン上で安全に共有・管理するためのクラウドストレージ）等について開発及び実装を図ることにより、当社のM&A SaaSの価値向上や、FA業務の生産性改善を図る方針であります。



③ M&A周辺の経営課題の解消（M&A周辺領域への拡大）

M&Aの前後には、人材リソース、資金ニーズ等の様々な経営ニーズが発生します。M&Aニーズを持つ多くの売り手／買い手企業との接点を持つ当社はこれらの経営ニーズをキャッチし、自社若しくは提携先企業等と連携しながら、経営支援を行ってまいります。

具体的には、2025年11月には事業パートナーとの提携によりM&A前後のCX0人材や成長推進人材を紹介する人材紹介事業をリリースしております。これらの経営支援ソリューションを開発／展開していくことで、M&Aを起点としたビジネス全体のサクセスパートナーとしてのポジショニング確立を目指してまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標

当社は、「誰でも、何処でも、簡単に、自由に、M&Aが出来る社会を実現する」というビジョンのもと、持続的な成長を目指し、M&Aテクノロジー事業において各サービスを展開しております。当社の収益モデルは、M&Aプラットフォームの利用者数や案件数を基盤とし、成約時に受領する成約報酬及びサブスクリプション型サービスによる継続収益を組み合わせる構成されております。

当社が事業推進において重視している各サービス別の主要な経営指標（KPI）は下表のとおりであります。これら指標を継続的にモニタリングすることにより、各種業務施策の推進、サービスの拡充及び収益性の向上に取り組んでまいります。

① M&Aプラットフォーム

(a) マッチングサービス

M&Aプラットフォーム上に公開された売り案件（売り手からの直接持込又はM&A支援機関による持込）について、M&A取引が成約した際に買い手から受領する成約報酬（システム利用料）であり、M&Aプラットフォームの売上高の過半を占めております。買い手より受領するシステム利用料は、各案件の成約価額の2%を乗じて算出（成約価額帯別の最低料金設定あり）されます。

	2024年3月期 (通期)	2025年3月期 (通期)	2026年3月期 (上半期)	2026年3月期 (第3四半期)
売り案件公開数 ※1 (件数)	9,551	10,585	4,861	7,333
M&Aプラットフォーム成約数 ※2 (組数)	764	805	385	561
システム利用料単価 ※3 (千円)	583	722	779	710

※1：対象決算期間において新規公開された案件数

※2：対象決算期間において成約した案件数（以前の決算期間に公開された案件の成約も含む）

※3：対象決算期間の成約報酬（システム利用料）÷成約数

(b) ソーシング支援サービス

買い手向け有料オプションとして、売り案件のソーシング支援サービスを提供している会員より受領する月額システム利用料で構成されています。

	2024年3月期 (通期)	2025年3月期 (通期)	2026年3月期 (上半期)	2026年3月期 (第3四半期)
ソーシング支援社数 ※4 (社数)	1,077	1,238	1,243	1,190
ARPPU ※5 (千円)	10.6	13.0	17.5	18.1

※4：対象決算期末時点の有料オプション会員数

※5：Average Revenue per Paid User（1ユーザー当たりの月間平均利用料金）

(c) FA支援サービス

売り手向け有料オプションとして、成約案件のうちサポートサービス又はプレミアムサポートサービスを受託した案件について、成約総額に対する5%（各最低料金設定あり）を成約報酬（手数料）として受領し収益を計上しております。

	2024年3月期 (通期)	2025年3月期 (通期)	2026年3月期 (上半期)	2026年3月期 (第3四半期)
FA支援数 ※6 (件数)	143	140	108	150
手数料単価 ※7 (千円)	1,619	1,557	2,017	2,213

※6：対象決算期間において成約した案件のうち、FA支援受託していた案件数

※7：対象決算期間のFA支援サービス売上÷対象決算期間のFA支援数

② M&A SaaS (M&A支援機関向け業務支援SaaS)

当社パートナープログラム及びB MASSを提供しているM&A支援機関より受領する月額システム利用料で構成されています。

	2024年3月期 (通期)	2025年3月期 (通期)	2026年3月期 (上半期)	2026年3月期 (第3四半期)
M&A支援機関数 ※8 (社数)	1,810	1,884	1,952	1,922
ARPPU ※9 (千円)	12.5	15.1	17.6	17.7

※8：対象決算期末時点のパートナープログラム及びB MASSの利用機関数 (B MASS無償提供機関を除く)

※9：Average Revenue per Paid User (1ユーザー当たりの月間平均利用料金)

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 安心安全なM&Aを行える環境の提供

前述のとおり、当社はM&Aプラットフォームの運営において、安全性／健全性の確保が最重要であるという考えのもと、その維持・向上のための各種施策を実施しております。当社はM&Aプラットフォーム運営において、売り手・買い手間の全ての取引を網羅的に把握・コントロールすることは困難であるとの前提のもと、リスクが高いと考えられる要所についてリスク度合いに応じた多層的なチェック体制の構築に努めております。

なお、2025年3月期においては、中小企業庁から複数のM&A支援機関に対して、不適切な買い手企業のM&A支援事案に関する「中小M&Aガイドラインに基づく対応についての注意の発出・対策実施の指示」が実施されました。当社においても当該指示を受領しておりましたが、当該事案にかかる原因分析及び対応強化策（株式譲渡案件にかかる原則FA支援実施等を含む）を纏めた報告書の提出を完了しており、当該報告書の内容及び方向性に即した施策を継続的に実施・強化しております。

さらに、現時点においては当社が運営するM&Aプラットフォームにて実施されるM&A取引の内容及び進捗把握による一層の安全性向上を図ることを目的として以下の施策を推進しており、2026年4月における利用規約改定に先立ち、M&A支援機関への説明・啓発及び一部先行導入等を実施しております。

- (a) M&A支援機関によるM&Aプラットフォームへの案件登録について、中小企業庁の「M&A登録機関制度」への登録を義務付け
- (b) 事業譲渡案件におけるFA支援（有料オプション）サービスの推奨
- (c) 全案件に対する基本合意等の交渉状況の中間報告の義務化
- (d) 案件リスクチェックを前提とした表明保証保険の付保（これに伴う譲渡実行前における最終契約書類の収集／確認）
- (e) AIを活用した案件状況の把握と成約未報告の検知強化

今後は、上記施策を着実に実行するとともに、M&Aプラットフォームの安全性／健全性確保については、ユーザー価値を最優先し、安心安全なM&Aプラットフォームの実現と、利便性やリーズナブルさを両立させ、案件の交渉全体を通しての安全性向上に加え、特に利用登録時や案件登録時における複合的審査と、案件成約前後におけるリスクヘッジの取組みに重点的に取り組むことで効率的に安全性を高める方針であります。

② システム開発への投資及び技術革新への対応

当社が展開するM&Aプラットフォーム「BATONZ」は、創業以来M&Aノウハウを組み込んだプロダクト開発に取り組んでまいりました。

近年においては生成AI技術をはじめとする急速な技術革新の恩恵を受け、多角的にM&Aを支援するサービスを開発しております。今後の事業展開においても、こうした技術革新への積極的な対応は当社事業の成長に不可欠であり、最新の技術動向のフォロー、役職員への教育等を通じて、ユーザーのニーズにマッチしたサービスの開発を継続してまいります。

③ 優秀な人材の確保及び人材育成

当社は今後のさらなる事業拡大を目指すうえで、事業企画、商品企画、マーケティング、フィールドセールス、カスタマーサクセス、M&Aコンサルタント、ITエンジニア、案件品質を高めるための各種専門家（弁護士、会計士等）といった多職種で優秀な人材を増やすことが不可欠であると認識しております。

人材の確保については引き続き採用に注力することに加え、IPOを通して採用マーケットにおける知名度向上、採用力向上を目指してまいります。

また増員に伴うミドルマネジメントの強化も重要であると認識しており、採用と並行して各種研修を通じたミドルマネジメント層の強化に努めてまいります。

④ 財務上の課題

当社は、現時点において営業活動による安定的なキャッシュ・フローを創出しているため、財務上の課題は認識しておりませんが、継続的かつ安定的な事業の拡大のため、手元資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。このため、一定の内部留保の確保や自己資本比率等といった財務の安定性を測る指標のモニタリングを通じて、財務健全性の確保に努めています。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社では、現状、サステナビリティに関する基本方針等は定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理しております。サステナビリティに関する方針について、重要な事項がある場合は取締役会において議論、決議することとしております。

現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要については「第4提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社の持続的な成長のためには、事業企画、商品企画、マーケティング、フィールドセールス、カスタマーサクセス、M&Aコンサルタント、ITエンジニアといった多職種で優秀な人材を増やすことが不可欠であります。

これを維持・向上するために多様な人事施策の実施を行ってまいります。当社の特徴的な取組みは、主に以下のとおりであります。

- ① 行動指針を「HIGH - FIVE」というキーワードで5つに具体化し、キックオフ等での浸透を図るとともに、表彰制度とも連動させ、行動指針に則した取組みを四半期単位で表彰し、具体的な取組み内容をナレッジとして社内にも共有することでさらなる浸透を図っております。
- ② 個々人の目標／ミッション管理を、Will - Can - Mustシートを用いて実施し、従業員それぞれのWill（成長やキャリアに対する志向性）を鑑みながら足元の業務目標／ミッションや部署配置を決定することで、高いパフォーマンスとモチベーションの両立を図っております。
- ③ 「バトonzBar」という名称で、月次での全社組織横断的な交流の場を設定し、新規採用者の職場への適応をスムーズにするとともに、組織間での人的な交流・情報交流を活発化させることで日々の業務生産性向上だけでなく、当社への帰属意識の醸成にも寄与しております。

(3) リスク管理

当社ではサステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理しております。詳細は、「第4提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

当社は、不測の事態又は危機の発生に備え、「リスクマネジメント規程」を定め、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行っておりますが、サステナビリティに関連するリスクにつきましても当該規程に基づきリスク管理を行っております。また、今後の状況に応じて、サステナビリティに関連するリスク管理の強化を検討してまいります。

(4) 指標及び目標

当社では、多様性の確保の重要性を認識し、性別・国籍・入社時期に関わらず、能力を本位とする人材登用を行っており、人材の多様性の確保に努めております。現状は、多様性の確保に向けての測定可能な目標の設定に至っておりませんが、その具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

市場環境等に起因するリスク

(1) M&A市場の動向について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

国内における中堅・中小企業のM&A市場は、1990年代後半から2000年代にかけて急激に増加し、リーマンショックの影響により減少に転じておりましたが、2010年代になると経営者の高齢化に伴う事業承継問題等を背景に再度拡大に転じております。また、近年はM&Aの活用について、企業成長加速を目的としたものに限定されず、スタートアップ企業における大企業とのオープンイノベーションや出口戦略として、また、非中核事業からの撤退手段としての活用等も増加する傾向が生じており、今後も市場拡大は継続していくものと認識しております。早期に市場変化に対応できるよう、引き続き定期的な市場動向のモニタリング及び各種情報の収集を実施してまいります。

しかしながら、今後において、景気動向等に伴う企業動向の変化、税制や法規制の変更、その他何らかの要因による中小M&Aにかかる需要動向に変化が生じた場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 政府による中小M&A政策について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

近年、日本政府は、中小企業の後継者不足や経営者高齢化による廃業リスクを背景として、中小M&Aを事業承継と成長戦略の両面で推進しております。黒字廃業の増加や地域経済の縮小を防ぐこと等を目的として、事業承継にかかる税制措置や補助金制度や低利融資制度等が整備されております。

一方で、市場環境の整備のため、M&A支援機関に対する規律強化も併せて実施されております。具体的には、2020年に経済産業省・中小企業庁により「中小M&Aガイドライン」が策定され、M&A支援機関の行動指針等が明示されたほか、2021年にM&A支援機関登録制度が導入され、同ガイドラインの実効性の担保が図られ、2023年に同ガイドラインが改訂され（第2版）、善管注意義務・忠実義務や職業倫理の遵守が求められることの明記、仲介・FA契約締結前における書面による重要事項説明の義務化等の重要な事項が盛り込まれております。加えて2024年に同ガイドラインが改訂され（第3版）、手数料・提供義務の透明化、広告・営業や利益相反防止やネームクリア・テール条項に関する規律の見直し、経営者保証問題をはじめとするリスク事項や不適切な事業者の排除等の、重要な事項が盛り込まれております。

さらに、2025年8月には「中小M&A市場改革プラン」が公表され、売り手・中小M&A市場・買い手という3つの軸での支援、具体的には、同ガイドラインにおけるM&A契約ひな形への買戻し条項の導入や取引相場情報の可視化ツールの整備、中小M&Aアドバイザー資格制度の創設や、仲介・FA手数料のあり方に関する検討、小規模案件・個人向けファンド支援の促進や事業承継・M&A補助金におけるPMI推進枠の創設といった、公正で安心できる市場環境の構築を目指す施策等が打ち出されております。

当社は、これら政策を踏まえ、必要な対応を実施することにより事業を推進しており、現時点において政府政策は当社事業にとって追い風であると捉えております。しかしながら、将来において政府方針又は政策に大幅な変更等が生じた場合は、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制等について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社のM&Aテクノロジー事業において、業法として直接事業を規制する法令等は設けられておらず、中小企業庁による「中小M&Aガイドライン」及び業界団体が策定した自主規制ルールを遵守すべく事業を推進しております。また、事業に関連して個人情報保護法及び電気通信事業法等の規制を受けております。

今後において、当事業において「中小M&Aガイドライン」に反する事象が発生し、行政当局の指摘（指導若しくは処分）やM&A支援機関登録制度にかかる登録取消等が生じた場合には、当社事業展開に重大な支障が生じる可能性があります。また、当該ガイドライン改訂や新たな法制化等による規制強化により当社事業に何らかの制約事項が生じた場合も併せて、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術革新への対応について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、「誰でも、何処でも、簡単に、自由にM&Aが出来る社会を実現する」というビジョンを実現するため、M&Aに対するノウハウとテクノロジーの力をかけ合わせて事業サービスを構築しております。近年は、生成AI技術等を積極的にプロダクトに取り入れることにより、自社及びSaaS提供顧客における業務オペレーションの効率化及びサービス向上を推進しております。将来において、かかるノウハウやテクノロジーの獲得及び活用に困難が生じる又は対応が遅れることにより、競合他社がより優れたサービスを展開し、相対的に当社の競争力が低下した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合について（発生可能性：高、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

M&Aプラットフォーム業界は、業務を遂行するために許認可制度がなく、基本的に参入障壁が低い業界と考えられます。現在、数社が当社と同種又は類似する事業サービスを提供しており、それら企業との競合が生じております。また、近年における中小M&A市場の拡大もあり、今後も競合企業が参入する可能性があります。

当業界において、当社は、その出自からM&A取引にかかるノウハウを有していることが差別化要素であると認識しており、M&Aノウハウを組み込んだプロダクト開発やM&Aプラットフォーム運営における成約支援の提供等により、当社は同業他社に対して一定の優位性を確保しているものと考えております。また、業界における先発事業者であることから先行者としてのメリットを享受しているものと考えております。

しかしながら、今後において、既存事業者の事業拡大や大手資本による新規参入等による競争激化が生じる可能性は否定できず、売り手・買い手・M&A支援機関の他社への流出や獲得に伴うコスト増加、他社との案件競合による集客数及び成約数の減少等が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

M&Aテクノロジー事業運営に起因するリスク

(6) M&A支援機関について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の事業展開において、M&A支援機関との連携は重要要素であると認識しております。M&A支援機関は、当社が提供するM&A SaaS（M&A支援機関向け業務支援SaaS）の導入顧客であるとともに、当社が運営するM&Aプラットフォームにおける売り案件の重要な提供元であり、当該プラットフォームの新規登録案件に占める同持込案件の割合は約5割であり、一定の依存度を有しております。当社は、M&A SaaSにおけるサービス向上及び各種施策等によりM&A支援機関との連携強化を推進しておりますが、当社M&A SaaSやM&Aプラットフォームのサービス品質の低下、競合、当社の信用低下等により、主要または多数のM&A支援機関の離反が生じる又は今後において新たな獲得が困難となる場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が運営するM&AプラットフォームへのM&A支援機関による持込案件にかかるマッチング後のM&A取引については、当該M&A支援機関がFAまたは仲介者として主体的に関与するため、当社としてM&A取引案件にかかる進捗報告及び契約内容等にかかる確認は実施するものの、取引案件に対する関与は限定的なものとなっております。当該状況から、万が一にM&A支援機関における何らかの対応不備等に起因したトラブル等が生じた場合、M&Aプラットフォーム運営者である当社も間接的にレピュテーションその他の影響を受ける可能性があります。

なお、2026年4月以降においては、当社が運営するM&Aプラットフォームへの売り案件持込登録について、M&A支援機関登録制度への登録を必須とする取扱いとしております。

(7) M&Aプラットフォームの健全性・安全性の確保について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、運営するM&Aプラットフォームの信頼性を維持するためには、取引プロセスの安全性／健全性を確保することが極めて重要であり、その前提として、登録される案件内容や利用ユーザーの適格性、交渉過程の透明性、当事者間の契約内容にかかる適正性の確保及び円滑な契約義務履行が不可欠であると認識しております。このため、当社は独自の基準に基づき、全ユーザー及び全案件を対象とした登録審査を実施しております。登録後においては継続的なモニタリングを行うとともに、基本合意や最終契約の締結に際して取引に内在するリスクの確認を行っております。さらに、現在はM&Aプラットフォーム内で行われる当事者間の取引進捗及び適正性確保のための契約内容確認の網羅性向上のための取組み及び体制強化を推進しております。

しかしながら、当社が運営するM&Aプラットフォームの構造上、取引当事者間で行われる全ての交渉内容や契約内容、契約履行状況を完全に把握及び管理することは困難となる側面もあり、将来において当社の施策及び取組みが有効に機能しない又は当社審査・管理を潜脱するような意図的な虚偽情報の提供や不正な取引が行われ、ユーザー利用におけるトラブルや詐欺的行為等が発生した場合には、当社、M&Aプラットフォーム及び事業サービスの信用失墜に繋がり、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

- (8) 売り案件及び買い手ユーザーの獲得について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社事業において、M&Aプラットフォームにおける売り案件及び買い手ユーザーの獲得及びその拡大が重要な要素であると考えております。当社は、事業サービスにおける顧客満足及び信頼性向上を図るとともに、当該案件及びユーザー獲得のため、SEO施策を中心としたWEBマーケティング活動を展開するほか、売り案件獲得についてはM&A支援機関による登録及び紹介の促進に努めております。これら各施策については、獲得効率をモニタリングするとともに適時に最適と考えられる施策を実施することにより、集客及び獲得強化に努めております。

しかしながら、当社施策にも拘わらず、検索サイトにおけるアルゴリズム変更や競合他社のマーケティング動向、M&A支援機関の対応状況等により、売り案件又は買い手ユーザーの獲得が当社の想定通り推移しない可能性があり、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

- (9) M&A取引にかかる成約未報告行為について（発生可能性：高、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社売上高のうちM&A成約に伴い受領するシステム利用料（マッチングサービス）及びFA支援サービス手数料は、M&A取引にかかる譲渡実行時点で売上計上することとしております。譲渡事実の認識は、M&A取引に携わった買い手、売り手又はM&A支援機関より成約報告を受けることにより行っておりますが、譲渡事実を適切に報告せず、当社への支払いを免れようとする不正行為が発生するケースがあり、過年度においては報酬支払い拒否等により回収を断念する事案も生じております。

当社は、利用規約において、最終契約締結日から3営業日以内に成約の報告を行うものと定め、不正が発覚した場合の罰則規定を制定するほか、当社が運営するM&Aプラットフォームにて行われるM&A取引について、当社FA支援サービスによる取引への関与、未利用ユーザーに対しても取引進捗をシステム上検知する仕組みの導入や取引にかかる相談窓口設置による状況把握、取引完了後における譲渡事実を自動検知する仕組みの導入等により不正行為の防止及び未報告の成約案件の把握に努めております。加えて、現在は2026年4月における規約改定を含むM&A取引にかかる中間報告の義務化や表明保証保険（一定条件により無償付保）の拡大（買い手及び売り手の成約報告に対するインセンティブ向上）等の施策を推進しております。

現時点において、各種施策等により成約未報告による機会損失事案の影響は限定的であると認識しておりますが、今後において、不正行為方法が想定以上に悪質・複雑化され、当社施策が十分な有効性確保・維持が困難となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

- (10) 業績の季節偏重等について（発生可能性：高、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社事業において、M&A取引にかかる意思決定及び実行が顧客（売り手及び買い手）の決算期末（主に9月、12月、3月）に集中する傾向があり、当社の売上はこれら四半期に偏重する傾向があります。

当社においては、継続課金収益型の季節性のないM&A SaaSを展開することにより、特定時期への過度な業績偏重を平準化するよう努めております。しかしながら、M&Aの成約は様々な要因に左右されることから、偏重の傾向に大きな変動が生じた場合や、一部案件に期ズレが生じた場合等においては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、上記の季節変動要因に加えて、近年は、四半期業績に影響を与えるような比較的大型のM&A取引が成約するケースも生じており、このような案件の発生有無、頻度、個々の成約金額（当社手数料額）等により、当社の各四半期または各決算期の業績に変動が生じる可能性があります。

- (11) サービス料金改定について（発生可能性：小、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、提供するサービスについて、M&Aプラットフォーム領域においては、売り手及び買い手の成約率の向上や取引の安全性を強化できるように、また、M&A SaaS領域においては、加えて顧客業務に必要な又は効率化に資すると考えられる機能サービスを継続的に開発及び提供しており、システム利用料やユーザーのニーズや利用状況等を考慮した複数の料金プランを設定しております。また、各種機能サービスの拡充に伴い、過年度においても顧客利用動向の調査結果を考慮した上で適宜、料金プラン体系の見直し及び価格改定を実施しております。

今後において、当社が実施する料金プラン及び価格の改定に際して、顧客ニーズと合致せず相当程度の利用顧客の解約・離反等が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

- (12) 先行投資について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社のM&Aテクノロジー事業は、サービス開発及び拡充のために先行的なソフトウェア開発投資を継続的に行う必要があり、それに必要となるAI活用等も含めたテックリード人材の確保が必要であると認識しております。また、売り案件の多様化に対応するため、M&A経験の豊富な人材の確保が必要であると認識しております。

当社は、今後においても、継続的にサービスの競争力を向上させるために、事業拡大及び利益率の向上を図りつつ上記の先行投資を継続していく方針であります。経営環境の急激な変化、その他本項記載の各リスクの顕在化等により、先行投資がその効果を発揮せず十分な成果に繋がらなかった場合、当社の経営成績及び財政状態

に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新たな事業サービスの立上げについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、事業サービス強化のための追加機能又は新規サービスの拡充を継続的に実施するほか、既存事業の周辺領域における他事業者との連携を含む新規事業の展開を推進・検討しております。

当社においては、これら取組みにより顧客満足向上や新規顧客獲得による事業拡大を計画しておりますが、必ずしも新規の事業又はサービスによる効果が当社の想定通りに推移する保証はなく、その場合はコスト増加その他の要因から、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事業運営／管理全般に起因するリスク

(14) ソフトウェア及びシステム等の不具合について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社のM&Aプラットフォーム運営及びSaaSサービス提供にかかるソフトウェアは重要なサービス基盤であり、信頼性及び安定性のある事業運営の根幹をなす要素であると認識しております。当社は、各種ソフトウェアを主に自社開発しており、開発・提供体制において品質の維持・向上に努めるほか、新たなサービス機能を導入する際はステージング環境での事前検証を十分に行う等、ソフトウェアにかかる不備や瑕疵の発生防止に努めております。

しかしながら、システムやソフトウェアに内在する全ての瑕疵を完全に解消することは困難となる側面もあり、当社が提供するサービスにおいて何らかの欠陥が発見される可能性があります。当社において事業運営に支障を来す様な致命的な不備や瑕疵が判明し、その解消に長期間を要する事態が生じた場合は、当社の信頼性低下やサービス停止等に繋がる可能性があり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社に対するサイバー攻撃や不正アクセスの発生や当社サービスに対する急激なアクセス増加によるシステム負荷の増大、大規模な通信ネットワーク又はデータセンター等のインフラ障害、その他予測不能なトラブル事象等に起因して当社事業サービスの継続が困難となる場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 情報管理について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、M&Aプラットフォーム運営及びSaaSサービス提供に際して、ユーザーの個人情報、法人情報や機密情報等を取り扱っており、利用規約及び秘密保持契約等により守秘義務を負い、これらを重要情報と認識して管理しております。

当社グループは、これら重要情報の適切な取り扱いを図るため、情報セキュリティマネジメントシステムの構築及び運用、ISMS認証の取得、情報管理にかかる社内規程の整備及び周知、役職員に対する研修や情報提供及び誓約書の受領等、管理体制の強化を図るとともに情報セキュリティリテラシーの向上に努めております。

しかしながら、こうした当社の取組みにも拘わらず、何らかの理由で個人情報や機密情報の外部漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、当社の信用失墜や損害賠償請求等の金銭補償等が生じる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) コンプライアンス体制について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、コンプライアンスが適正な事業運営と健全な発展に必要な不可欠な要素であると考えており、当社役員が、企業活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らがその一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を果たすために遵守しなければならない旨をコンプライアンス基本方針として定めるほか、その実践のために各種社内規程を整備しております。また、コンプライアンス委員会の設置、適宜の社内研修実施等によりコンプライアンス意識の醸成及び対応の周知徹底を図ることにより、コンプライアンス体制の強化に努めております。

しかしながら、これらの取組みによってもコンプライアンスにかかるリスクを完全になくすことは困難であることから、何らかのコンプライアンス違反となる事象が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 風評等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、自社の運営するM&Aプラットフォームの社会的信用及びブランドイメージを維持・向上させることが、既存顧客との関係強化や新規顧客の獲得、継続的な事業成長において重要であると考えております。このような考えのもと、毎年1度数百名のM&A支援機関を招いてのイベントであるM&A Professional Awardに代表される様々なセミナー主催／登壇、M&A業界専門誌の発刊、積極的なメディア露出・各種寄稿等に取り組んでいます。

しかしながら、当社事業に関連して生じた事象等に対して、マスコミ報道やソーシャルメディア等において、

その事実の有無に関わらず、当社に対する否定的な風評が流布され拡散された場合には、当社のブランドイメージや社会的信用が低下し、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 訴訟等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、事業遂行にあたり、当社が提供するサービスの不備や情報漏洩等、ユーザーによる不適切な行為やトラブル等があった場合等、法令違反の有無に関わらず何らかの原因で当社が訴訟等を提起される可能性があります。

当社では、サービス使用にあたっての遵守事項、リスクと確認事項の発信や啓蒙、利用料の発生の事前説明や確認の徹底、社内外の弁護士との連携を行い、先の事例や経験をもとに訴訟を提起されるリスクの低減対策を行っております。

しかしながら、これらの訴訟が提起されること又は訴訟等において当社の主張が認められない場合、当社の信頼性低下や損害賠償金や和解金の負担等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 人材の獲得、確保、育成について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社の継続的な事業展開において、事業規模の拡大や質の高いサービス提供及び競争力向上を実現していくためには、優秀な人材を継続的に採用していくこと、採用人材を早期に育成することのほか、管理職人材及びプロフェッショナル人材の獲得及び育成を実施していくことが重要であると考えております。

当社の人材採用時においては、人事、対象部門、代表取締役と複数回の面談を行うことにより当社と人材の相互理解を深めることで採用力及び採用後の定着率向上を図っており、エンジニア等については専門の採用担当を配置する等、特に優秀な人材の確保に努めております。また、外部講師による研修等も拡充し、人材育成にも努めております。しかしながら、エンジニア及び管理職層等の人材確保に関する競争は激しく、優秀な人材の確保や人材育成が計画通りに進捗しなかった場合や当社人材の大量流出等が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 内部管理体制の整備状況にかかるリスクについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、適切な内部管理体制の整備を行い、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくことに繋がると認識しております。各種法令・定款・社内規程等の遵守を行い、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制の適切な整備・運用に努めております。

しかしながら、急速な事業規模の拡大や新たな事業の展開に対し、内部管理体制の整備・運用が十分に追いつかない状況が生じた場合には、円滑な業務運営に支障を来す恐れがあり、当社の事業推進、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 知的財産権について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、事業運営において、商標権や特許権等の知的財産権が重要であると認識しており、現在は、自社ブランド保護のために重要性や影響度等を踏まえて商標権を取得しております。今後の事業展開においても、必要と考えられる商標権について取得する方針であります。また、現時点において特許権にかかる申請及び取得は生じておりませんが、当社の競争優位性に資する独自技術等の発明については取得を検討していく方針であります。

当社が新たに知的財産権を取得する際には、弁護士や弁理士等との連携を含めて十分な検証を行い、他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応を図っており、また、自社が保有する知的財産を第三者に侵害される恐れがある場合には、必要な処置を講じていく方針であります。

しかしながら、これら施策にも拘らず、当社による他社に対する知的財産権侵害又は他社による当社に対する知的財産権侵害が発生し問題となる可能性は否定できず、訴訟等に発展する可能性があります。その結果、当社による知的財産利用が制約を受ける又は損害賠償責任が生じるような事態が生じた場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(22) 固定資産の減損リスクについて（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、事業サービスにかかるソフトウェア開発に注力しており、継続的な開発投資を実施しております。当社における開発投資については、より確実な投資成果を得るために、市場・顧客ニーズを調査しその反応を慎重に確認した上で推進することに留意してきた結果、これまで減損に至る様な事態は生じておりません。

しかしながら、今後において、想定した開発投資による効果の実現せず、ソフトウェアにかかる減損損失計上の必要が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他のリスク

(23) 株式会社日本M&Aセンターホールディングスとの関係について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

① 資本関係について

株式会社日本M&Aセンターホールディングスは、本書提出日現在、当社発行済株式総数の32.47%を保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社に該当しております。

現時点において、同社は当社上場日以降も当社株式の一定数を継続保有する方針であり、上場後もその他の関係会社に該当する予定であります。しかしながら、将来において、同社及び同社グループの戦略や市場環境によっては、当社株式を売却する可能性は否定できず、当社株式の売却を行う場合には当社株式の市場価格等に影響が生じる可能性があります。

なお、当社経営において、同社の承認を必要とする事項等は存在しておらず、当社の独立した経営が確保されているものと考えております。しかしながら、同社は当社株式保有の一定割合を保有することから、議決権行使を通じて、当社の経営判断に一定程度影響を及ぼし得る立場にあり、同社利益が他の株主の利益と一致しない可能性があります。

② 人的関係について

本書提出日現在、同社グループからの役員の派遣、出向者の受入れ等の人的関係はありません。

③ 取引関係について

当社と同社グループの間では、当社サービスの利用又は当該グループのサービス利用、当該グループからの案件紹介に対する紹介料の支払い等の取引がありますが、合理的な取引かつ妥当な取引条件にて実施しており、取引の適正性を確保しております。また、これら取引は、取締役会において取引の事前承認及び定期モニタリングを実施することにより、取引の適正性を確保しております。2025年3月期における主な取引は以下のとおりであります。

(単位：千円)

属性	会社等の名称	所在地	資本金	取引の内容	取引金額
その他の関係会社の子会社	株式会社 日本M&Aセンター	東京都千代田区	100,000	システム利用料の受領(注)1	48,000
				紹介料の支払い(注)2	2,068
	株式会社企業評価総合研究所	東京都中央区	10,000	システム利用料の支払い(注)3	6,600

- (注) 1. 当社が提供するSaaS（大手M&A支援機関向け）にかかるシステム利用料を受領しております。当該取引条件については、市場価格を参考に価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 当社が運営するM&Aプラットフォームへの「売り案件」登録にかかる紹介料であり、M&A成約時に紹介料を支払っております。当該取引条件については、当社が定める「紹介料に関する規約」に基づき他の一般取引条件と同様に決定しております。
3. 当社のSaaS提供サービスの1機能である企業評価支援システムについて、同社より提供を受け利用料を支払っております。当該取引条件については、他の一般取引条件と同様に決定しております。

④ 事業領域について

同社グループの主要子会社である株式会社日本M&Aセンターは、M&A仲介業等を主たる事業として展開しております。M&A取引に関連する事業領域であるものの、同社はM&A仲介業務を主体とし、当社はM&Aプラットフォーム運営を主体としております。また、当社において有料サービスであるM&Aアドバイザー業務（FA支援サービス）を一部提供しておりますが、同社及び当社が取り扱うM&A対象案件は事業規模及び報酬額水準について異なることから、直接の競合関係は生じておりません。

なお、上記の棲み分けにより、同社において取扱い困難となる小規模案件について、一部当社が運営するM&Aプラットフォームへの紹介が行われておりますが、その割合は限定的であり特段の依存等は生じておりません。

(24) 配当政策について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、現段階では、事業拡大のための投資及び財務基盤の強化が最優先の課題であると認識しており、そのバランスを見極めながら、必要な内部留保を確保し安定した配当ができる体制が整った後に継続的に実施していくことを基本方針としております。

このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、経営環境及び業績、投資計画、財政状態等を勘案し株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(25) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社役員、従業員に対して、優秀な人材の確保・獲得及び経営参画意識の向上のためのインセンティブとして、新株予約権を付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用することが考えられることから、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日の前月末現在（2026年2月末現在）におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は842,400株であり、発行済株式総数4,312,300株の19.5%に相当しております。

(26) 上場維持基準について（発生可能性：小、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社の時価総額は、東京証券取引所が定めるグロース市場の上場維持基準を下回って推移する可能性があります。

当社は、売上高及び利益の成長を通じて企業価値を継続的に向上させることで、時価総額規模を拡大することを基本的な方針としております。一方で、株価は、経営成績のほか市況等の様々な要因により変動するものであり、当社としては、あらゆる状況の中でも、当社株式の流動性を損なうことを回避するため、当社株式の市場における評価を注視し、企業再編や市場変更等の検討を含めた幅広い選択肢をもって、上場維持に努めていく方針であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の状況

第7期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）

（資産の部）

流動資産は、前事業年度末と比較して51,991千円増加し、519,766千円となりました。これは、主として現金及び預金が87,190千円、前払金及び前払費用が11,220千円それぞれ増加した一方で、中小企業庁より受託した「中小企業活性化・事業承継総合支援事業」にかかる債権の回収等により売掛金が46,815千円減少したことによります。

固定資産は、前事業年度末と比較して31,530千円増加し、168,721千円となりました。これは、主として自社利用目的のソフトウェア取得により無形固定資産が25,112千円、投資その他の資産が7,039千円それぞれ増加したことによります。

この結果、当事業年度末の総資産は前事業年度末と比較して83,522千円増加し、688,487千円となりました。

（負債の部）

流動負債は、前事業年度末と比較して42,949千円増加し、244,690千円となりました。これは、主として未払消費税等が3,422千円減少した一方で、未払法人税等が26,024千円、賞与引当金が5,633千円それぞれ増加したことによります。

この結果、当事業年度末の負債合計は前事業年度末と比較して42,949千円増加し、244,690千円となりました。

（純資産の部）

純資産は、前事業年度末と比較して40,573千円増加し、443,797千円となりました。これは、主として当期純利益の計上により利益剰余金が41,053千円増加したことによります。

第8期中間会計期間（自2025年4月1日至2025年9月30日）

（資産の部）

流動資産は、前事業年度末と比較して142,232千円増加し、661,999千円となりました。これは、主として売掛金が42,500千円減少した一方で、現金及び預金が177,869千円増加したことによります。

固定資産は、前事業年度末と比較して12,945千円増加し、181,666千円となりました。これは、主として自社利用目的のソフトウェア取得により無形固定資産が11,572千円増加したことによります。

この結果、当中間会計期間末の総資産は前事業年度末と比較して155,177千円増加し、843,665千円となりました。

（負債の部）

流動負債は、前事業年度末と比較して88,258千円増加し、332,948千円となりました。これは、主として預り金が55,899千円増加したことや、未払法人税等が12,338千円増加したことによります。預り金増加の主な要因は当社が提供するエスクローサービスによるM&A譲渡対価の一時預りの増加によるものです。

この結果、当中間会計期間末の負債合計は前事業年度末と比較して88,258千円増加し、332,948千円となりました。

（純資産の部）

純資産は、前事業年度末と比較して66,919千円増加し、510,716千円となりました。これは、主として利益剰余金が中間純利益の計上により66,919千円増加したことによります。

第8期第3四半期累計期間（自2025年4月1日至2025年12月31日）

（資産の部）

流動資産は、前事業年度末と比較して192,122千円増加し、711,889千円となりました。これは、主として現金及び預金の268,012千円増加、前払費用が12,383千円増加したことによります。

固定資産は、前事業年度末と比較して13,400千円増加し、182,121千円となりました。これは、主として自社利用目的のソフトウェア取得により無形固定資産が22,812千円増加したことによります。

この結果、当第3四半期会計期間末の総資産は前事業年度末と比較して205,522千円増加し、894,010千円となりました。

(負債の部)

流動負債は、前事業年度末と比較して83,044千円増加し、327,735千円となりました。これは、主として未払費用が22,049千円、未払法人税等が19,577千円、預り金が56,628千円それぞれ増加したことによります。預り金増加の主な要因は当社が提供するエスクローサービスによるM&A譲渡対価の一時預りの増加によるものです。

この結果、当第3四半期末の負債合計は前事業年度末と比較して83,044千円増加し、327,735千円となりました。

(純資産の部)

純資産は、前事業年度末と比較して122,478千円増加し、566,275千円となりました。これは、主として利益剰余金が四半期純利益の計上により122,478千円増加したことによります。

(2) 経営成績の状況

第7期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）

当社の経営成績は、売上高は前年同期比で225,005千円（19.5%）の増加となる1,379,603千円となりました。これは当社が運営するM&Aプラットフォームである「BATONZ」内での成約組数が前年同期比で41組（5.4%）増加したことに加え、ソーシング支援サービス（買い手向け有料オプション）のうち上位プランの会員数が増加したこと、及びM&A支援機関向け業務支援SaaS提供社数の増加が貢献しております。進捗期につきましては決算書のOCR（光学的文字認識）機能や顧客管理機能の実装を行いM&A支援機関向け業務支援SaaSのサービス拡充をしております。

なお、国策であるM&A・事業承継分野における官公庁や地方公共団体からの受託事業及び事業提携にも積極的に推進しておりますが、前年は官公庁からの大型受託案件があったために一時的な売上増加があったことから、その他売上は前年同期比で85,806千円（76.1%）の減少となっています。

売上原価は、給与手当（原価）が増加した一方で提携先からの案件紹介に対して発生する紹介料が減少したことを主な要因として、前年同期比22,209千円（8.2%）の減少となる248,384千円となりました。

販売費及び一般管理費は新規上場準備及び管理体制／コンプライアンス体制強化のため管理部門を中心に社員が増加したこと等による給与手当の増加、加えて不適切買い手問題を受けてM&Aプラットフォームの安全性／健全性向上に向けた各種システム関連や外注業務を強化したこと等による外注費及び支払手数料の増加が主な要因となり、前年同期比294,028千円（37.4%）の増加となる1,079,301千円となりました。

その結果、営業利益は前年同期比46,814千円（47.4%）の減少となる51,917千円、経常利益は前年同期比43,947千円（43.2%）の減少となる57,738千円となり、当期純利益は前年同期比31,860千円（43.7%）の減少となる41,053千円となりました。

第8期中間会計期間（自2025年4月1日至2025年9月30日）

当社は当中間会計期間において、当社が運営するM&Aプラットフォームである「BATONZ」内での成約組数が385組となりました。プレミアムサポートプランの受託・成約が伸長したこと、ソーシング支援サービス（買い手向け有料オプション）のうち上位プランの会員数が増加、M&A支援機関向け業務支援SaaS提供社数の増加、2025年4月より金融機関向けM&A支援システム（B MASS）の有償提供がスタートしたこと等が売上に貢献しております。その他、国策であるM&A・事業承継分野における官公庁や地方公共団体からの受託事業及び事業提携にも積極的に推進しております。

この結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高887,505千円、営業利益103,099千円、経常利益103,940千円、中間純利益66,919千円となりました。

第8期第3四半期累計期間（自2025年4月1日至2025年12月31日）

当社は第8期第3四半期累計期間において、当社が運営するM&Aプラットフォームである「BATONZ」内での成約組数が561組となりました。FA支援サービスの「プレミアムサポートサービス」の受託及び成約の拡大・成約単価の上昇・組織体制の奏功に加え、インサイドセールスチームによるマーケティング強化によって、数億円～数十億円規模の譲渡案件（大型案件）の受託・成約等したこと、及びSaaS及びサブスクリプション収益の拡大等が売上に貢献しております。また、2022年10月より提供を開始していた金融機関専用M&A支援システム「B MASS」につきましては、2025年4月より有料での提供を開始し、利用金融機関数は堅調に推移しております。その他、国策であるM&A・事業承継分野における官公庁や地方公共団体からの受託事業及び事業提携も積極的に推進を継続しております。

この結果、当四半期累計期間の経営成績は、売上高1,371,734千円、営業利益187,357千円、経常利益189,511千円、四半期純利益122,478千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は323,705千円となり、前事業年度末と比べ87,190千円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は前年同期比で103,299千円（243.9%）の増加となる145,644千円となりました。これは、主として税引前当期純利益の計上57,738千円や中小企業庁より受託した「中小企業活性化・事業承継総合支援事業」にかかる売上債権の回収による減少額46,815千円、減価償却費39,519千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は前年同期比で7,549千円（14.8%）の増加となる58,454千円となりました。これは、主として自社利用目的のソフトウェアである無形固定資産の取得による支出52,324千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増減は発生しておりません。

第8期中間会計期間（自2025年4月1日至2025年9月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は501,575千円であり、前事業年度末と比べ177,869千円の増加となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は210,307千円となりました。これは、主として法人税等の支払額が27,033千円あった一方で、税引前中間純利益の計上103,940千円や預り金の増加額56,261千円、売上債権の減少額42,500千円、その他の増加額14,308千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は32,438千円となりました。これは、主として自社利用目的のソフトウェアである無形固定資産の取得による支出30,141千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増減は発生しておりません。

(4) 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

当社は、M&Aテクノロジー事業を単一セグメントとして展開しておりますが、第7期事業年度、第8期中間会計期間及び、第3四半期累計期間におけるサービス別販売実績を示すと次のとおりであります。

サービス	第7期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第8期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	第8期第3四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
	売上高 (千円)	前期比増減 (%)	売上高 (千円)	売上高 (千円)
M&Aプラットフォーム	989,827	27.5	643,440	1,008,973
M&A SaaS	362,879	36.8	224,917	331,724
その他 ※1	26,896	△76.1	19,147	31,036
合計	1,379,603	19.5	887,505	1,371,734

(注) 1. その他サービスについては第6期事業年度にスポットで中小企業庁からの受託した「中小企業活性化・事業承継総合支援事業」によるスポットでの売上があったため、前年対比が大きく減少しております。

2. 主要な販売先の記載については、売上高に対する販売先別の売上高割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たって、見積り、判断並びに仮定を用いることが必要となりますが、これらは期末日における資産・負債の金額、開示期間の収益・費用の金額及び開示情報に影響を与えます。ただし、これら見積り、判断並びに仮定は、実際の結果とは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

b. 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要①経営成績の状況及び②財政状態の状況」に含めて記載のとおりであります。

c. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社における主な資金需要は、業容拡大のための人件費、サービスの品質向上のための開発費、広告宣伝費であります。財源につきましては、事業収益から得られる資金、資本政策に基づく資金調達を基本として、手元流動性を売上高の2か月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

e. 経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

f. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度における設備投資については、総額50,714千円であります。その主なものは、自社開発サービスに係るソフトウェアの計上であります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第8期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間会計期間における設備投資については、総額16,699千円であります。その主なものは、自社開発サービスに係るソフトウェアの計上であります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第8期第3四半期累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年12月31日）

当四半期累計期間における設備投資については、総額31,497千円であります。その主なものは、自社開発サービスに係るソフトウェアの計上であります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備の状況は、以下のとおりであります。

なお、当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他の無 形資産	合計	
本社 (東京都中央区)	事務所	2,454	18,426	105,905	13,559	314	140,658	94(9)
大阪営業所 (大阪府中央区)	事務所	—	—	—	—	—	—	6(0)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 事務所は全て賃借しており、年間賃借料は47,432千円であります。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

なお、第8期中間会計期間及び第8期第3四半期累計期間において、新設、休止、大規模改善、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2026年2月28日現在）

当社は、M&Aテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都中央区)	ソフトウェア (BATONZ-8期機能拡 充)	84,536	74,212	自己資金 又は増資 資金	2025年4月	2026年3月	(注)
本社 (東京都中央区)	ソフトウェア (BATONZ-9期機能拡 充)	150,977	—	自己資金 又は増資 資金	2026年4月	2027年3月	(注)
本社 (東京都中央区)	事業成長基盤投資 (オフィス移転)	160,340	—	自己資金 又は増資 資金	2026年4月	2027年3月	(注)

(注) 完成後の増加能力は、合理的に算出することが困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

(注) 2026年1月7日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により、発行可能な株式の総数を50万株から1,700万株に変更しております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,312,300	非上場	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	4,312,300	—	—

(注) 1. 2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,269,177株増加し、4,312,300株となっております。
2. 2026年1月7日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

[1] 第2回新株予約権

決議年月日	2022年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名
新株予約権の数(個)※	4,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式4,500[450,000](注)1・6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	11,000[110](注)2・6
新株予約権の行使期間※	2024年10月1日～2032年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格11,000[110](注)6 資本組入額5,500[55](注)6
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の株数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式の株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が別途行使を認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (10) その他条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2025年12月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

[2] 第 3 回新株予約権①

決議年月日	2024年 7 月12日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 名、従業員 5 名
新株予約権の数 (個) ※	1,500 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式1,500 [150,000] (注) 1・6
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	42,000 [420] (注) 2・6
新株予約権の行使期間※	2027年 1 月 1 日～2034年 5 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格42,000 [420] (注) 6 資本組入額21,000 [210] (注) 6
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日 (2025年 3 月31日) における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在 (2026年 2 月28日) にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる 1 株未満の株数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (又は併合) の比率

新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式の株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (又は併合) の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が別途行使を認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (10) その他条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2025年12月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

[3] 第3回新株予約権②

決議年月日	2024年9月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員17名(注)7
新株予約権の数(個)※	930(注)1・6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式930[93,000](注)1・6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	42,000[420](注)2・6
新株予約権の行使期間※	2027年1月1日～2034年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格42,000[420](注)6 資本組入額21,000[210](注)6
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の株数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式の株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が別途行使を認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (10) その他条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2025年12月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社従業員16名となっております。

[4] 第 4 回新株予約権

決議年月日	2025年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、従業員91名(注)7
新株予約権の数(個)※	1,570 [1,494] (注)1・6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式1,570 [149,400] (注)1・6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	42,000 [420] (注)2・6
新株予約権の行使期間※	2027年6月1日～2034年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格42,000 [420] (注)6 資本組入額21,000 [210] (注)6
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の株数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式の株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が別途行使を認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (10) その他条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2025年12月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役1名、当社従業員83名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2020年7月28日 (注) 1	19,015	43,123	104,582	275,122	104,582	70,540
2021年10月1日 (注) 2	—	43,123	△175,122	100,000	31,868	206,990
2026年1月8日 (注) 3	4,269,177	4,312,300	—	100,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当増資19,015株

発行価額11,000円

資本組入額5,500円

2. 2021年6月21日開催の第3回定時株主総会決議において、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金額275,122千円のうち、175,122千円を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるとともに、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。(減資割合63.7%)

3. 2026年1月8日に普通株式1株を100株に分割したことにより、4,269,177株増加しております。

(4) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	4	—	—	19	23	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	24,325	—	—	18,798	43,123	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	56.41	—	—	43.59	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,312,300	43,123	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,312,300	—	—
総株主の議決権	—	43,123	—

(注) 当社は2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また2026年1月7日付の臨時株主総会決議による定款変更により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、事業拡大のための投資及び財務基盤の強化が最優先の課題であると認識しており、そのバランスを見極めながら、必要な内部留保を確保し安定した配当ができる体制が整った後に継続的に実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。一方で、将来的には、経営環境及び業績、投資計画、財政状態等を勘案し株主への利益還元を検討していく方針であり、当事業年度を含め配当を行っておりません。当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、剰余金の中間配当及び、期末配当を行う決定機関は取締役会となっております。なお、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年9月末日を基準日として行うことができる旨を定款に定めております。

(a) 取締役会

取締役会は、定時取締役会を原則月1回開催するほか、重要案件発生時には随時臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。また、経営の監督・監視機能を強化するため、社外取締役については、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。

取締役会の活動状況

当社は最近事業年度において取締役会を年14回開催しており、個々の取締役の出席状況については、以下のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	神瀬 悠一	14回	14回
常務取締役	宮竹 秀太郎	14回	14回
取締役	鈴木 安夫	14回	14回
取締役	海山 龍明	11回	11回
社外取締役	田中 優子	14回	14回
常勤監査役	永田 靖子	14回	14回
監査役	浅野 恵理	14回	14回
監査役	江端 重信	14回	14回

- (注) 1. 当社は2025年6月24日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、永田靖子氏、浅野恵理氏、江端重信氏は監査等委員である取締役に就任しております。
2. 海山龍明におきましては、2024年6月17日就任以降の開催回数及び出席回数となります。

(b) 監査等委員会

当社では、経営に対する監査の強化を図るため、会社の機関として監査等委員である取締役3名から構成される監査等委員会を設置しております。監査等委員会は、定時監査等委員会を原則として月1回開催し、監査等委員である取締役による監査・監督の向上を図っております。また、監査等委員である取締役は取締役会をはじめとした社内的重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と積極的に情報交換を行い緊密な連携をとっております。

監査等委員会委員長は、当社の業務に精通し、コーポレート・ガバナンスに精通した人物を選任し、株主総会に諮っております。その他の監査等委員については、コーポレート・ガバナンスの観点から適切と思える人物を監査等委員である取締役候補者として選任し、株主総会に諮っております。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で総額の報酬決議を得ております。監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員の協議にて決定しております。

構成員の氏名

監査等委員会委員長 永田 靖子
監査等委員 浅野 恵理
監査等委員 江端 重信

監査等委員会の活動状況

監査等委員会の活動状況は【(3) 監査の状況】に記載のとおりであります。

(c) 業務執行体制

当社は業務執行レベルでの意思決定の迅速化、業務遂行能力強化を図ることを狙いとして、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会で選任され、担当部門の責任者として業務執行を行っております。また、原則毎週、業務執行レベルの最高意思決定機関として、「経営会議」（議長：代表取締役CEO）を開催し、取締役会において決定した経営全般の基本方針に基づき、業務執行に関わる個々の重要案件の意思決定にあたり、十分な審議を行っております。経営会議は、常勤取締役及び執行役員で構成されております。

(d) コンプライアンス委員会

当社は、当社におけるコンプライアンス及び社会的信用の維持・向上を図ることを目的とした「コンプライアンス規程」を制定しており、その活動推進、体制構築を図る機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は定例会として隔月に1回、また必要に応じ臨時で開催しており、当社のトラブル／クレームへの対応及び未然防止を含むコンプライアンスに関する事項の審議と方針決定等を行っております。

コンプライアンス委員会の構成員は以下のとおりです。

宮竹秀太郎（常務取締役CQO・委員長）、皿谷将（執行役員CLO兼CCO）、神瀬悠一（代表取締役CEO）、永田靖子（取締役監査等委員会委員長）、山村文人（執行役員CPO）、米倉雅恵（執行役員人事担当）、内部監査室室長

(e) 内部監査室

当社は、業務活動の改善向上及び経営効率の増進に資することを目的とした「内部監査規程」を制定しております。本規程に基づき、代表取締役CEOが任命する監査責任者のもとで内部監査を計画・実施する機関として、内部監査室を設置しております。内部監査室は、事業年度ごとに策定する監査基本計画書に基づき、業務監査・会計監査・特命監査を実施します。監査結果は遅滞なく代表取締役CEOに報告されるとともに、監査等委員とも共有され、指摘事項に対する改善状況の事後確認までを行っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備状況

当社は、2025年2月14日に開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム整備の基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) ビジョン、ミッション、バリューを定め、取締役及び使用人（以下「役職員」という。）に、これらの浸透を図る。
- (2) 当社役職員が遵守しなければならないコンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (3) コーポレート部門を管掌する取締役がコンプライアンスに対する整備、運用を統括し、コンプライアンス部門を管掌する執行役員CCO（Chief Compliance Officer）が、当社のコンプライアンス活動を推進する。
- (4) 定期的にコンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する事項の報告を受け、協議を行う。
- (5) 当社役職員が法令や社内規程の遵守を徹底するために定期的に教育・研修を実施する。
- (6) 内部通報窓口を設けることで適時に相談・通報を受け、問題の早期発見、未然の防止、是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努める。
- (7) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等の法定文書のほか、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づいて、適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役は、これらの文書等の閲覧を要請した場合、すみやかに閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクを的確に把握し、そのリスクの影響度、発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を講じる等により、リスクの最小化を図る。
- (2) リスクマネジメント規程を制定し、当社役職員は、業務の遂行にあたって、法令、定款及び会社の定める規程などリスク管理に関するルールを遵守し、各種リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を講じる。
- (3) 情報セキュリティについて、情報セキュリティ方針及び個人情報保護方針を定め、CCO（Chief Compliance Officer）を情報セキュリティ管理業務の実行責任者とし、コーポレートIT部門が中心となって、情報セキュリティ向上に向けた取組みを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の経営の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離することで、意思決定の迅速化と権限及び責任の明確化を図る。
- (2) 取締役会規程、組織及び職務分掌規程、職務権限規程を定め、役職員の職務や権限、責任の明確化を図る。

る。

- (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、機動的に意見交換及び意思決定を行う。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- (1) 取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助する使用人（以下、「監査スタッフ」という。）を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査スタッフは、監査等委員以外の取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
- (2) 監査スタッフの人事異動、人事考課及び懲戒については、常勤監査等委員の同意を得てこれを行う。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査スタッフは、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保できる。
- (2) 監査スタッフは、監査等委員に同行して、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加できる。
- (3) 当社役職員は、監査スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (4) 監査スタッフは、必要に応じて、弁護士、公認会計士、その他外部専門家を活用して監査業務に関する助言を受けることができる。
8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 監査等委員は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、役職員から職務遂行状況の報告を求められることができる。
- (2) 当社役職員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員に報告する。
- (3) 当社役職員は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく報告する。
- (4) 当社役職員が監査等委員に対して直接報告等を行うことができる内部通報窓口を設置する。
9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査等委員会へ報告をした当社役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用を請求する場合には、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに請求に応じてこれを処理する。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会には、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を確保する。
- (2) 監査等委員は、代表取締役と定期的に、経営方針、重大なリスクや対処すべき課題、内部統制システムの整備及び運用状況等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他外部専門家を活用することができる。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社は企業倫理及び法令順守等の徹底並びに会社損失の最小化を図るため、リスクマネジメント規程及びコンプライアンス規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、内部通報制度の導入を行っております。

(c) 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名以内とし、監査等委員である取締役は3名以内とする旨定款に定めております。

(d) 取締役選任の決議要件

取締役選任の決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(e) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これらは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(f) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(g) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役田中優子氏、取締役（常勤監査等委員）永田靖子氏、取締役（監査等委員）浅野恵理氏及び取締役（監査等委員）江端重信氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役の最低責任限度額としております。

(h) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社が全額負担しております。当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金、争訟費用等を補填するものです。ただし、被保険者による犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合等については補填の対象外としております。

(i) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(j) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 5名 女性 3名 (役員のうち女性の比率37.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	神瀬 悠一	1977年11月19日	2000年4月 日本ユニシス株式会社(現 BIPROGY株式会社) 入社 2005年6月 株式会社NTTデータ経営研究所入社 2012年7月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 2015年4月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ(現 株式会社リクルート) 執行役員 2018年4月 株式会社リクルート住まいカンパニー(現 株式会社リクルート) 執行役員 2018年4月 株式会社リクルートライフスタイル(現 株式会社リクルート) 取締役 2019年4月 当社取締役CMO 2022年3月 当社代表取締役CEO(現任)	(注) 4	950,000
常務取締役CQO	宮竹 秀太郎	1978年11月4日	2003年4月 佐川急便株式会社入社 2005年4月 株式会社グッドウィル入社 2007年11月 株式会社スターシップホールディングス常務執行役員 2016年4月 株式会社日本M&Aセンター(現 株式会社日本M&Aセンターホールディングス) 入社 2018年4月 当社取締役COO 2024年6月 当社常務取締役CQO(現任)	(注) 4	599,900
取締役CAO	鈴木 安夫	1972年5月18日	1995年4月 株式会社足利銀行入行 2003年6月 日興コーディアル証券株式会社(現 SMB C日興証券株式会社)へ出向 2004年6月 株式会社日本M&Aセンター(現 株式会社日本M&Aセンターホールディングス) 入社 2018年4月 当社非常勤取締役 2020年4月 当社取締役CSO 2024年6月 当社取締役CAO(現任)	(注) 4	65,000
取締役COO	海山 龍明	1989年7月23日	2013年4月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社 2015年6月 株式会社HIT代表取締役 2021年1月 株式会社Wiz執行役員CXO 2021年1月 株式会社フォーカスチャンネル代表取締役 2022年5月 同社相談役 2022年6月 株式会社Wiz執行役員CSO 2023年8月 当社執行役員 2024年4月 当社執行役員CMO 2024年6月 当社取締役CMO 2025年4月 当社取締役COO(現任)	(注) 4	3,000
取締役	田中 優子 (注) 2	1975年5月31日	1999年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2003年4月 A.T. カーニー株式会社入社 2006年2月 ジュビターショップチャンネル株式会社入社 2011年7月 A.T. カーニー株式会社消費財プラクティスマネージャー 2014年4月 株式会社クラウドワークス執行役員 2018年3月 株式会社スペースマーケット監査役 2019年12月 株式会社クラウドワークス取締役経営企画室長 2021年3月 株式会社スペースマーケット社外取締役(監査等委員) 2021年5月 株式会社サーバーワークス社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年10月 コデアル株式会社監査役 2023年3月 株式会社スペースマーケット社外取締役(現任) 2023年5月 株式会社ユコット代表取締役(現任) 2023年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	永田 靖子 (注) 3	1970年9月19日	1994年11月 株式会社日本M&Aセンター (現 株式会社日本M&Aセンターホールディングス) 入社 2005年12月 プライベートエクイティ株式会社監査役 2006年5月 株式会社経営プランニング研究所監査役 2017年4月 株式会社日本M&Aセンター (現 株式会社日本M&Aセンターホールディングス) 上席 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 2018年4月 当社設立時監査役 2018年6月 株式会社企業評価総合研究所監査役 2023年6月 当社社外常勤監査役 2025年6月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)	(注) 5	10,000
取締役 (監査等委員)	浅野 恵理	1970年5月24日	1993年4月 株式会社三和銀行入行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 1997年8月 株式会社エスエーサービス (現 三菱UFJウェルシアドバイザーズ株式会社) 入社 2002年7月 辻・本郷税理士法人入社 2020年9月 同社シニアパートナー 2023年6月 当社社外監査役 2023年11月 辻・本郷ファミリーオフィス株式会社 入社 代表取締役就任 (現任) 2025年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 5	—
取締役 (監査等委員)	江端 重信	1976年11月11日	2002年10月 弁護士登録 三宅坂総合法律事務所入所 2012年1月 同社パートナー (現任) 2023年6月 当社社外監査役 2025年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 5	—
計					1,627,900

- (注) 1. 取締役田中優子、永田靖子、浅野恵理及び江端重信は社外取締役であります。
2. 取締役田中優子の戸籍上の氏名は小林優子であります。
3. 取締役永田靖子の戸籍上の氏名は保坂靖子であります。
4. 2025年6月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2025年6月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

役職	氏名
執行役員CFO : Chief Financial Officer	木村 博史
執行役員CLO : Chief Legal Officer 兼 CCO : Chief Compliance Officer	皿谷 将
執行役員CPO : Chief Product Officer	山村 文人
執行役員CTO : Chief Technology Officer	鈴木 航平
執行役員人事担当	米倉 雅恵

②社外役員の状況

当社は、経営の透明性・公正性を確保し、経営の執行に対する実効的な監督及び監査を行うためには社外役員の役割が重要と考えており、当社の取締役8名のうち、4名は社外取締役であります。また、監査等委員3名は全員が社外取締役であります。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針について定めておりませんが、それぞれ証券取引所の定める独立役員の要件を充たすこと、会社法の定める社外性の要件を充たすこと、及び専門的知識に基づいて客観的な立場から社外取締役としての職務を行うことから、一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、十分な独立性を確保できていると考えております。

当社は2025年6月24日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。以降については監査等委員会設置会社移行前の状況について記載しております。

社外取締役の田中優子は、当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し客観的・中立的な立場で経営の監督及び助言を行っております。なお、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の永田靖子は当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。客観的・中立的な立場で経営の監督及び助言を行っており、社外監査役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。なお、本書提出日現在同氏は当社の普通株式を保有しておりますが、それ以外に当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の浅野恵理は当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、客観的・中立的な立場で経営の監督及び助言を行っており、社外監査役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。なお、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の江端重信は当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、客観的・中立的な立場で経営の監督及び助言を行っております。なお、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて、監査等委員である社外取締役より、会計監査の状況、内部監査の報告並びに内部統制の状況についての報告を受けております。また、監査等委員との定期的な意見交換を行う等相互の連携を高めております。また、監査等委員会において常勤監査等委員から日常監査の状況として、重要な会議の内容、閲覧した重要書類等の概要、内部統制の状況等についての報告を行う等、十分な意思疎通を図っております。さらに、監査等委員会、内部監査、及び会計監査人は、概ね四半期に1回程度会議を行い、相互の監査情報の交換により緊密な連携関係の構築に努めております。内部統制部門との関係については、社外取締役との意見交換、必要に応じて内部監査からの報告を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

(a) 監査等委員会の組織、人員及び手続について

当社は2025年6月24日より監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会は、3名の監査等委員（永田靖子氏、浅野恵理氏、江端重信氏）である独立社外取締役で構成されております。このうち永田氏は常勤監査等委員であり、監査等委員会委員長を務めております。また、監査等委員である浅野恵理氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に相当程度の知見を有しております。また監査等委員である江端重信氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員による監査は、毎事業年度策定される監査基本計画書に基づき行っております。日常監査業務を行い、毎月開催される監査等委員会で重要事項の審議、当月に実施した監査結果の報告、監査等委員間の情報共有及び意見交換を行い、取締役会への出席時においても職務執行の監査を行っております。具体的な手続きとしては、取締役会その他重要な会議への出席、代表取締役との意見交換、業務執行取締役等の報告聴取、重要書類の閲覧等を実施しております。

また、内部監査担当及び会計監査人とは、監査結果の報告等、定期的に情報共有及び意見交換を実施し、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。最近事業年度においては監査等委員会を原則として月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

(常勤監査等委員の役割分担)

常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、当社の情報を収集しております。また、取締役会を始めとする重要会議へ出席し、代表取締役や使用人等との意思疎通や情報聴取等を定期的に行っているほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の適正性の確保について確認を行っております。常勤監査等委員としての活動状況は、監査等委員会で報告し他の監査等委員と共有しております。

(b) 監査等委員会の活動状況について

(監査等委員会の開催頻度・個々の監査等委員の出席状況)

監査等委員会設置会社移行前である最近事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
永田 靖子	14回	14回
浅野 恵理	14回	14回
江端 重信	14回	14回

(監査等委員会の具体的な検討事項)

監査等委員会は株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行の適正性・妥当性を監査し、かつ会計監査人や内部監査部門との緊密な連携をはかることにより、実効的・効率的な監査を実施しています。今後においてもさらなる監査の実効性向上に努めます。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役が直轄する部門として、当社グループの事業内容等を検討のうえ、リスクベースで策定し、取締役会の決裁を受けた年度内部監査計画に基づいて、内部監査を実施しております。

内部監査実施後、監査先への改善指摘とその改善状況のフォローアップが行われております。また、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用状況の評価を行っております。内部監査の状況及び結果、並びに内部統制の整備・運用状況の評価結果については、代表取締役のみならず、常勤監査等委員及び監査等委員会に対して定期的又は適宜報告を行うほか、監査結果に関連する部門責任者へも情報を共有しております。

また、監査等委員及び会計監査を実施する監査法人と適宜緊密な情報交換を行い、連携を図っております。2026年2月末現在、内部監査室は2名であり、うち1名については人事総務グループと兼務をしております。なお、人事総務グループへの監査については自己監査とならないよう内部監査室専任者が監査を実施しております。

③ 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(b) 継続監査期間

2年間

(c) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員業務執行社員 中安 正

指定有限責任社員業務執行社員 杉原 伸太郎

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士7名、会計士試験合格者等2名、その他17名です。

(e) 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツの品質管理体制の整備・運用状況及び同法人当社監査チームの会計監査における品質管理や監査の実施状況につき報告を受け、会計監査の相当性を判断して選定しています。

④ 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,500	—	23,000	—

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するに当たり、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、会社法第399条に基づき、監査等委員会の同意を得た上で決定することとしています。

(e) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の執行状況及び監査報酬の見積りの算出根拠等必要な情報の入手及び検証を行った結果、会社法第399条第1項の同意をしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2025年6月24日開催の定時株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額3億円以内とすることが決議されており、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額5千万円以内とすることが決議されております。

なお、監査等委員会設置会社へ移行前の取締役の報酬等の額は、2019年6月10日の株主総会決議において年額1億円以内（当該時点の取締役の員数5名）と決議されており、監査役の報酬等の額は年額5千万円以内（当該時点の監査役の員数3名）と決議されております。

当社の役員の報酬等の額につきましては、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の上限額を決定しております。各取締役の報酬等の額については、代表取締役CEO神瀬悠一が、当事業年度の業績、各取締役の担当職務の内容、経営環境、業績への貢献度、実績等を総合的に勘案して、個人別報酬額を取締役に提案し承認決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			左記のうち、 非金銭報酬等	対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金		
取締役 (社外取締役を 除く)	75,333	75,333	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を 除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	8,600	8,600	—	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分支給のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式は保有しておらず、投資株式の区分の基準及び考え方は定めておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (3) 当社の四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）及び当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期会計期間（2025年10月1日から2025年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2025年4月1日から2025年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、経理関連の定期刊行誌の購読を行い、また外部企業主催のセミナー等へ参加しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	236,515	323,705
売掛金	222,240	175,425
前払費用	13,925	20,869
その他	2,854	8,190
貸倒引当金	△7,761	△8,424
流動資産合計	467,774	519,766
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,955	2,955
減価償却累計額	△290	△501
建物（純額）	2,664	2,454
工具、器具及び備品	28,452	34,124
減価償却累計額	△9,615	△15,697
工具、器具及び備品（純額）	18,837	18,426
有形固定資産合計	21,502	20,881
無形固定資産		
ソフトウェア	94,402	105,905
ソフトウェア仮勘定	263	13,559
その他	—	314
無形固定資産合計	94,666	119,779
投資その他の資産		
長期前払費用	803	806
繰延税金資産	8,379	18,697
その他	11,838	8,556
投資その他の資産合計	21,021	28,060
固定資産合計	137,190	168,721
資産合計	604,965	688,487

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,872	16,369
未払金	46,494	54,863
未払費用	61,974	62,923
未払消費税等	32,178	28,756
未払法人税等	950	26,974
契約負債	6,000	13,457
預り金	9,646	16,088
賞与引当金	19,624	25,257
流動負債合計	201,741	244,690
負債合計	201,741	244,690
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	175,122	175,122
その他資本剰余金	31,868	31,868
資本剰余金合計	206,990	206,990
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	95,753	136,806
利益剰余金合計	95,753	136,806
株主資本合計	402,744	443,797
新株予約権	480	—
純資産合計	403,224	443,797
負債純資産合計	604,965	688,487

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		501,575
売掛金		132,925
その他		32,517
貸倒引当金		△5,018
流動資産合計		661,999
固定資産		
有形固定資産		20,372
無形固定資産		
ソフトウェア		100,723
その他		30,627
無形固定資産合計		131,351
投資その他の資産		29,942
固定資産合計		181,666
資産合計		843,665
負債の部		
流動負債		
買掛金		12,651
未払金		52,208
未払費用		73,374
未払法人税等		39,312
契約負債		24,341
預り金		71,987
賞与引当金		32,368
その他		26,705
流動負債合計		332,948
負債合計		332,948
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
資本準備金		175,122
その他資本剰余金		31,868
資本剰余金合計		206,990
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		203,725
利益剰余金合計		203,725
株主資本合計		510,716
純資産合計		510,716
負債純資産合計		843,665

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1,154,598	1,379,603
売上原価	270,593	248,384
売上総利益	884,004	1,131,218
販売費及び一般管理費	785,272	1,079,301
営業利益	98,732	51,917
営業外収益		
受取利息	3	193
償却債権取立益	—	2,609
受取和解金	800	2,050
補助金収入	2,000	—
雑収入	150	966
営業外収益合計	2,953	5,820
経常利益	101,686	57,738
税引前当期純利益	101,686	57,738
法人税、住民税及び事業税	810	27,003
法人税等調整額	27,962	△10,318
法人税等合計	28,772	16,685
当期純利益	72,913	41,053

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	97,643	36.1	139,637	56.2
II 経費	※2	172,950	63.9	108,746	43.8
売上原価		270,593	100.0	248,384	100.0

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与手当 (千円)	72,429	101,361
法定福利費 (千円)	13,061	21,472
その他 (千円)	12,152	16,803

※2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料 (千円)	101,116	45,140
支払紹介料 (千円)	45,788	30,429
ソフトウェア償却費 (千円)	26,046	33,177

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	887,505
売上原価	140,166
売上総利益	747,338
販売費及び一般管理費	※ 644,239
営業利益	103,099
営業外収益	
受取利息	491
償却債権取立益	350
営業外収益合計	841
経常利益	103,940
税引前中間純利益	103,940
法人税、住民税及び事業税	39,371
法人税等調整額	△2,350
法人税等合計	37,021
中間純利益	66,919

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	175,122	31,868	206,990	22,839	22,839	329,830	480	330,310
当期変動額									
当期純利益				—	72,913	72,913	72,913		72,913
当期変動額合計	—	—	—	—	72,913	72,913	72,913	—	72,913
当期末残高	100,000	175,122	31,868	206,990	95,753	95,753	402,744	480	403,224

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	175,122	31,868	206,990	95,753	95,753	402,744	480	403,224
当期変動額									
当期純利益					41,053	41,053	41,053		41,053
新株予約権の消却								△480	△480
当期変動額合計	—	—	—	—	41,053	41,053	41,053	△480	40,573
当期末残高	100,000	175,122	31,868	206,990	136,806	136,806	443,797	—	443,797

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	101,686	57,738
減価償却費	31,907	39,519
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	7,761	663
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,255	5,633
受取利息及び受取配当金	△3	△193
償却債権取立益	—	△2,609
受取和解金	△800	△2,050
補助金収入	△2,000	—
雑収入	△150	△966
売上債権の増減額 (△は増加)	△148,861	46,815
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△268	△19
仕入債務の増減額 (△は減少)	708	△8,502
未払消費税等の増減額 (△は減少)	16,361	△3,422
その他	27,603	8,679
小計	40,201	141,283
利息及び配当金の受取額	3	193
償却債権取立益の受取額	—	2,609
受取和解金の受取額	800	2,050
補助金収入の受取額	2,000	—
雑収入の受取額	150	486
法人税等の支払額	△809	△979
営業活動によるキャッシュ・フロー	42,345	145,644
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△12,643	△5,671
無形固定資産の取得による支出	△38,260	△52,324
その他	—	△458
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,904	△58,454
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,559	87,190
現金及び現金同等物の期首残高	245,074	236,515
現金及び現金同等物の期末残高	※ 236,515	※ 323,705

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2025年4月1日	
至 2025年9月30日)	
<hr/>	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	103,940
減価償却費	22,425
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3,406
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,110
受取利息及び受取配当金	△491
償却債権取立益	△350
売上債権の増減額 (△は増加)	42,500
棚卸資産の増減額 (△は増加)	32
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,718
預り金の増減額 (△は減少)	56,261
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,114
その他	14,308
小計	<hr/> 236,500
利息及び配当金の受取額	491
償却債権取立益の受取額	350
法人税等の支払額	<hr/> △27,033
営業活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> 210,307
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,297
無形固定資産の取得による支出	△30,141
投資活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> △32,438
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	<hr/> 177,869
現金及び現金同等物の期首残高	<hr/> 323,705
現金及び現金同等物の中間期末残高	<hr/> ※ 501,575

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物10～18年

工具、器具及び備品4～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) M&Aプラットフォームサービス

M&Aプラットフォームサービスにおける主な収益は、M&Aの譲受企業として登録するユーザーより受領するシステム利用料(買い手向け有料オプションサービスの月額利用料と成功報酬型の成約報酬から構成されます)と、M&Aの譲渡企業から受領する事業引継ぎサポート業務委託契約に基づく成功報酬であります。

当社は顧客との契約に基づき、システム利用環境の提供や、M&A取引の実行に至るまでの助言等を提供する履行義務を負っています。これらの義務は、ユーザー登録や案件公開からM&A取引の実行に至るまでの期間において充足されると判断し、サービスの提供期間を通じて収益を認識しております。

しかし、譲受企業より受領するシステム利用料のうち成功報酬型の成約報酬と、譲渡企業から受領する事業引継ぎサポート業務委託契約に基づく成功報酬については、M&A取引実行時の成約額に応じて一定の料率で受領するものであるため、M&A取引の実行時まで、その見積りには著しい不確実性があり、見積りが制限されます。成功報酬に関する変動対価の額は、M&A取引の実行時に、収益の著しい減額が発生しない可能性が高まったものと判断し、取引価格に含めております。

(2) M&A SaaSサービス

M&A SaaSサービスにおける主な収益は当社サービス「BATONZ」にM&Aの支援専門家として登録するユーザーより受領する月額利用料であります。M&A SaaSサービスに係る収益は、顧客との契約に基づいてシステム利用環境を提供する履行義務を負っているため、サービスを提供する一定期間において当該履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間を通じて収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物10～18年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) M&Aプラットフォームサービス

M&Aプラットフォームサービスにおける主な収益は、M&Aの譲受企業として登録するユーザーより受領するシステム利用料（買い手向け有料オプションサービスの月額利用料と成功報酬型の成約報酬から構成されます）と、M&Aの譲渡企業から受領する事業引継ぎサポート業務委託契約に基づく成功報酬であります。

当社は顧客との契約に基づき、システム利用環境の提供や、M&A取引の実行に至るまでの助言等を提供する履行義務を負っています。これらの義務は、ユーザー登録や案件公開からM&A取引の実行に至るまでの期間において充足されると判断し、サービスの提供期間を通じて収益を認識しております。

しかし、譲受企業より受領するシステム利用料のうち成功報酬型の成約報酬と、譲渡企業から受領する事業引継ぎサポート業務委託契約に基づく成功報酬については、M&A取引実行時の成約額に応じて一定の料率で受領するものであるため、M&A取引の実行時まで、その見積りには著しい不確実性があり、見積りが制限されます。成功報酬に関する変動対価の額は、M&A取引の実行時に、収益の著しい減額が発生しない可能性が高まったものと判断し、取引価格に含めております。

(2) M&A SaaSサービス

M&A SaaSサービスにおける主な収益は当社サービス「BATONZ」にM&Aの支援専門家として登録するユーザーより受領する月額利用料であります。M&A SaaSサービスに係る収益は、顧客との契約に基づいてシステム利用環境を提供する履行義務を負っているため、サービスを提供する一定期間において当該履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間を通じて収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 自社利用のソフトウェア

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
自社利用のソフトウェア	94,402

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループのソフトウェアは、主に自社開発サービス「BATONZ」に係る開発費のうち、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合に無形固定資産に計上しており、社内における利用可能期間（5年）に応じて償却を行っております。

② 見積りの算出に用いた主要な仮定

将来の収益獲得見込額を判断するにあたり用いた主要な仮定は、新規及び既存ユーザーへの売上計画であり、過去の売上実績等の経営環境の変化等を考慮して算定しております。また、将来の費用削減効果は、サービス運営の生産性向上に伴う将来の費用削減額を見積ることにより効果を判定しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上計画並びにサービス運営の生産性は、経営環境の変化による不確実性が存在し、当初想定した仮定のとおりに移行しない可能性があります。その場合、将来の収益獲得額又は費用削減効果が当初想定額よりも減少するため、翌事業年度の財務諸表において、ソフトウェアの計上額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 自社利用のソフトウェア

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
自社利用のソフトウェア	105,905

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループのソフトウェアは、主に自社開発サービス「BATONZ」に係る開発費のうち、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合に無形固定資産に計上しており、社内における利用可能期間（5年）に応じて償却を行っております。

② 見積りの算出に用いた主要な仮定

将来の収益獲得見込額を判断するにあたり用いた主要な仮定は、新規及び既存ユーザーへの売上計画であり、過去の売上実績等の経営環境の変化等を考慮して算定しております。また、将来の費用削減効果は、サービス運営の生産性向上に伴う将来の費用削減額を見積ることにより効果を判定しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上計画並びにサービス運営の生産性は、経営環境の変化による不確実性が存在し、当初想定した仮定のとおりに移行しない可能性があります。その場合、将来の収益獲得額又は費用削減効果が当初想定額よりも減少するため、翌事業年度の財務諸表において、ソフトウェアの計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

記載すべき未適用の会計基準等はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日）等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
給与手当	229,843千円	324,798千円
支払手数料	118,663千円	221,630千円
役員報酬	60,450千円	83,933千円
広告宣伝費	79,785千円	44,483千円
賞与引当金繰入額	44,580千円	55,939千円
貸倒引当金繰入額	7,761千円	6,184千円
減価償却費	5,861千円	6,341千円
おおよその割合		
販売費	23.5%	19.6%
一般管理費	76.5%	80.4%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	43,123	—	—	43,123
合計	43,123	—	—	43,123
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	480
合計		—	—	—	—	—	480

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	43,123	—	—	43,123
合計	43,123	—	—	43,123
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	236,515千円	323,705千円
現金及び現金同等物	236,515	323,705

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針です。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、営業債権について債権管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社は、コーポレートユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の2か月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等、預り金については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針です。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について債権管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレートユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の2か月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等、預り金については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社新株予約権の受託者	当社取締役3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式400,000株	普通株式450,000株
付与日	2022年10月3日	2022年10月3日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2024年10月1日～2037年10月3日	2024年10月1日～2032年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2026年1月8日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	400,000	450,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	400,000	450,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2026年1月8日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格	(円)	110	110
行使時平均株価	(円)	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—

(注) 2026年1月8日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値は、DCF法等により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

—千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—千円

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権①	第3回 新株予約権②	第4回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社新株予約権の受託者	当社取締役3名	当社取締役1名 当社従業員5名	当社従業員17名	当社取締役1名 当社従業員91名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 400,000株	普通株式 450,000株	普通株式 150,000株	普通株式 100,000株	普通株式 157,000株
付与日	2022年10月4日	2022年10月4日	2024年7月22日	2024年9月30日	2025年3月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。				
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2024年10月1日～ 2037年10月3日	2024年10月1日～ 2032年9月30日	2027年1月1日～ 2034年5月31日	2027年1月1日～ 2034年5月31日	2027年6月1日～ 2034年5月31日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、2026年1月8日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権①	第3回 新株予約権②	第4回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末	400,000	450,000	—	—	—
付与	—	—	150,000	100,000	157,000
失効	400,000	—	—	7,000	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	450,000	150,000	93,000	157,000
権利確定後 (株)					
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

（注） 2026年1月8日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権①	第3回 新株予約権②	第4回 新株予約権
権利行使価格 (円)	110	110	420	420	420
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

(注) 2026年1月8日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値は、DCF法等により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

139,500千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注) 2	4,889千円
差入保証金償却	3,769
貸倒引当金繰入超過額	2,203
賞与引当金繰入額	7,602
一括償却資産	2,580
破産更生債権等	1,497
その他	3,826
繰延税金資産小計	26,369
評価性引当額小計 (注) 1	△9,093
繰延税金資産合計	17,276
繰延税金負債	
その他	△8,896
繰延税金資産合計	△8,896
繰延税金資産 (負債) の純額	8,379

(注) 1. 評価性引当額が7,837千円増加しております。この増加の主な内容は、差入保証金についての評価性引当額が増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度 (2024年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	4,889	—	—	—	—	—	4,889千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—千円
繰延税金資産	4,889	—	—	—	—	—	(b)4,889千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金4,889千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産4,889千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	33.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7
住民税均等割	0.8
評価性引当額の増減	△8.7
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,671千円
未払給与	865
未払社会保険料	1,336
差入保証金償却	5,295
貸倒引当金繰入超過額	2,513
賞与引当金繰入額	8,738
一括償却資産	2,572
破産更生債権等	3,641
その他	2,138
繰延税金資産小計	29,774
評価性引当額小計（注）	△11,076
繰延税金資産合計	18,697

（注）．評価性引当額が1,982千円増加しております。この増加の主な内容は、差入保証金についての評価性引当額が増加したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	34.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	1.6
評価性引当額の増減	3.0
賃上げ促進税制による税額控除	△7.8
中小法人軽減税率による影響	△1.7
法定実効税率の変更による影響	△0.2
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が従来の34.6%から35.4%に変更となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであり、財又はサービスを種類別に分解した収益は以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
M&Aプラットフォームサービス	776,581
M&A SaaSサービス	265,314
その他	112,702
顧客との契約から生じる収益	1,154,598
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,154,598

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	73,379
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	222,240
契約負債 (期首残高)	16,776
契約負債 (期末残高)	6,000

契約負債は、主に履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、16,776千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び完全に未充足の履行義務に配分される変動対価については注記の対象に含めておりません。

公共団体から受託している業務委託費のうち成果報酬部分については委託期間中の当社の支援実績に関連しているため、従量制による変動対価に該当し、当該対価の変動性は、当社の支援実績が確定した時に解消されます。これらの変動対価の履行義務は、概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであり、財又はサービスを種類別に分解した収益は以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
M&Aプラットフォームサービス	989,827
M&A SaaSサービス	362,879
その他	26,896
顧客との契約から生じる収益	1,379,603
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,379,603

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	222,240
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	175,425
契約負債（期首残高）	6,000
契約負債（期末残高）	13,457

契約負債は、主に履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,000千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び完全に未充足の履行義務に配分される変動対価については注記の対象に含めておりません。

公共団体から受託している業務委託費のうち成果報酬部分については委託期間中の当社の支援実績に関連しているため、従量制による変動対価に該当し、当該対価の変動性は、当社の支援実績が確定した時に解消されます。これらの変動対価の履行義務は、概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社の事業セグメントは、M&Aテクノロジー事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社の事業セグメントは、M&Aテクノロジー事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しておりますので、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しておりますので、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	93.39
1株当たり当期純利益	16.91

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき、100株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益（千円）	72,913
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	72,913
普通株式の期中平均株式数（株）	4,312,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類（新株予約権の数44,500個） なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	102.91
1株当たり当期純利益	9.52

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。
2. 当社は、2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき、100株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益（千円）	41,053
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	41,053
普通株式の期中平均株式数（株）	4,312,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類（新株予約権の数8,500個） なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2025年12月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月8日をもって株式分割を行っております。また、2026年1月7日開催の臨時株主総会により、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更を決議しております。

(1) 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年1月7日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	43,123株
今回の分割により増加する株式数	4,269,177株
株式分割後の発行済株式総数	4,312,300株
株式分割後の発行可能株式総数	17,000,000株

③ 分割の効力発生日

2026年1月8日

④ 1株当たり情報に与える影響「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年1月8日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

今回の株式分割に伴い、変更の内容は以下のとおりです。(下線は変更箇所)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,700万株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

株主総会決議日 2026年1月7日(水)
効力発生日 2026年1月8日(木)

3. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給与手当	208,686千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	501,575千円
現金及び現金同等物	501,575千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、M&Aテクノロジー事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであり、財又はサービスを種類別に分解した収益は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
M&Aプラットフォームサービス	643,440
M&A SaaSサービス	224,917
その他	19,147
顧客との契約から生じる収益	887,505
その他の収益	—
外部顧客への売上高	887,505

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	15.52
中間純利益(千円)	66,919
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	66,919
普通株式の期中平均株式数(株)	4,312,300

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき、100株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2025年12月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月8日をもって株式分割を行っております。また、2026年1月7日開催の臨時株主総会により、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更を決議しております。

(1) 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年1月7日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	43,123株
今回の分割により増加する株式数	4,269,177株
株式分割後の発行済株式総数	4,312,300株
株式分割後の発行可能株式総数	17,000,000株

③ 分割の効力発生日

2026年1月8日

④ 1株当たり情報に与える影響「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年1月8日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

今回の株式分割に伴い、変更の内容は以下のとおりです。(下線は変更箇所)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,700万株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

株主総会決議日	2026年1月7日(水)
効力発生日	2026年1月8日(木)

3. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,955	—	—	2,955	501	210	2,454
工具、器具及び備品	28,452	5,671	—	34,124	15,697	6,082	18,426
有形固定資産計	31,408	5,671	—	37,080	16,199	6,293	20,881
無形固定資産							
ソフトウェア	151,530	44,680	—	196,210	90,305	33,177	105,905
ソフトウェア仮勘定	263	57,976	44,680	13,559	—	—	13,559
その他	—	362	—	362	48	48	314
無形固定資産計	151,794	103,019	44,680	210,133	90,353	33,225	119,779
長期前払費用	1,244	627	—	1,871	1,065	624	806

(注) 1. 当期増減額のうち主なものはソフトウェア44,680千円の増加であり、内容は全て自社開発のソフトウェアになります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	7,761	8,424	1,229	6,531	8,424
賞与引当金	19,624	25,257	19,624	—	25,257

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

(ア) 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	323,705
合計	323,705

(イ) 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
公益財団法人東京都中小企業振興公社	56,375
株式会社メルテックホールディングス	28,510
M&A譲渡先A (個人)	19,250
茨城県	9,434
群馬県	6,600
その他	55,255
合計	175,425

(注) 相手先の氏名については、当社と顧客との各種契約において秘密保持条項が存在すること、顧客のプライバシーに大きく関わる事項であること、及び顧客や当社の事業運営への影響が懸念されること、並びに当社の事業特性上、特定の個人や法人との継続的な取引に依存していないことに鑑み、公表を控えております。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
222,240	1,379,603	1,426,418	175,425	89.0	52.6

② 負債の部
 (ア) 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
大阪信用金庫	2,516
三井住友カード株式会社	2,398
シンプルフォーム株式会社	1,782
株式会社ライトアップ	1,030
西武信用金庫	915
その他	7,726
合計	16,369

(イ) 未払金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
三井住友カード株式会社	9,528
シンプルフォーム株式会社	6,731
株式会社フェローシップ	5,312
株式会社LeadingRole	4,832
株式会社ギークリー	2,156
その他	26,304
合計	54,863

(ウ) 未払費用

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
従業員給与	51,903
社会保険料等	11,020
合計	62,923

(3) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

1. 2026年2月13日開催の取締役会において承認された第8期第3四半期会計期間（2025年10月1日から2025年12月31日まで）及び第8期第3四半期累計期間（2025年4月1日から2025年12月31日まで）に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (2025年12月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	591,717
売掛金	86,259
その他	38,952
貸倒引当金	△5,040
流動資産合計	711,889
固定資産	
有形固定資産	18,818
無形固定資産	
ソフトウェア	105,331
その他	37,260
無形固定資産合計	142,591
投資その他の資産	20,712
固定資産合計	182,121
資産合計	894,010
負債の部	
流動負債	
買掛金	8,771
未払金	43,511
未払費用	84,973
未払法人税等	46,551
契約負債	16,754
預り金	72,716
賞与引当金	8,615
その他	45,839
流動負債合計	327,735
負債合計	327,735

当第3四半期会計期間
(2025年12月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
資本準備金	175,122
その他資本剰余金	31,868
資本剰余金合計	206,990
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	259,284
利益剰余金合計	259,284
株主資本合計	566,275
純資産合計	566,275
負債純資産合計	894,010

(2) 四半期損益計算書
第3四半期累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自2025年4月1日 至2025年12月31日)
売上高	1,371,734
売上原価	232,204
売上総利益	1,139,529
販売費及び一般管理費	952,172
営業利益	187,357
営業外収益	
受取利息	491
償却債権取立益	1,663
営業外収益合計	2,154
経常利益	189,511
税引前四半期純利益	189,511
法人税、住民税及び事業税	60,231
法人税等調整額	6,801
法人税等合計	67,033
四半期純利益	122,478

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
給与手当	322,478千円
支払手数料	179,169千円

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
減価償却費	34,188千円

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はM&Aテクノロジー事業の単一セグメントであり、財又はサービスを種類別に分解した収益は以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2025年4月1日 至2025年12月31日)
M&Aプラットフォームサービス	1,008,973
M&A SaaSサービス	331,724
その他	31,036
顧客との契約から生じる収益	1,371,734
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,371,734

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2025年4月1日 至2025年12月31日)
1株当たり四半期純利益	28.40
四半期純利益(千円)	122,478
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	122,478
普通株式の期中平均株式数(株)	4,312,300

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき、100株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2025年12月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月8日をもって株式分割を行っております。また、2026年1月7日開催の臨時株主総会により、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更を決議しております。

(1) 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年1月7日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	43,123株
今回の分割により増加する株式数	4,269,177株
株式分割後の発行済株式総数	4,312,300株
株式分割後の発行可能株式総数	17,000,000株

③ 分割の効力発生日

2026年1月8日

④ 1株当たり情報に与える影響「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年1月8日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

今回の株式分割に伴い、変更の内容は以下のとおりであります（下線は変更箇所）。

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,700万株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

株主総会決議日 2026年1月7日（水）

効力発生日 2026年1月8日（木）

3. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
取次所（注）1	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店
買取手数料（注）2	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://batonz.jp/company/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年7月31日	三宅 卓	—	特別利害関係者等(関係会社役員)	XTech2号投資事業有限責任組合無限責任組合員XTech2号有限責任事業組合代表組合員 西條 晋一	東京都中央区八重洲一丁目5番20号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	200,000	100,000,000(500)(注)4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	分林 保弘	—	特別利害関係者等(関係会社役員)	XTech2号投資事業有限責任組合無限責任組合員XTech2号有限責任事業組合代表組合員 西條 晋一	東京都中央区八重洲一丁目5番20号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	150,000	75,000,000(500)(注)4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	—	—	関係会社従業員	XTech2号投資事業有限責任組合無限責任組合員XTech2号有限責任事業組合代表組合員 西條 晋一	東京都中央区八重洲一丁目5番20号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	15,000	7,500,000(500)(注)4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	檜木 孝麿	—	特別利害関係者等(関係会社役員)	アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合アニマルスピリッツ合同会社代表者 朝倉 祐介	東京都港区浜松町二丁目2番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	150,000	75,000,000(500)(注)4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	大槻 昌彦	—	特別利害関係者等(関係会社役員)	アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合アニマルスピリッツ合同会社代表者 朝倉 祐介	東京都港区浜松町二丁目2番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	150,000	75,000,000(500)(注)4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	—	—	関係会社従業員	アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合アニマルスピリッツ合同会社代表者 朝倉 祐介	東京都港区浜松町二丁目2番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	7,500	3,750,000(500)(注)4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	—	—	関係会社従業員	アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合アニマルスピリッツ合同会社代表者 朝倉 祐介	東京都港区浜松町二丁目2番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	7,500	3,750,000(500)(注)4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	—	—	関係会社従業員	アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合アニマルスピリッツ合同会社代表者 朝倉 祐介	東京都港区浜松町二丁目2番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	7,500	3,750,000(500)(注)4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年7月31日	—	—	関係会社従業員	アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合 アニマルスピリッツ合同会社 代表者 朝倉 祐介	東京都港区 浜松町二丁目2番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	7,500	3,750,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	—	—	関係会社従業員	アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合 アニマルスピリッツ合同会社 代表者 朝倉 祐介	東京都港区 浜松町二丁目2番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	7,500	3,750,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	—	—	関係会社従業員	アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合 アニマルスピリッツ合同会社 代表者 朝倉 祐介	東京都港区 浜松町二丁目2番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	5,000	2,500,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	—	—	関係会社従業員	アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合 アニマルスピリッツ合同会社 代表者 朝倉 祐介	東京都港区 浜松町二丁目2番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	5,000	2,500,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	—	—	関係会社従業員	アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合 アニマルスピリッツ合同会社 代表者 朝倉 祐介	東京都港区 浜松町二丁目2番15号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	5,000	2,500,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	竹内 直樹	—	特別利害関係者等(関係会社役員)	DIMENSION2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DIMENSION2号合同会社 代表社員 DIMENSION株式会社 職務執行者 宮宗 孝光	東京都港区 虎ノ門五丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	150,000	75,000,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年7月31日	—	—	関係会社従業員	DIMENSION2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DIMENSION2号合同会社 代表社員 DIMENSION株式会社 職務執行者 宮宗 孝光	東京都港区 虎ノ門五丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	30,000	15,000,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年 7月31日	—	—	関係会社役員	DIMENSION2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DIMENSION2号合同会社 代表社員 DIMENSION株式会社 職務執行者 宮宗 孝光	東京都港区 虎ノ門五丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	30,000	15,000,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年 7月31日	—	—	関係会社従業員	DIMENSION2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DIMENSION2号合同会社 代表社員 DIMENSION株式会社 職務執行者 宮宗 孝光	東京都港区 虎ノ門五丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	30,000	15,000,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年 7月31日	平山 巖	—	特別利害関係者等(関係会社役員)	DIMENSION2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DIMENSION2号合同会社 代表社員 DIMENSION株式会社 職務執行者 宮宗 孝光	東京都港区 虎ノ門五丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	15,000	7,500,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年 7月31日	—	—	関係会社従業員	DIMENSION2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DIMENSION2号合同会社 代表社員 DIMENSION株式会社 職務執行者 宮宗 孝光	東京都港区 虎ノ門五丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	15,000	7,500,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年 7月31日	—	—	関係会社従業員	DIMENSION2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DIMENSION2号合同会社 代表社員 DIMENSION株式会社 職務執行者 宮宗 孝光	東京都港区 虎ノ門五丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	15,000	7,500,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年 7月31日	—	—	関係会社従業員	DIMENSION2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DIMENSION2号合同会社 代表社員 DIMENSION株式会社 職務執行者 宮宗 孝光	東京都港区 虎ノ門五丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	15,000	7,500,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため
2023年 7月31日	—	—	関係会社従業員	DIMENSION2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DIMENSION2号合同会社 代表社員 DIMENSION株式会社 職務執行者 宮宗 孝光	東京都港区 虎ノ門五丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	15,000	7,500,000 (500) (注) 4	親会社からの独立性確保及びVCより事業成長支援を得るため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2023年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的关系会社
4. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）を参考にして当事者間で協議の上、決定した価格であります。
5. 2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、分割後の株式数に換算して「移動株式」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第3回新株予約権①	第3回新株予約権②	第4回新株予約権
発行年月日	2024年7月22日	2024年9月30日	2025年3月28日
種類	第3回新株予約権① (ストック・オプション)	第3回新株予約権② (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,500株	普通株式 1,000株	普通株式 1,570株
発行価格	42,000円	42,000円	42,000円
資本組入額	21,000円	21,000円	21,000円
発行価額の総額	63,000,000円	42,000,000円	65,940,000円
資本組入額の総額	31,500,000円	21,000,000円	32,970,000円
発行方法	2024年6月17日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2024年6月17日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2025年3月14日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	第3回新株予約権①	第3回新株予約権②	第4回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 42,000円	1株につき 42,000円	1株につき 42,000円
行使期間	2027年1月1日から 2034年5月31日まで	2027年1月1日から 2034年5月31日まで	2027年6月1日から 2034年5月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

5. 2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株式」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株式」及び「価格（単価）」を記載しております。

6. 第3回新株予約権②については、退職等により従業員1名70株分の権利が喪失しております。

7. 第4回新株予約権については、退職等により従業員8名76株分の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

第3回新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
海山 龍明	—	会社役員	500	21,000,000 (42,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
当社従業員5名	—	会社員	1,000	42,000,000 (42,000)	当社従業員

(注) 2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株式」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株式」及び「価格（単価）」を記載しております。

第3回新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
当社従業員16名	—	会社員	930	39,060,000 (42,000)	当社従業員

(注) 1. 2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株式」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株式」及び「価格（単価）」を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

第4回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
海山 龍明	—	会社役員	200	8,400,000 (42,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
当社従業員83名	—	会社員	1,294	54,348,000 (42,000)	当社従業員

(注) 1. 2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行

っておりますが、上記「割当株式」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株式」及び「価格（単価）」を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社日本M&Aセンターホールディングス(注)1・4	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,400,000	27.16
神瀬 悠一(注)2・4	埼玉県和光市	1,100,000 (150,000)	21.34 (2.91)
宮竹 秀太郎(注)3・4	石川県小松市	749,900 (150,000)	14.55 (2.91)
XTech2号投資事業有限責任組合(注)4	東京都中央区八重洲一丁目5番20号	365,000	7.08
アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合(注)4	東京都港区浜松町二丁目2番15号	352,500	6.84
DIMENSION2号投資事業有限責任組合(注)4	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	315,000	6.11
鈴木 安夫(注)3・4	埼玉県さいたま市浦和区	215,000 (150,000)	4.17 (2.91)
バトンズ社員持株会(注)4	東京都中央区築地三丁目12番5号	86,900	1.69
海山 龍明(注)3	—	73,000 (70,000)	1.42 (1.36)
渡部 恒郎(注)4・6・7	東京都港区	30,000	0.58
—(注)5	—	30,000 (30,000)	0.58 (0.58)
—(注)5	—	25,000 (25,000)	0.48 (0.48)
—(注)5	—	24,000 (24,000)	0.47 (0.47)
—(注)5	—	23,700 (23,700)	0.46 (0.46)
—(注)5	—	23,500 (23,500)	0.46 (0.46)
—(注)5	—	22,000 (22,000)	0.43 (0.43)
林田 幸一(注)4	東京都中央区	20,000	0.39
朝倉 祐介(注)4	東京都世田谷区	20,000	0.39
—(注)5	—	16,500 (16,500)	0.32 (0.32)
—(注)9	—	15,000	0.29
—(注)9	—	15,000	0.29
—(注)5	—	11,000 (11,000)	0.21 (0.21)
永田 靖子(注)3 (戸籍上の氏名:保坂 靖子)	—	10,000	0.19
—(注)9	—	10,000	0.19
西村 晃(注)10	—	10,000	0.19
坪 昌史(注)10	—	10,000	0.19

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
新島 史也 (注) 10	—	10,000	0.19
— (注) 5	—	10,000 (10,000)	0.19 (0.19)
— (注) 5	—	10,000 (10,000)	0.19 (0.19)
— (注) 5	—	9,400 (9,400)	0.18 (0.18)
— (注) 5	—	9,000 (9,000)	0.17 (0.17)
— (注) 5	—	8,200 (8,200)	0.16 (0.16)
— (注) 5	—	8,000 (8,000)	0.16 (0.16)
— (注) 9	—	7,500	0.15
— (注) 8	—	7,500	0.15
— (注) 5	—	7,500 (7,500)	0.15 (0.15)
— (注) 5	—	7,200 (7,200)	0.14 (0.14)
— (注) 5	—	6,400 (6,400)	0.12 (0.12)
— (注) 5	—	6,000 (6,000)	0.12 (0.12)
— (注) 5	—	6,000 (6,000)	0.12 (0.12)
— (注) 9	—	5,000	0.10
— (注) 9	—	5,000	0.10
— (注) 5	—	4,600 (4,600)	0.09 (0.09)
— (注) 5	—	3,700 (3,700)	0.07 (0.07)
— (注) 5	—	3,500 (3,500)	0.07 (0.07)
— (注) 5	—	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
— (注) 5	—	2,200 (2,200)	0.04 (0.04)
その他の株主59名 (注) 5	—	42,600 (42,600)	0.83 (0.83)
計	—	5,154,700 (842,400)	100.00 (16.34)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の関係会社)
2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役)
3. 特別利害関係者等 (当社取締役)
4. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
5. 当社の従業員
6. 当社の元取締役
7. 当社関係会社の元取締役

8. 当社の元従業員
9. 当社関係会社の元従業員
10. 当社の社外協力者
11. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
12. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月10日

株式会社バトonz
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中安 正

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉原 伸太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バトonzの2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バトonzの2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2026年3月10日

株式会社バトンズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中安 正

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉原 伸太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バトンズの2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バトンズの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2026年3月10日

株式会社バトンズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中安 正

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉原 伸太郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バトンズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バトンズの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。

2026年3月10日

株式会社バトンズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中安 正

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉原 伸太郎

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社バトンズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（2025年10月1日から2025年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2025年4月1日から2025年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、株式会社バトンズの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

